

令和7年  
秋田県の都市計画

【Ⅲ】各都市の都市計画

## 【Ⅲ】各都市の都市計画

秋田市		
秋田都市計画区域	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
潟上市		
秋田都市計画区域	・・・・・・・・・・・・・・・・	26
鹿角市		
鹿角都市計画区域	・・・・・・・・・・・・・・・・	32
大館市		
大館都市計画区域	・・・・・・・・・・・・・・・・	38
北秋田市		
北秋田都市計画区域	・・・・・・・・・・・・・・・・	44
能代市		
能代都市計画区域	・・・・・・・・・・・・・・・・	49
男鹿市		
男鹿都市計画区域	・・・・・・・・・・・・・・・・	56
由利本荘市		
由利本荘都市計画区域	・・・・・・・・・・・・・・・・	61
にかほ市		
にかほ市計画区域	・・・・・・・・・・・・・・・・	67
大仙市		
大曲都市計画区域	・・・・・・・・・・・・・・・・	73
美郷町		
大曲都市計画区域	・・・・・・・・・・・・・・・・	81
仙北市		
仙北都市計画区域	・・・・・・・・・・・・・・・・	84
横手市		
横手都市計画区域	・・・・・・・・・・・・・・・・	89
湯沢市		
湯沢都市計画区域	・・・・・・・・・・・・・・・・	98
小坂町		
小坂都市計画区域	・・・・・・・・・・・・・・・・	104
五城目町		
五城目都市計画区域	・・・・・・・・・・・・・・・・	107
八郎潟町		
八郎潟都市計画区域	・・・・・・・・・・・・・・・・	110

# 秋田都市計画区域（秋田市）

## 1. 沿革と概況

秋田は、明治4年の廃藩置県に至るまでの270年間、秋田佐竹氏久保田藩の城下町として栄えた。明治22年秋田市として市制を施行、その後明治時代に3村の一部を、大正時代には牛島町ほか1村を、昭和に入り土崎港町ほか1町16村を、そして平成17年に河辺町・雄和町を編入し、現在では人口約30万人の県都となっている。この間に、秋田空港の開港、秋田自動車道の開通、秋田新幹線の開業、そして平成19年には秋田中央道路の開通と高速交通体系の整備や各種プロジェクトの整備が進められてきた。

都市整備としては、昭和36年に、新しい時代の要請に応え、総合的かつ計画的な行政方向を明らかにした、第1次展望「秋田市の現状と将来の展望」の策定以降、道路、公園、上水道、下水道、学校等の都市基盤整備が計画的に進められ、近代都市として発展してきた。平成26年には旧秋田都市計画区域と旧河辺都市計画区域を統合し、秋田都市計画区域として全域に区域区分制度を導入し、一体的な都市構造と地域拠点を核とした集約型都市構造の形成に向け、土地利用誘導を進めている。

現在、本市は「暮らしの豊かさを次世代につむぐ 持続可能な活力ある都市」の基本理念のもと、多核集約型コンパクトシティを形成し、将来にわたり持続可能な都市を目指すことで、「市民の生活」や「地域の文化」を守り、未来へ引き継ぐまちづくりを進めている。

### 1-1 面積・人口

令和7年4月1日現在

行政区域		都市計画区域		人口集中区域	
面積 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)	人口 (人)
90,607	291,412	41,437	287,093	5,485	245,611

(注) 人口集中地区 (D・I・D) は、令和2年国勢調査による。

## 2. 法の適用及び都市計画区域の経緯

決定年月日 及び告示番号	面積 (ha)	区 域
S 5. 5. 2	12,970	旧秋田市、土崎港町、寺内町、新屋町の各全部、外旭川村、広山田村の各一部
S 16. 5. 7 内務省告示第250号	19,237	上記市町村に飯島村、外旭川村、下北手村、上北手村、仁井田村、四ツ小屋村、豊岩村、浜田村
S 40.10. 18 建設省告示第3011号	28,609	
S 45.10. 24 秋田県告示第541号	30,888	秋田市の一部
S 46. 3. 25 秋田県告示第163号	30,900	秋田市の一部
S 49. 9. 14 秋田県告示第534号	30,900	秋田市の一部
S 53. 2. 4 行政区域告示 38ha	30,938	※公有水面埋立による行政区域の変更告示
S 58. 5. 7 秋田県告示第346号	30,938	秋田市の一部
平成7年10月1日 行政区域告示 28ha	30,966	※公有水面埋立による行政区域の変更告示
平成8年10月1日 行政区域告示 8ha	30,974	※公有水面埋立による行政区域の変更告示
平成10年10月1日 行政区域告示 13ha	30,987	※公有水面埋立による行政区域の変更告示
H 26. 7. 1 秋田県告示第349号	41,437	秋田市の一部

### 3. 市街化区域及び市街化調整区域

令和7年4月1日現在

市街化区域		市街化調整区域	
面積 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)	人口 (人)
7,585	264,759	33,852	22,334

### 4. 地域地区

#### 4-1 用途地域

当初決定年月日：S28年 5月11日 建告示第798号  
最終決定年月日：R 6年 9月27日 市告示第294号

地域名	面積 (ha)	構成比 (%)	容積率 (%)	建蔽率 (%)
第1種低層住居専用地域	2,106	27.8	50	30
			60	40
			80	50
			100	50
第2種低層住居専用地域	13	0.2	80	50
第1種中高層住居専用地域	717	9.5	100	50
			150	60
			200	60
第2種中高層住居専用地域	488	6.4	200	60
第1種住居地域	1,488	19.6	200	60
第2種住居地域	91	1.2	200	60
準住居地域	5.8	0.1	200	60
近隣商業地域	355	4.7	200	80
			300	80
商業地域	390	5.1	200	80
			400	80
			500	80
			600	80
準工業地域	828	10.9	200	60
工業地域	281	3.7	200	60
工業専用地域	822	10.8	200	60
計	7,585	100		

(注) 第1種、第2種低層住居専用地域の建築物の高さの限度は10.0m

(注) 第1種、第2種低層住居専用地域の外壁後退距離の限度は1.0m

#### 4-2 特別用途地区

地域名	面積 (ha)	告示年月日及び番号	備考
大規模集客施設制限地区	828	当初決定年月日：H20年7月1日 市告示第142号 最終決定年月日：H26年7月1日 市告示第174号	秋田市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例
特別工業地区	33	当初決定年月日：R4年9月28日 市告示第241号	秋田市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例

#### 4-3 高度利用地区

地区名	位置	面積 (h a)	容積率の最高限度及び最低限度	建築面積の最低限度	最終決定年月日及び告示番号
駅前高度利用地区	秋田市中通二丁目	3.3	Max 600% Min 200%	500㎡	H19.4.16(S49.7.19)秋田市告示第127号
中通一丁目高度利用地区	秋田市中通一丁目	2.9	Max 600% Min 200%	500㎡	H20.10.15(H12.7.4)秋田市告示第203号
建蔽率の最高限度					
80%(但し近隣商業地域及び商業地域内でかつ防火地域内耐火建築物は100%)					

※( )は当初決定年月日

#### 4-4 防火及び準防火地域

地域名	面積 (h a)	告示年月日
防火地域	16.8	当初決定年月日：S44年 5月 7日 建告示第1779号 最終決定年月日：S44年 5月 7日 建告示第1779号
準防火地域	1,608.9	当初決定年月日：S24年12月16日 建告示第919号 最終決定年月日：H26年 7月 1日 市告示第175号

#### 4-5 風致地区

風致地区名	最終決定年月日及び告示番号	面積 (h a)	種別面積内訳		
			第1種地区 (h a)	第2種地区 (h a)	第3種地区 (h a)
城跡風致地区	S30.5.12(S29.7.5)建設省告示第666号	16.0	7.0	—	9.0
金照寺山風致地区	S30.5.12(S29.7.5)建設省告示第666号	30.7	—	27.9	2.8
高清水風致地区	S43.12.28(S29.7.5)建設省告示第3861号	71.0	41.8	9.3	19.9
手形山風致地区	H 8.4.2(S29.7.5)秋田県告示第233号	181.2	88.3	46.0	46.9
勝平山風致地区	H 8.4.2(S30.5.12)秋田県告示第233号	1021.8	444.5	25.9	551.4
焼山風致地区	S43.12.28(S30.5.12)建設省告示第3861号	40.0	21.8	0.8	17.4
浜ナン山風致地区	S34.3.24(S30.5.12)建設省告示第497号	10.0	—	—	10.0
大森山風致地区	S43.12.28(S43.12.28)建設省告示第3861号	129.2	126.4	2.4	0.4
金足風致地区	S43.12.28(S43.12.28)建設省告示第3861号	164.6	153.6	11.0	—
計	9地区	1,664.5	883.4	123.3	657.8

※( )は当初決定年月日

#### 4-6 臨港地区

当初決定年月日：S34年3月10日 建告示第233号  
最終決定年月日：H19年2月27日 県告示第111号

地区名	面積 (h a)	分 区 種 別				
		商港区 (h a)	工業港区 (h a)	保安港区 (h a)	修景厚生港区	マリナ港区 (h a)
秋田港臨港地区	662.5	130.1	485.2	11.8	26.2	9.2

## 5. 都市計画施設

### 5-1 都市計画道路

令和7年3月31日現在

街路番号	路線名	起点	終点	幅員	車線の数	延長(m)	最終決定年月日及び告示番号	改良済実延長(m)	整備率(%)
1・3・1	秋田外環状道路	秋田市上北手古野字大繁沢	昭和町豊川龍毛字後山	22	—	26,150	S61. 4.18(S61. 4.18) 秋田県告示第304号	26,150	100
1・6・2	秋田中央道路	秋田市旭北錦町	秋田市東通一丁目	9.75	2	2,330	H21.10.27(H 9.12. 9) 秋田県告示第473号	2,330	100
3・2・1	秋田駅八橋線	秋田市中通二丁目	秋田市山王臨海町	32	6	3,600	H21.10.27(S29. 7. 5) 秋田県告示第473号	3,260	90.6
3・2・2	川尻総社線	秋田市川尻総社町	秋田市八橋本町三丁目	32	2	1,850	R7. 3. 21(S29. 7. 5) 秋田市告示第90号	1,850	100
3・2・3	下浜八橋線	秋田市下浜羽川字上浜	秋田市川尻町字大川反	30	4	14,740	H19. 1.23(S50.10.21) 秋田県告示第38号	14,740	100
3・3・4	横山金足線	秋田市仁井田字川久保	秋田市金足下刈字北野	24	4	21,030	H31. 4. 2(S41.12. 7) 秋田県告示第188号	19,625	93.3
3・3・5	新屋豊岩線	秋田市新屋町字北愛宕町	秋田市豊岩石田坂字上野	25	4	4,260	H24. 4. 6(S41.12. 7) 秋田県告示第194号	4,260	100
3・3・7	割山向浜線	秋田市新屋町字割山	秋田市新屋町字砂奴寄	25	2	4,040	R7. 3. 21(S59. 6. 2) 秋田県告示第130号	4,040	100
3・1・8	秋田駅東中央線	秋田市東通仲町	秋田市下北手柳館字向田	43	4	4,390	H21.10.27(S41.12. 7) 秋田県告示第473号	3,385	77.1
3・4・9	土崎駅前線	秋田市土崎港中央六丁目	秋田市土崎港西三丁目	18	2	670	H15.11.21(S29. 7. 5) 秋田県告示第951号	670	100
3・4・10	飯島相染線	秋田市飯島字古道下川端	秋田市土崎港相染町沼端	20	2	1,240	H31. 4. 2(S41.12. 7) 秋田市告示第123号	—	—
3・4・11	新屋土崎線	秋田市浜田字陳ヶ原	秋田市土崎港南一丁目	20	4	13,980	R7. 3. 21(S29. 7. 5) 秋田県告示第130号	9,161	65.5
3・4・12	御所野追分線	秋田市上北手古野字大繁沢	秋田市金足追分字海老穴	20	4	23,950	H31. 4. 2(S29. 7. 5) 秋田県告示第188号	22,350	93.3
3・6・13	大浜上新城線	秋田市飯島字古道下川端	秋田市上新城中字南波掛	10	2	6,120	H31. 4. 2(S41.12. 7) 秋田県告示第188号	—	—
3・4・14	川尻広面線	秋田市川尻大川町	秋田市広面字広面	18	—	5,240	H 7.12.12(S29. 7. 5) 秋田県告示第884号	5,175	98.8
3・4・15	臨海新川向線	秋田市八橋字下八橋	秋田市八橋新川向	18	—	1,670	S60.11. 1(S41.12. 7) 秋田県告示第648号	1,137	68.1
3・4・16	秋田港北線	秋田市土崎港相染町字大浜	秋田市下新城中野字街道端西	20	4	4,520	H31. 4. 2(S43. 6. 7) 秋田県告示第188号	4,520	100
3・4・17	臨海秋操線	秋田市寺内字蛭根	秋田市泉字菅野	20	—	2,580	S60.11. 1(S49.12.24) 秋田県告示第648号	744	28.8
3・4・18	保戸野泉線	秋田市泉南三丁目	秋田市泉一ノ坪	18	2	870	H25. 4. 5(S49.12.24) 秋田県告示第157号	142	16.3
3・4・19	二ツ屋山崎線	秋田市東通七丁目	秋田市手形字西谷地	16	2	1,300	R6. 3. 7(S41.12. 7) 秋田市告示第66号	873	67.2
3・4・20	広面家の下線	秋田市広面字小沼古川端	秋田市広面字昼寝	16	—	1,280	S60.11. 1(S41.12. 7) 秋田県告示第648号	622	48.6
3・4・21	中通牛島線	秋田市中通一丁目	秋田市茨島七丁目	16	—	3,270	S57. 4.10(S29. 7. 5) 秋田県告示第306号	2,482	75.9
3・4・22	追分駅前線	秋田市金足追分字海老穴	秋田市金足追分字海老穴	20	—	130	S61. 4.18(S41.12. 7) 秋田県告示第304号	—	—
3・5・23	新屋十軒町線	秋田市新屋勝平町	秋田市櫛山字南新町下丁	15	2	4,410	H24. 4. 6(S29. 7. 5) 秋田県告示第194号	3,864	87.6
3・4・24	鉄砲町菅野線	秋田市保戸野鉄砲町	秋田市泉字菅野	16	—	2,060	S60.11. 1(S41.12. 7) 秋田県告示第648号	2,060	100
3・4・25	保戸野一号線	秋田市保戸野原の町	秋田市保戸野千代田町	16	2	780	R7. 3.21(S29. 7. 5) 秋田市告示第90号	780	100
3・4・26	千秋矢留線	秋田市千秋明德町	秋田市千秋矢留町	18	2	640	R7. 3. 21(S29. 7. 5) 秋田県告示第130号	0	0

街路 番号	路線名	起点	終点	幅員	車線 の数	延長 (m)	最終決定年月日 及び告示番号	改良済 実延長 (m)	整備率 (%)
3・4・27	千秋広面線	秋田市千秋城下町	秋田市広面字谷内佐渡	16	—	2,930	H 7. 3. 14(S29. 7. 5) 秋田県告示第162号	2,930	100
3・4・29	保戸野中通線	秋田市保戸野千代田町	秋田市中通六丁目	18	2	3,440	R7. 3. 21(S29. 7. 5) 秋田県告示第130号	2,230	64.8
3・4・30	新屋浜田線	秋田市新屋扇町	秋田市新屋日吉町	16	2	760	H24. 4. 6(S41. 12. 7) 秋田県告示第194号	—	—
3・4・31	明田外旭川線	秋田市東通観音前	秋田市外旭川字三後田	16	2	6,490	R 6. 3. 7(S29. 7. 5) 秋田市告示第66号	6,490	100
3・4・32	茨島勝平線	秋田市茨島五丁目	秋田市新屋勝平町	16	2	890	R7. 3. 21(S29. 7. 5) 秋田市告示第90号	890	100
3・4・33	将軍野相染線	秋田市外旭川字三後田	秋田市港北新町	16	2	3,040	H31. 4. 2(S29. 7. 5) 秋田県告示第123号	978	32.2
3・4・34	土崎環状線	秋田市土崎港西一丁目	将軍野南三丁目	16	2	6,300	H25. 2. 25(S29. 7. 5) 秋田市告示第33号	3,741	59.4
3・4・35	通町線	秋田市千秋明德町	秋田市旭北栄町	18	2	890	H12. 2. 25(S29. 7. 5) 秋田県告示第117号	890	100
3・5・36	外旭川新川線	秋田市外旭川字小谷地	秋田市川尻大川町	15	2	5,080	H27. 2. 6(S29. 7. 5) 秋田県告示第45号	5,080	98.5
3・5・37	秋田港四ツ屋線	秋田市土崎港西一丁目	秋田市将軍野青山町	15	—	2,620	S63. 12. 23(S29. 7. 5) 秋田市告示第139号	2,282	87.1
3・5・38	浜ナシ山長野線	秋田市土崎港相染町字浜ナシ山	秋田市飯島字大崩	15	—	2,600	S60. 11. 6(S29. 7. 5) 秋田市告示第95号	470	18.1
3・5・39	広小路櫛山線	秋田市中通二丁目	秋田市櫛山南中町	12	2	1,690	R7. 3. 21(S29. 7. 5) 秋田市告示第90号	685	40.5
3・5・40	室町保戸野線	秋田市旭南一丁目	秋田市保戸野すわ町	12	2	1,910	H12. 2. 25(S29. 7. 5) 秋田市告示第36号	564	29.5
3・5・41	神宮田線	秋田市外旭川字三後田	秋田市外旭川字神宮田	12	—	200	S60. 11. 6(S53. 11. 15) 秋田市告示第95号	200	100
3・6・42	表町通線	秋田市櫛山登町	秋田市櫛山佐竹町	11	—	875	S60. 11. 6(S29. 7. 5) 秋田市告示第95号	875	100
3・1・44	新都市大通線	秋田市上北手猿田字寺ノ沢	秋田市御所野地藏田三丁目	40	2	2,350	H17. 4. 15(S59. 6. 2) 秋田県告示第431号	2,350	100
3・4・45	上北手雄和線	秋田市上北手猿田字寺ノ沢	秋田市御所野湯本六丁目	22	2	2,330	H24. 3. 1(S59. 6. 2) 秋田市告示第33号	2,330	100
3・3・46	横山御所野線	秋田市仁井田字川久保	秋田市四ッ小屋末戸松本字湯ノ沢	22	—	3,430	S61. 4. 18(S59. 6. 2) 秋田県告示第304号	3,430	100
3・4・47	新都市環状線	秋田市四ッ小屋末戸松本字湯ノ沢	秋田市四ッ小屋小阿地字下堤	16	—	2,330	H 3. 7. 26(S59. 6. 2) 秋田県告示第513号	2,330	100
3・5・48	北愛宕通線	秋田市新屋日吉町	秋田市新屋栗田町	12	2	680	R7. 3. 21(S59. 6. 28) 秋田市告示第90号	680	100
3・4・49	秋田駅前中央線	秋田市中通四丁目	秋田市中通一丁目	20	—	870	S60. 11. 1(S29. 7. 5) 秋田県告示第648号	870	100
3・5・50	勝平臨海線	秋田市新屋天秤野	秋田市川尻町字中島	14	—	1,050	H 6. 7. 29(S59. 12. 7) 秋田市告示第103号	1,050	100
3・4・51	茨島一号線	秋田市茨島七丁目	秋田市茨島六丁目	16	2	300	R 6. 3. 7(S61. 4. 21) 秋田市告示第66号	300	100
3・4・52	南部中央線	秋田市御所野下堤五丁目	秋田市茨島五丁目	20	2	7,080	H12. 2. 25(S61. 4. 18) 秋田県告示第117号	7,080	100
3・4・53	豊岩仁井田線	秋田市豊岩石田坂字上野	秋田市仁井田新田二丁目	20	2	2,270	H24. 4. 6(S61. 4. 18) 秋田県告示第194号	2,270	100
3・3・54	秋田空港線	雄和町田草川字高野	秋田市四ッ小屋字与左衛門川原	25	—	3,670	S61. 4. 18(S61. 4. 18) 秋田県告示第304号	3,670	100
3・5・55	新屋田尻沢線	秋田市豊岩石田坂字鎌塚	秋田市新屋田尻沢東町	12	—	340	S61. 4. 21(S61. 4. 21) 秋田市告示第37号	340	100
3・3・56	外旭川上新城線	秋田市外旭川字小谷地	秋田市上新城道川字五百刈沢	25	4	3,330	H31. 4. 2(S61. 4. 18) 秋田県告示第188号	3,330	100
3・5・61	秋田駅東一号線	秋田市広面字小沼同字鬼頭	秋田市広面字高田同字小沼	12	—	2,750	S61. 10. 13(S56. 12. 22) 秋田市告示第97号	1,139	41.4
3・4・62	御所野二号線	秋田市四ッ小屋末戸松本字湯ノ沢	秋田市四ッ小屋末戸松本字湯ノ沢	16	—	1,300	H 1. 9. 19(H 1. 9. 19) 秋田県告示第645号	1,300	100

街路番号	路線名	起点	終点	幅員	車線の数	延長(m)	最終決定年月日及び告示番号	改良済実延長(m)	整備率(%)
3・4・63	勝平環状線	秋田市新屋南浜町	秋田市新屋豊町	16	—	2,770	H 3. 2.28(H 3. 2.28) 秋田県告示第132号	—	—
3・4・64	勝平東西線	秋田市新屋南浜町	秋田市新屋勝平町	16	—	1,260	H 3. 2.28(H 3. 2.28) 秋田県告示第132号	—	—
3・3・65	千秋山崎線	秋田市千秋久保田町	秋田市手形字山崎	28	—	470	H 5.11. 5(H 3. 7.26) 秋田県告示第731号	120	25.5
3・4・66	千秋久保田町線	秋田市千秋久保田町	秋田市千秋久保田町	20	2	350	H23. 8.19(H 3. 7.26) 秋田県告示第359号	350	100
3・4・67	山崎広面線	秋田市手形字山崎	秋田市手形字西谷地	16	—	600	H 3. 7.26(H 3. 7.26) 秋田県告示第513号	496	82.7
3・5・68	秋田駅西北一号線	秋田市千秋久保田町	秋田市千秋久保田町	12	—	340	H 5.10.15(H 5.10.15) 秋田市告示第124号	340	100
3・4・69	手形東通線	秋田市手形字山崎	秋田市東通仲町	20	2	840	R 6. 3. 7 (H 6.11.29) 秋田市告示第66号	840	100
3・5・70	秋田駅東二号線	秋田市手形字西谷地	秋田市手形字山崎	12	—	390	H 6.11.29(H 6.11.29) 秋田市告示第151号	267	68.5
3・5・71	秋田駅東拠点一号線	秋田市東通仲町	秋田市東通仲町	12	—	410	H 6.11.29(H 6.11.29) 秋田市告示第151号	410	100
3・3・72	泉外旭川線	秋田市泉字菅野	秋田市外旭川字木崎	25	—	1,830	H 7.12.12(H 7.12.12) 秋田県告示第884号	282	15.4
3・4・73	上北手御所野線	秋田市上北手荒巻字堺切	秋田市上北手猿田字猿田沢	20	2	3,970	H17. 4.12(H11. 2.22) 秋田市告示第135号	1,060	26.7
3・5・74	下新城東西線	秋田市下新城 中野字街道端西	秋田市下新城 中野字琵琶沼	13	2	1,970	H14. 8.27(H14. 8.27) 秋田市告示第235号	1,970	100
3・3・75	神内和田線	河辺町神内字神内	河辺町北野田高屋字前田	28	—	6,740	H26. 7. 1(H3. 7.26) 秋田県告示第353号	3,140	46.6
3・4・76	前田和田2号線	河辺町北野田高屋字上前田表	河辺町和田字上中野	16	—	570	H26. 7. 1(H3. 7.26) 秋田市告示第172号	—	—
3・4・77	和田駅前線	河辺町北野田高屋字黒沼下堤下	河辺町和田字上中野	18	—	360	H26. 7. 1(H3. 7.26) 秋田県告示第353号	—	—
3・4・78	石川和田駅線	河辺町和田字坂北	河辺町和田字上中野	16	—	2,530	H26. 7. 1(H3. 7.26) 秋田県告示第353号	—	—
3・4・79	手形添川線	秋田市手形字上川原	添川字地ノ内	18	2	1,380	R7. 3.21(R7. 3.21) 秋田県告示第130号	1,380	100
3・4・80	南通茨島線	秋田市南通宮田	秋田市茨島二丁目	16	2	3,000	R7. 3.21(R7. 3.21) 秋田県告示第130号	3,000	100
7・6・1	駅東一号線	秋田市広面字板橋	秋田市広面字板橋	8	—	270	S63. 3.31(S63. 3.31) 秋田市告示第42号	270	100
7・6・2	秋操一号線	秋田市泉中央二丁目	秋田市泉北三丁目	9	—	540	H22. 4.12(S63. 3.31) 秋田市告示第111号	461	85.4
7・5・3	御所野一号線	秋田市上北手御所野字野形	秋田市上北手御所野字野形	12	—	600	S63.12.23(S63.12.23) 秋田市告示第139号	600	100
7・6・4	西北一号線	秋田市中通七丁目	秋田市千秋久保田町	8	2	330	H22. 1.13(H22. 1.13) 秋田市告示第7号	251	76.1
7・6・5	駅東二号線	秋田市手形字西谷地	秋田市手形字西谷地	8	2	660	H22. 1.13(H22. 1.13) 秋田市告示第7号	573	86.8
8・7・1	中央市場西一号線	秋田市外旭川字小谷地	秋田市外旭川字鳥谷場	6	—	730	S60.11. 6(S53.11.15) 秋田市告示第95号	730	100
8・7・2	中央市場西二号線	秋田市外旭川字小谷地	秋田市外旭川字鳥谷場	6	—	430	S60.11. 6(S53.11.15) 秋田市告示第95号	430	100
8・6・3	秋操公園道路一号線	秋田市保戸野千代田町	秋田市泉字道田	10	—	1,580	S63. 3.31(S58. 2.28) 秋田市告示第42号	1,580	100
8・6・4	新都市公園道路一号線	秋田市四ッ小屋小阿地字坂ノ上	秋田市御所野元町六丁目	10	—	1,440	H 7.12.12(H 2. 7.20) 秋田市告示第140号	1,440	100
8・7・5	新都市公園道路二号線	秋田市四ッ小屋末戸松本字湯ノ沢	秋田市四ッ小屋末戸松本字湯ノ沢	6	—	240	H 2. 7.20(H 2. 7.20) 秋田市告示第84号	240	100
8・7・6	新都市公園道路三号線	秋田市四ッ小屋小阿地字坂ノ下	秋田市四ッ小屋小阿地字下堤	7.5	—	320	H 2. 7.20(H 2. 7.20) 秋田市告示第84号	320	100
8・7・7	新都市公園道路四号線	秋田市御所野元町五丁目	秋田市御所野元町五丁目	6	—	190	H 2. 7.20(H 2. 7.20) 秋田市告示第84号	190	100
8・6・8	新屋大川散歩道	秋田市新屋扇町	秋田市新屋大川町	10	—	570	H 2. 7.20(H 2. 7.20) 秋田市告示第84号	570	100

街路 番号	路線名	起点	終点	幅員	車線 の数	延長 (m)	最終決定年月日 及び告示番号	改良済 実延長 (m)	整備率 (%)
8・6・9	新都市公園 道路五号線	秋田市御所野元 町四丁目	秋田市上北手猿 田字寺ノ沢	6	—	670	H17. 4. 12(H 9. 7. 31) 秋田市告示第135号	670	100
自専道 計		2路線				28,480		28,480	100
幹線計		7 3路線				232,195		180,169	77.6
区画計		5路線				2,400		2,155	89.8
特殊ア 計		9路線				6,170		6,170	100
計		8 9路線				269,245		216,974	80.6

### 5-2 都市計画河川

令和7年3月31日現在

番号	河川名	起点	終点	幅員 (m)	延長 (m)	最終決定年月日 及び告示番号	構 造
1	雄物川	秋田市新屋町 字三ツ小屋 字清水出脇	秋田市豊岩小 山字中山 四ツ小屋字ハツガエ	453 ～830	9,400	H 2. 9. 25(H 2. 9. 25) 秋田県告示第656号	堤防式複断面式
		秋田市新屋町 字三ツ小屋 字清水出脇	秋田市 新屋船場町 新屋元町	453 ～590	2,010		堀込式単断面式
計	1 河川				9,400		

※ ( ) は当初決定年月日

### 5-3 都市計画公園・緑地・墓園

令和7年3月31日現在

種別	公園番号	公 園 名	位 置	最終決定年月日 及び告示番号	都市決定 面積(ha)	開設済面 積(ha)
街区	2・2・1	保戸野街区公園	秋田市保戸野八丁	R7. 2. 17(S30. 5. 12) 秋田市告示第42号	0.12	0.12
街区	2・2・4	からみ田街区公園	秋田市手形字からみ田	S61. 10. 13(S30. 5. 12) 秋田市告示第96号	0.29	—
街区	2・2・5	手形街区公園	秋田市手形住吉町	S61. 10. 13(S30. 5. 12) 秋田市告示第96号	0.18	0.18
街区	2・2・6	手形堀反街区公園	秋田市中通七丁目及び 千秋久保田町	H 5. 10. 15(S30. 5. 12) 秋田市告示第125号	0.17	—
街区	2・2・7	上通町街区公園	秋田市保戸野通町	S63. 10. 7(S30. 5. 12) 秋田市告示第112号	0.02	0.02
街区	2・2・12	川反三丁目街区公園	秋田市大町三丁目	H18. 8. 1(S30. 5. 12) 秋田市告示第205号	0.04	0.04
街区	2・2・13	桜第7街区公園	秋田市桜四丁目	S63. 3. 31(S63. 3. 31) 秋田市告示第43号	0.13	0.13
街区	2・2・14	土手谷地町街区公園	秋田市中通四丁目	S61. 10. 13(S30. 5. 12) 秋田市告示第96号	0.12	0.12
街区	2・2・15	中通三丁目街区公園	秋田市中通三丁目	S61. 10. 13(S42. 11. 15) 秋田市告示第96号	0.4	0.40

種別	番号	公園名	位置	最終決定年月日 及び告示番号	都市決定 面積(ha)	開設済面 積(ha)
街区	2・2・16	堀反町街区公園	秋田市中通六丁目	S61.10.13(S30.5.12) 秋田市告示第96号	0.27	0.27
街区	2・2・17	中通六丁目街区公園	秋田市中通六丁目	S61.10.13(S30.5.12) 秋田市告示第96号	0.1	0.10
街区	2・2・18	檜山明田街区公園	秋田市東通館ノ越	S61.10.13(S30.5.12) 秋田市告示第96号	0.18	0.18
街区	2・2・21	檜山街区公園	秋田市檜山南中町	S61.10.13(S30.5.12) 秋田市告示第96号	0.15	0.15
街区	2・2・23	感恩講街区公園	秋田市大町六丁目	R7.2.17(S51.8.30) 秋田市告示第42号	0.12	0.12
街区	2・2・28	檜山末無町街区公園	秋田市檜山本町	R7.2.17(S30.5.12) 秋田市告示第42号	0.44	0.44
街区	2・2・29	愛宕下街区公園	秋田市檜山愛宕下	R7.2.17(S30.5.12) 秋田市告示第42号	0.35	0.35
街区	2・2・32	牛島第1街区公園	秋田市牛島東三丁目	S61.10.13(S30.5.12) 秋田市告示第96号	0.11	0.11
街区	2・2・33	柳原新田第1街区公園	秋田市柳原新田字古川 添	S61.10.13(S30.5.12) 秋田市告示第96号	0.97	—
街区	2・2・35	柳原新田第3街区公園	秋田市柳原新田字大巻	S61.10.13(S30.5.12) 秋田市告示第96号	0.21	0.21
街区	2・2・36	牛島第2街区公園	秋田市牛島西一丁目	S61.10.13(S30.5.12) 秋田市告示第96号	0.11	—
街区	2・2・37	牛島第3街区公園	秋田市牛島西一丁目	S61.10.13(S30.5.12) 秋田市告示第96号	0.18	—
街区	2・2・38	柳原新田第4街区公園	秋田市柳原新田字御鷹 野橋北ノ方	S61.10.13(S30.5.12) 秋田市告示第96号	0.28	0.28
街区	2・2・41	新屋丸岡第1街区公園	秋田市新屋比内町	S61.10.13(S30.5.12) 秋田市告示第96号	0.3	—
街区	2・2・42	新屋西第2街区公園	秋田市新屋北愛宕町	S59.6.28(S30.5.12) 秋田市告示第52号	0.25	0.25
街区	2・2・43	新屋西第1街区公園	秋田市新屋日吉町	S59.6.28(S30.5.12) 秋田市告示第52号	0.2	0.20
街区	2・2・44	新屋表町街区公園	秋田市新屋表町	S61.10.13(S30.5.12) 秋田市告示第96号	0.27	0.27
街区	2・2・45	新屋下夕野街区公園	秋田市新屋扇町	S61.10.13(S30.5.12) 秋田市告示第96号	0.37	—

種別	番号	公園名	位置	最終決定年月日 及び告示番号	都市決定 面積(ha)	開設済面 積(ha)
街区	2・2・46	新屋新町街区公園	秋田市新屋栗田町	S61. 10. 13(S30. 5. 12) 秋田市告示第96号	0. 25	0. 25
街区	2・3・47	栗田神社街区公園	秋田市新屋栗田町	S61. 9. 26(S30. 5. 12) 秋田県告示第605号	1. 1	0. 31
街区	2・2・48	新屋三ッ小屋街区公園	秋田市新屋字寿町	S61. 10. 13(S30. 5. 12) 秋田市告示第96号	0. 21	—
街区	2・2・49	新屋勝平山街区公園	秋田市新屋船場町	S61. 10. 13(S30. 5. 12) 秋田市告示第96号	0. 14	—
街区	2・2・50	新屋割山街区公園	秋田市新屋船場町	S61. 10. 13(S30. 5. 12) 秋田市告示第96号	0. 24	—
街区	2・2・51	下夕野街区公園	秋田市川尻大川町	S61. 10. 13(S44. 5. 21) 秋田市告示第96号	0. 31	0. 31
街区	2・2・52	川尻西街区公園	秋田市川尻みよし町	S61. 10. 13(S30. 5. 12) 秋田市告示第96号	0. 17	0. 17
街区	2・2・53	御休下第1街区公園	秋田市川尻御休下	S61. 10. 13(S30. 5. 12) 秋田市告示第96号	0. 32	0. 32
街区	2・2・54	総社神社街区公園	秋田市川尻総社町	S61. 10. 13(S30. 5. 12) 秋田市告示第96号	0. 8	0. 80
街区	2・2・56	川尻カイハ街区公園	秋田市川元開和町	S61. 10. 13(S30. 5. 12) 秋田市告示第96号	0. 13	0. 13
街区	2・2・57	川元松丘街区公園	秋田市川元松丘町	S63. 10. 7(S30. 5. 12) 秋田市告示第112号	0. 13	0. 13
街区	2・2・58	川元山ノ下街区公園	秋田市川元山下町	S61. 10. 13(S30. 5. 12) 秋田市告示第96号	0. 18	0. 18
街区	2・2・59	山王第1街区公園	秋田市山王三丁目	S61. 10. 13(S30. 5. 12) 秋田市告示第96号	0. 66	0. 66
街区	2・2・60	山王第2街区公園	秋田市山王二丁目	S61. 10. 13(S30. 5. 12) 秋田市告示第96号	0. 22	0. 22
街区	2・2・61	御休下第2街区公園	秋田市山王六丁目	S61. 10. 13(S30. 5. 12) 秋田市告示第96号	0. 23	0. 23
街区	2・2・62	若葉町街区公園	秋田市川尻若葉町	S61. 10. 13(S44. 5. 21) 秋田市告示第96号	0. 2	0. 20
街区	2・2・63	川尻中島街区公園	秋田市山王中島町	S61. 10. 13(S44. 5. 21) 秋田市告示第96号	0. 22	0. 22
街区	2・2・66	飯島神社街区公園	秋田市飯島松根西町	S61. 10. 13(S42. 11. 15) 秋田市告示第96号	0. 5	0. 46
街区	2・2・67	寺内後城街区公園	秋田市寺内字大小路	S61. 10. 13(S30. 5. 12) 秋田市告示第96号	0. 16	—
街区	2・2・68	後城第1街区公園	秋田市寺内字後城	S61. 10. 13(S30. 5. 12) 秋田市告示第96号	0. 23	—
街区	2・2・69	後城第2街区公園	秋田市土崎港南一丁目	S61. 10. 13(S30. 5. 12) 秋田市告示第96号	0. 27	—
街区	2・2・70	幕洗川街区公園	秋田市土崎港南二丁目	S61. 10. 13(S30. 5. 12) 秋田市告示第96号	0. 31	0. 31
街区	2・2・71	御蔵町街区公園	秋田市土崎港南一丁目	S61. 10. 13(S30. 5. 12) 秋田市告示第96号	0. 18	—
街区	2・2・72	雄物岸街区公園	秋田市土崎港西二丁目	S61. 10. 13(S30. 5. 12) 秋田市告示第96号	0. 57	0. 57
街区	2・3・73	古川町街区公園	秋田市土崎港西四丁目	S61. 9. 26(S30. 5. 12) 秋田県告示第605号	1. 4	1. 40
街区	2・2・74	友鳩街区公園	秋田市土崎港中央七丁目	S61. 10. 13(S30. 5. 12) 秋田市告示第96号	0. 06	0. 04
街区	2・2・75	浜ナシ山街区公園	秋田市土崎港相染町字 浜ナシ山	S61. 10. 13(S30. 5. 12) 秋田市告示第96号	0. 24	—

種別	番号	公園名	位置	最終決定年月日 及び告示番号	都市決定 面積(ha)	開設済面 積(ha)
街区	2・2・76	飯島砂田街区公園	秋田市飯島字砂田	H 9. 12. 9(S30. 5. 12) 秋田市告示第211号	0. 52	0. 52
街区	2・2・77	大谷地街区公園	秋田市土崎港相染町字 沖谷地	S61. 10. 13(S30. 5. 12) 秋田市告示第96号	0. 2	—
街区	2・2・78	花立街区公園	秋田市土崎港北七丁目	S61. 10. 13(S30. 5. 12) 秋田市告示第96号	0. 13	—
街区	2・2・79	飯島第1街区公園	秋田市飯島松根東町	S61. 10. 13(S30. 5. 12) 秋田市告示第96号	0. 25	—
街区	2・2・80	土崎港北六丁目街区 公園	秋田市土崎港北六丁目	S61. 10. 13(S30. 5. 12) 秋田市告示第96号	0. 33	—
街区	2・2・81	長野第1街区公園	秋田市港北松野町	S61. 10. 13(S42. 11. 15) 秋田市告示第96号	0. 2	—
街区	2・2・82	長野第2街区公園	秋田市土崎港北三丁目	S61. 10. 13(S42. 11. 15) 秋田市告示第96号	0. 8	—
街区	2・2・83	東後街区公園	秋田市土崎港北五丁目	S61. 10. 13(S42. 11. 15) 秋田市告示第96号	0. 2	—
街区	2・2・84	土崎寺小山街区公園	秋田市土崎港中央七丁 目	S61. 10. 13(S30. 5. 12) 秋田市告示第96号	0. 14	—
街区	2・2・85	土崎街区公園	秋田市土崎港中央三丁 目	S61. 10. 13(S29. 5. 13) 秋田市告示第96号	0. 49	0. 49
街区	2・2・86	琴平第1街区公園	秋田市土崎港中央六丁 目	S61. 10. 13(S30. 5. 12) 秋田市告示第96号	0. 15	0. 14
街区	2・2・87	琴平第2街区公園	秋田市土崎港中央四丁 目	S61. 10. 13(S30. 5. 12) 秋田市告示第96号	0. 18	0. 18
街区	2・2・88	土崎駅東第1街区公 園	秋田市土崎港北一丁目	S61. 10. 13(S30. 5. 12) 秋田市告示第96号	0. 65	—
街区	2・2・89	土崎駅東第2街区公 園	秋田市土崎港北一丁目	S61. 10. 13(S30. 5. 12) 秋田市告示第96号	0. 18	—
街区	2・2・90	土崎駅東第3街区公 園	秋田市土崎港北二丁目	S61. 10. 13(S41. 8. 20) 秋田市告示第96号	0. 35	0. 35
街区	2・2・91	将軍野東三丁目街区 公園	秋田市将軍野東三丁目	S61. 10. 13(S41. 8. 20) 秋田市告示第96号	0. 2	0. 20
街区	2・2・92	二葉町第2街区公園	秋田市将軍野東二丁目	S56. 9. 7(S30. 5. 12) 秋田市告示第74号	0. 13	0. 09
街区	2・2・93	二葉町第3街区公園	秋田市将軍野東二丁目	S61. 10. 13(S30. 5. 12) 秋田市告示第96号	0. 27	—
街区	2・2・94	土崎なかよし街区公 園	秋田市土崎港中央二丁 目	S61. 10. 13(S30. 5. 12) 秋田市告示第96号	0. 12	—
街区	2・2・95	本山町街区公園	秋田市土崎港中央四丁 目	S56. 12. 21(S30. 5. 12) 秋田市告示第90号	0. 24	0. 24
街区	2・2・96	将軍野第1街区公園	秋田市土崎港東一丁目	S61. 10. 13(S30. 5. 12) 秋田市告示第96号	0. 16	—
街区	2・2・97	将軍野第2街区公園	秋田市将軍野南三丁目	S61. 10. 13(S30. 5. 12) 秋田市告示第96号	0. 18	—
街区	2・2・98	将軍野第3街区公園	秋田市将軍野南五丁目	S61. 10. 13(S30. 5. 12) 秋田市告示第96号	0. 23	—
街区	2・2・99	将軍野第4街区公園	秋田市将軍野南二丁目	S61. 10. 13(S30. 5. 12) 秋田市告示第96号	0. 25	—
街区	2・2・100	高野街区公園	秋田市将軍野南四丁目	S61. 10. 13(S30. 5. 12) 秋田市告示第96号	0. 23	—
街区	2・2・101	栗田町第2街区公園	秋田市新屋栗田町	S61. 10. 13(S37. 3. 27) 秋田市告示第96号	0. 21	0. 21
街区	2・2・102	川尻総社後街区公園	秋田市川尻みよし町	S61. 10. 13(S37. 3. 27) 秋田市告示第96号	0. 15	0. 15
街区	2・2・103	新屋大川端街区公園	秋田市新屋大川町	H10. 7. 28(S41. 8. 20) 秋田市告示第144号	0. 29	0. 29
街区	2・2・104	若松町街区公園	秋田市将軍野東四丁目	S61. 10. 13(S42. 11. 15) 秋田市告示第96号	0. 29	0. 29
街区	2・2・105	松美ガ丘第1街区公 園	秋田市新屋松美ガ丘北 町	S61. 10. 13(S42. 11. 15) 秋田市告示第96号	0. 4	0. 40

種別	番号	公園名	位置	最終決定年月日 及び告示番号	都市決定 面積(ha)	開設済面 積(ha)
街区	2・2・106	松美ガ丘第2街区公園	秋田市新屋松美ガ丘東町	S61. 10. 13(S42. 11. 15) 秋田市告示第96号	0. 1	0. 10
街区	2・2・107	松美ガ丘第3街区公園	秋田市新屋松美町	S61. 10. 13(S42. 11. 15) 秋田市告示第96号	0. 3	0. 30
街区	2・2・108	松美ガ丘第4街区公園	秋田市新屋松美町	S61. 10. 13(S42. 11. 15) 秋田市告示第96号	0. 2	0. 20
街区	2・2・109	南浜街区公園	秋田市新屋町字下川原	S62. 10. 28(S42. 11. 15) 秋田市告示第119号	0. 4	—
街区	2・2・110	熊野神社街区公園	秋田市牛島西三丁目	S61. 10. 13(S42. 11. 15) 秋田市告示第96号	0. 3	0. 30
街区	2・2・111	狐森街区公園	秋田市牛島西四丁目	H15. 4. 4(S42. 11. 15) 秋田市告示第115号	0. 1	—
街区	2・2・112	牛島西二丁目第1街区公園	秋田市牛島西二丁目	S60. 3. 4(S42. 11. 15) 秋田市告示第13号	0. 13	0. 13
街区	2・2・113	牛島西二丁目第2街区公園	秋田市牛島西二丁目	S63. 10. 7(S42. 11. 15) 秋田市告示第112号	0. 1	0. 10
街区	2・2・114	牛島西二丁目第3街区公園	秋田市牛島西二丁目	S61. 10. 13(S42. 11. 15) 秋田市告示第96号	0. 2	—
街区	2・2・115	牛島東五丁目街区公園	秋田市牛島東五丁目	S61. 10. 13(S42. 11. 15) 秋田市告示第96号	0. 5	0. 41
街区	2・2・116	保戸野桜町街区公園	秋田市保戸野桜町	S61. 10. 13(S42. 11. 15) 秋田市告示第96号	0. 1	0. 10
街区	2・2・117	保戸野八丁街区公園	秋田市保戸野八丁	S61. 10. 13(S42. 11. 15) 秋田市告示第96号	0. 1	0. 10
街区	2・3・118	桜街区公園	秋田市横森二丁目	S61. 9. 26(S42. 11. 15) 秋田県告示第605号	1. 1	—
街区	2・2・120	沼田街区公園	秋田市山王沼田町	S61. 10. 13(S44. 5. 21) 秋田市告示第96号	0. 24	0. 24
街区	2・2・121	朝日第1街区公園	秋田市新屋朝日町	S61. 10. 13(S46. 8. 20) 秋田市告示第96号	0. 05	0. 05
街区	2・2・122	朝日第2街区公園	秋田市新屋朝日町	S61. 10. 13(S46. 8. 20) 秋田市告示第96号	0. 09	0. 09
街区	2・2・123	朝日第3街区公園	秋田市新屋朝日町	S61. 10. 13(S46. 8. 20) 秋田市告示第96号	0. 02	0. 02
街区	2・2・124	朝日第4街区公園	秋田市新屋朝日町	S61. 10. 13(S46. 8. 20) 秋田市告示第96号	0. 05	0. 05
街区	2・2・125	豊町街区公園	秋田市新屋豊町	S61. 10. 13(S46. 8. 20) 秋田市告示第96号	0. 09	0. 09
街区	2・2・126	桜第1街区公園	秋田市横森三丁目	S61. 10. 13(S46. 8. 20) 秋田市告示第96号	0. 19	0. 19
街区	2・2・127	桜第2街区公園	秋田市横森四丁目	S61. 10. 13(S46. 8. 20) 秋田市告示第96号	0. 2	0. 20
街区	2・2・130	通り穴第1街区公園	秋田市将軍野桂町	S61. 10. 13(S49. 11. 7) 秋田市告示第96号	0. 1	0. 10
街区	2・2・131	瀧中島街区公園	秋田市大住二丁目	S61. 10. 13(S50. 8. 22) 秋田市告示第96号	0. 08	0. 08
街区	2・2・132	田尻沢街区公園	秋田市新屋田尻沢西町	S61. 10. 13(S51. 8. 31) 秋田市告示第96号	0. 17	0. 17
街区	2・2・133	大町三丁目街区公園	秋田市大町三丁目	S61. 10. 13(S51. 8. 31) 秋田市告示第96号	0. 05	0. 05
街区	2・2・134	ポプラ団地街区公園	秋田市飯島字西袋	S61. 10. 13(S52. 3. 2) 秋田市告示第96号	0. 11	0. 11
街区	2・2・135	通り穴第2街区公園	秋田市将軍野桂町	S61. 10. 13(S52. 3. 2) 秋田市告示第96号	0. 09	0. 09
街区	2・2・136	通り穴第3街区公園	秋田市将軍野向山	S61. 10. 13(S52. 3. 2) 秋田市告示第96号	0. 06	0. 06
街区	2・2・137	外旭川在家街区公園	秋田市外旭川字在家	S61. 10. 13(S52. 3. 2) 秋田市告示第96号	0. 05	0. 05
街区	2・2・138	外旭川吉学寺街区公園	秋田市外旭川字梶の目	S61. 10. 13(S52. 3. 2) 秋田市告示第96号	0. 09	0. 09

種別	番号	公園名	位置	最終決定年月日 及び告示番号	都市決定 面積(ha)	開設済面 積(ha)
街区	2・2・139	旭川街区公園	秋田市旭川清澄町	S61.10.13(S52.3.2) 秋田市告示第96号	0.19	0.19
街区	2・2・140	古城苑第1街区公園	秋田市添川字境内川原	S61.10.13(S52.3.2) 秋田市告示第96号	0.05	0.05
街区	2・2・141	古城苑第2街区公園	秋田市添川字境内川原	S61.10.13(S52.3.2) 秋田市告示第96号	0.04	0.04
街区	2・2・142	あさひかわ第1街区公園	秋田市濁川字後田	S61.10.13(S52.3.2) 秋田市告示第96号	0.15	0.15
街区	2・2・143	あさひかわ第2街区公園	秋田市濁川字菅場	S61.10.13(S52.3.2) 秋田市告示第96号	0.21	0.21
街区	2・2・144	児桜街区公園	秋田市寺内児桜二丁目	S61.10.13(S52.3.2) 秋田市告示第96号	0.05	0.05
街区	2・2・145	泉大畑街区公園	秋田市八橋大畑二丁目	S61.10.13(S52.3.2) 秋田市告示第96号	0.07	0.07
街区	2・2・146	柳田街区公園	秋田市柳田字境田	S61.10.13(S52.3.2) 秋田市告示第96号	0.09	0.09
街区	2・2・147	松崎街区公園	秋田市下北手松崎字碓	S61.10.13(S52.3.2) 秋田市告示第96号	0.15	0.15
街区	2・2・148	広面長沼街区公園	秋田市広面字長沼	S61.10.13(S52.3.2) 秋田市告示第96号	0.07	0.07
街区	2・2・149	桜第3街区公園	秋田市桜二丁目	S61.10.13(S52.3.2) 秋田市告示第96号	0.14	0.14
街区	2・2・150	桜第4街区公園	秋田市桜二丁目	S61.10.13(S52.3.2) 秋田市告示第96号	0.17	0.17
街区	2・2・151	桜第5街区公園	秋田市桜二丁目	S61.10.13(S52.3.2) 秋田市告示第96号	0.05	0.05
街区	2・2・152	北浜街区公園	秋田市新屋町字割山	S61.10.13(S52.3.2) 秋田市告示第96号	0.08	0.08
街区	2・2・153	勝平台街区公園	秋田市新屋町字下川原	S61.10.13(S52.3.2) 秋田市告示第96号	0.04	0.04
街区	2・2・154	檜山石塚谷地街区公園	秋田市檜山石塚町	S61.10.13(S52.3.2) 秋田市告示第96号	0.08	0.08
街区	2・2・155	花畑街区公園	秋田市新屋大川町	S61.10.13(S52.3.2) 秋田市告示第96号	0.17	0.17
街区	2・2・156	蒔野街区公園	秋田市仁井田三丁目	S61.10.13(S52.3.2) 秋田市告示第96号	0.06	0.06
街区	2・2・157	瀧中島第1街区公園	秋田市大住三丁目	S61.10.13(S52.3.2) 秋田市告示第96号	0.04	0.04
街区	2・2・158	瑞穂街区公園	秋田市仁井田栄町	S61.10.13(S52.3.2) 秋田市告示第96号	0.05	0.05
街区	2・2・159	檜山登町街区公園	秋田市檜山登町	S61.10.13(S52.3.2) 秋田市告示第96号	0.11	0.11
街区	2・2・160	田尻沢第1街区公園	秋田市新屋田尻沢中町	S61.10.13(S52.3.2) 秋田市告示第96号	0.09	0.09
街区	2・2・161	田尻沢第2街区公園	秋田市新屋田尻沢西町	S61.10.13(S52.3.2) 秋田市告示第96号	0.1	0.10
街区	2・2・162	城南苑街区公園	秋田市牛島兎谷地	S61.10.13(S52.3.2) 秋田市告示第96号	0.04	0.04
街区	2・2・163	仁井田第1街区公園	秋田市仁井田新田二丁目	S61.10.13(S52.3.2) 秋田市告示第96号	0.06	0.06
街区	2・2・164	仁井田第2街区公園	秋田市仁井田新田二丁目	S61.10.13(S52.3.2) 秋田市告示第96号	0.05	0.05
街区	2・2・165	長面第1街区公園	秋田市横森五丁目	S61.10.13(S52.3.2) 秋田市告示第96号	0.07	0.07
街区	2・2・166	長面第2街区公園	秋田市横森五丁目	S61.10.13(S52.3.2) 秋田市告示第96号	0.13	0.13
街区	2・2・167	瀧中島第2街区公園	秋田市大住四丁目	S61.10.13(S52.3.2) 秋田市告示第96号	0.18	0.18
街区	2・2・168	飯島西部街区公園	秋田市飯島川端三丁目	S61.10.13(S52.6.4) 秋田市告示第96号	0.19	0.19

種別	番号	公園名	位置	最終決定年月日 及び告示番号	都市決定 面積(ha)	開設済面 積(ha)
街区	2・2・169	飯島堰越第1街区公園	秋田市飯島字田尻堰越	S61.10.13(S54.12.3) 秋田市告示第96号	0.17	0.17
街区	2・2・170	飯島堰越第2街区公園	秋田市飯島字田尻堰越	S61.10.13(S54.12.3) 秋田市告示第96号	0.28	0.28
街区	2・2・171	外旭川神田街区公園	秋田市外旭川字神田	S61.10.13(S54.12.3) 秋田市告示第96号	0.09	0.09
街区	2・2・172	さつき台街区公園	秋田市寺内字蛭根	S61.10.13(S54.12.3) 秋田市告示第96号	0.13	0.13
街区	2・2・173	保戸野鉄砲町街区公園	秋田市保戸野鉄砲町	S61.10.13(S54.12.3) 秋田市告示第96号	0.28	0.28
街区	2・2・174	広面川崎街区公園	秋田市広面字川崎	S61.10.13(S54.12.3) 秋田市告示第96号	0.07	0.07
街区	2・2・175	茨島街区公園	秋田市茨島六丁目	S61.10.13(S54.12.3) 秋田市告示第96号	0.1	0.10
街区	2・2・176	境川街区公園	秋田市浜田字境川	S55.9.12(S55.9.12) 秋田市告示第86号	0.12	0.12
街区	2・2・177	市場西第1街区公園	秋田市外旭川字鳥谷場	S56.2.5(S56.2.5) 秋田市告示第10号	0.21	0.21
街区	2・2・178	市場西第2街区公園	秋田市外旭川字鳥谷場・字三後田	S56.2.5(S56.2.5) 秋田市告示第10号	0.17	0.17
街区	2・2・179	市場西第3街区公園	秋田市外旭川字三後田	S56.2.5(S56.2.5) 秋田市告示第10号	0.21	0.21
街区	2・2・180	寺内蛭根街区公園	秋田市寺内字蛭根	S61.10.13(S57.7.29) 秋田市告示第96号	0.38	0.38
街区	2・2・181	飯島第2街区公園	秋田市飯島字田尻堰越	S57.11.12(S57.11.12) 秋田市告示第80号	0.08	0.08
街区	2・2・182	神田第2街区公園	秋田市外旭川字神田	S57.11.12(S57.11.12) 秋田市告示第80号	0.09	0.09
街区	2・2・183	油田街区公園	秋田市寺内字油田	S57.11.12(S57.11.12) 秋田市告示第80号	0.06	0.06
街区	2・2・184	広面街区公園	秋田市下北手松崎字家の前	S57.11.12(S57.11.12) 秋田市告示第80号	0.06	0.06
街区	2・2・185	川口街区公園	秋田市櫛山川口境	S57.11.12(S57.11.12) 秋田市告示第80号	0.18	0.18
街区	2・2・186	泉大畑第2街区公園	秋田市泉字大畑	H 2.9.14(S58.2.28) 秋田市告示第102号	0.26	0.26
街区	2・2・187	泉道田街区公園	秋田市泉字道田	S58.2.28(S58.2.28) 秋田市告示第21号	0.24	0.24
街区	2・2・188	泉日吉町街区公園	秋田市泉字新川	S58.2.28(S58.2.28) 秋田市告示第21号	0.29	0.29
街区	2・2・189	泉銀の町街区公園	秋田市泉字銀の町	S58.2.28(S58.2.28) 秋田市告示第21号	0.26	0.26
街区	2・2・190	泉大橋街区公園	秋田市泉字大橋	S58.2.28(S58.2.28) 秋田市告示第21号	0.27	0.27
街区	2・2・191	泉上の町街区公園	秋田市泉字上の町	S58.2.28(S58.2.28) 秋田市告示第21号	0.18	0.18
街区	2・2・192	保戸野千代田町街区公園	秋田市保戸野千代田町	S58.2.28(S58.2.28) 秋田市告示第21号	0.3	0.3
街区	2・2・193	御野場北部街区公園	秋田市四ッ小屋字船場前	S58.8.8(S58.8.8) 秋田市告示第83号	0.26	0.26
街区	2・2・194	御野場中央街区公園	秋田市四ッ小屋字平川原	S58.8.8(S58.8.8) 秋田市告示第83号	0.47	0.47
街区	2・2・195	御野場南部街区公園	秋田市四ッ小屋字平川原	S58.8.8(S58.8.8) 秋田市告示第83号	0.78	0.78
街区	2・2・196	卸町第1街区公園	秋田市柳原新田字御鷹野橋北ノ方	S63.10.7(S58.8.8) 秋田市告示第112号	0.3	0.25
街区	2・2・197	広面釣瓶町街区公園	秋田市広面字釣瓶町	S59.3.12(S59.3.12) 秋田市告示第17号	0.13	0.13
街区	2・2・198	手形山第1街区公園	秋田市手形山北町	S59.3.12(S59.3.12) 秋田市告示第17号	0.1	0.1

種別	番号	公園名	位置	最終決定年月日 及び告示番号	都市決定 面積(ha)	開設済面 積(ha)
街区	2・2・199	新屋西第3街区公園	秋田市浜田字後谷地	S59. 6. 28(S59. 6. 28) 秋田市告示第52号	0.16	0.13
街区	2・2・200	飯島東第3街区公園	秋田市飯島字西袋	S59. 10. 4(S59. 10. 4) 秋田市告示第77号	0.24	0.24
街区	2・2・201	桜第6街区公園	秋田市桜四丁目	S59. 10. 4(S59. 10. 4) 秋田市告示第77号	0.18	0.18
街区	2・2・217	広面野添街区公園	秋田市広面字野添	S61. 10. 13(S61. 10. 13) 秋田市告示第96号	0.27	0.27
街区	2・2・218	手形中谷地街区公園	秋田市手形字中谷地	S61. 10. 13(S61. 10. 13) 秋田市告示第96号	0.18	0.18
街区	2・2・219	広面谷地眼街区公園	秋田市広面字谷地眼	S61. 10. 13(S61. 10. 13) 秋田市告示第96号	0.28	0.28
街区	2・2・220	広面高田街区公園	秋田市広面字高田	S61. 10. 13(S61. 10. 13) 秋田市告示第96号	0.35	0.35
街区	2・2・221	広面小沼街区公園	秋田市広面字小沼	S61. 10. 13(S61. 10. 13) 秋田市告示第96号	0.17	0.17
街区	2・2・222	広面鬼頭街区公園	秋田市広面字鬼頭	S61. 10. 13(S61. 10. 13) 秋田市告示第96号	0.3	0.30
街区	2・2・223	広面鬼頭第2街区公園	秋田市広面字鬼頭	S61. 12. 18(S61. 12. 28) 秋田市告示第127号	0.31	0.31
街区	2・2・224	御所野第1街区公園	秋田市四ッ小屋小阿地 字下堤	S63. 12. 23(S63. 12. 23) 秋田市告示第140号	0.25	0.25
街区	2・2・225	八橋鯨沼街区公園	秋田市八橋鯨沼町	H 2. 7. 23(H 2. 7. 23) 秋田市告示第85号	0.09	0.09
街区	2・2・226	川尻上野街区公園	秋田市川尻上野町	H 2. 7. 23(H 2. 7. 23) 秋田市告示第85号	0.1	0.10
街区	2・2・227	御所野第2街区公園	秋田市御所野元町五丁 目	H 2. 7. 23(H 2. 7. 23) 秋田市告示第85号	0.44	0.44
街区	2・2・228	御所野第3街区公園	秋田市御所野地蔵田二 丁目	H 6. 11. 15(H 6. 11. 15) 秋田市告示第146号	0.29	0.29
街区	2・2・229	御所野第4街区公園	秋田市御所野元町三丁 目	H 7. 12. 12(H 7. 12. 12) 秋田市告示第141号	0.25	0.25
街区	2・2・230	拠点第1街区公園	秋田市中通七丁目 東通仲町	H 8. 3. 4(H 8. 3. 4) 秋田市告示第21号	0.75	0.75
街区	2・2・231	道東街区公園	秋田市飯島道東二丁目	H 9. 8. 19(H 9. 8. 19) 秋田市告示第147号	0.29	—
街区	2・2・232	手形新栄町街区公園	秋田市手形新栄町	H12. 10. 20(H12. 10. 20) 秋田市告示第222号	0.11	0.11
街区	2・2・233	手形山崎街区公園	秋田市手形字山崎・中 通七丁目	H12. 10. 20(H12. 10. 20) 秋田市告示第222号	0.42	—
街区	2・2・234	手形西谷地第一街区公園	秋田市手形字西谷地	H12. 10. 20(H12. 10. 20) 秋田市告示第222号	0.27	—
街区	2・2・235	手形西谷地第二街区公園	秋田市手形字西谷地	H12. 10. 20(H12. 10. 20) 秋田市告示第222号	0.21	—
街区	2・2・236	手形十七流第一街区公園	秋田市手形字十七流	H12. 10. 20(H12. 10. 20) 秋田市告示第222号	0.18	—
街区	2・2・237	手形十七流第二街区公園	秋田市手形字十七流	H12. 10. 20(H12. 10. 20) 秋田市告示第222号	0.19	0.19
街区	2・2・238	御所野第5街区公園	秋田市四ッ小屋小阿地 字狸崎	H19. 4. 16(H19. 4. 16) 秋田市告示第128号	0.25	0.25
近隣	3・3・1	檜山明田近隣公園	秋田市東通明田	S61. 9. 26(S30. 5. 12) 秋田県告示第605号	1.2	—
近隣	3・3・2	牛島運動公園	秋田市牛島東一丁目	S61. 9. 26(S30. 5. 12) 秋田県告示第605号	1.5	—
近隣	3・3・3	新屋丸岡第2近隣公園	秋田市新屋比内町	S61. 9. 26(S30. 5. 12) 秋田県告示第605号	1.2	—
近隣	3・3・4	日吉神社近隣公園	秋田市新屋日吉町	S61. 9. 26(S30. 5. 12) 秋田県告示第605号	2.7	—
近隣	3・4・5	大川端带状近隣公園	秋田市新屋大川町	H 2. 9. 14(S42. 11. 15) 秋田県告示第630号	4.2	4.2

種別	番号	公園名	位置	最終決定年月日 及び告示番号	都市決定 面積(ha)	開設済面 積(ha)
近隣	3・3・6	新屋割山近隣公園	秋田市新屋割山町	S61. 9. 26(S30. 5. 12) 秋田県告示第605号	1. 2	—
近隣	3・3・7	沼田近隣公園	秋田市山王中園町	S61. 9. 26(S44. 5. 21) 秋田県告示第605号	1	1. 0
近隣	3・3・8	寺内古四王近隣公園	秋田市寺内児桜	S61. 9. 26(S30. 5. 12) 秋田県告示第605号	3. 7	—
近隣	3・3・9	前谷地近隣公園	秋田市外旭川字前谷地	S61. 9. 26(S42. 11. 15) 秋田県告示第605号	2	1. 57
近隣	3・3・10	高清水近隣公園	秋田市将軍野南二丁目	S61. 9. 26(S30. 5. 12) 秋田県告示第605号	1. 1	—
近隣	3・3・11	光沼近隣公園	秋田市土崎港相染町字 沼端	H 4. 3. 9(S30. 5. 12) 秋田市告示第28号	3. 1	2. 89
近隣	3・2・12	二葉町近隣公園	秋田市将軍野東二丁目	S61. 10. 13(S30. 5. 12) 秋田市告示第96号	0. 8	—
近隣	3・3・14	秋操近隣公園	秋田市泉字銀の町	S61. 9. 26(S42. 11. 15) 秋田県告示第605号	1. 9	1. 9
近隣	3・3・15	秋田駅東近隣公園	秋田市広面字屋敷田	S61. 9. 26(S42. 11. 15) 秋田県告示第605号	1. 8	—
近隣	3・3・16	広面近隣公園	秋田市広面字碓	S61. 9. 26(S42. 11. 15) 秋田県告示第605号	3. 2	2. 3
近隣	3・3・17	薬師田近隣公園	秋田市飯島字薬師田	H 9. 8. 19(S42. 11. 15) 秋田市告示第147号	1. 7	—
近隣	3・3・18	御所野近隣公園	秋田市四ッ小屋末戸松 本字湯ノ沢	H 2. 7. 13(H 2. 7. 13) 秋田県告示第495号	1. 9	1. 88
近隣	3・3・19	御所野堤台近隣公園	秋田市上北字猿田 字寺ノ沢・字堤ノ沢	H17. 4. 12(H17. 4. 12) 秋田市告示第134号	2. 1	2. 1
地区	4・3・3	御所野ふれあい地区 公園	秋田市四ッ小屋小阿地 字坂ノ上	H10. 7. 28(H10. 7. 28) 秋田市告示第145号	3. 9	3. 9
地区	4・4・4	北野田公園	河辺町北野田高屋字小 高及び雷谷地	H26. 7. 1(H14. 1. 28) 秋田市告示第172号	5. 6	5. 6
総合	5・5・1	千秋公園	秋田市千秋公園	H7. 7. 21(S29. 7. 5) 秋田県告示第536号	20. 7	18. 1
総合	5・6・2	大森山公園	秋田市浜田字大森山	H15. 8. 15(S42. 11. 15) 秋田県告示第638号	70. 5	69. 31
総合	5・6・3	一つ森公園	秋田市檜山太田沢ほか	H10. 12. 15(S53. 11. 14) 秋田県告示第672号	71. 7	70. 08
総合	5・6・4	太平山リゾート公園	秋田市仁別字小水沢ほ か	H 9. 12. 9(H 1. 3. 22) 秋田県告示第787号	118. 2	91. 01
総合	5・5・5	御所野総合公園	秋田市四ッ小屋末戸松 本字地藏田ほか	H10. 12. 15(H 3. 12. 17) 秋田県告示第672号	14. 8	11. 43
運動	6・5・1	八橋運動公園	秋田市八橋運動公園	S61. 9. 26(S29. 7. 5) 秋田県告示第605号	26. 7	22. 34
特殊 (風致)	7・6・1	新屋海浜公園	秋田市新屋字関町後ほ か	H17. 8. 19(S30. 5. 12) 秋田県告示第718号	84	—
特殊 (風致)	7・6・2	勝平山公園	秋田市新屋字砂奴寄ほ か	H17. 8. 19(S42. 11. 15) 秋田県告示第718号	98. 9	—
特殊 (風致)	7・6・3	手形山公園	秋田市手形字大松沢ほ か	H22. 11. 19(S42. 11. 15) 秋田県告示第535号	52	—
特殊 (歴史)	8・5・1	高清水公園	秋田市寺内字高野ほか	S62. 1. 26(S29. 7. 5) 秋田県告示第66号	39. 2	2. 34
広域	9・6・1	県立小泉湯公園	秋田市金足小泉ほか	H21. 1. 23(S42. 11. 15) 秋田県告示第42号	170	63. 70
広域	9・7・2	秋田県立中央公園	雄和町大字椿川字駒坂 台ほか	H26. 7. 1(S50. 2. 22) 秋田県告示第353号	583. 8	133. 2

種別	番号	公園名	位置	最終決定年月日 及び告示番号	都市決定 面積(ha)	開設済面 積(ha)
街区公園 計		199	か所		45.26	32.44
近隣公園 計		18	か所		36.3	17.84
地区公園 計		2	か所		9.5	9.50
総合公園 計		5	か所		295.9	259.9
運動公園 計		1	か所		26.7	22.34
特殊公園 (風致)計		3	か所		234.9	—
特殊公園 (歴史)計		1	か所		39.2	2.34
広域公園 計		2	か所		753.8	196.9
小計		231	か所		1441.56	541.29
墓園	1	八橋墓地	秋田市八橋字下八橋	S35. 3.26(S30. 5.12) 建設省告示第696号	6.2	0.95
墓園	2	天徳寺山墓地公園	秋田市泉字五庵山	H7. 12.12(S30. 5.12) 秋田県告示第885号	70.5	21.76
緑地	1	山王帯状緑地	秋田市山王臨海町	S53. 7. 3(S44. 5.20) 秋田市告示第71号	0.9	0.9
緑地	2	桜第一緑地	秋田市下北手桜字苔良 谷地	S46. 8.20(S46. 8.20) 秋田市告示第80号	0.05	0.05
緑地	3	桜第二緑地	秋田市下北手桜字苔良 谷地	S46. 8.20(S46. 8.20) 秋田市告示第80号	0.04	0.04
緑地	4	雄物川河川緑地	秋田市新屋大川町ほか	H 1. 3.22(S51. 1.13) 秋田県告示第151号	582.9	42.86
緑地	5	山王官公庁緑地	秋田市山王一丁目	S53. 7. 1(S53. 7. 1) 秋田県告示第494号	1.2	1.2
緑地	6	檜山緑地	秋田市檜山南中町	S53. 7. 3(S53. 7. 3) 秋田市告示第72号	0.6	0.6
緑地	7	湯本都市緑地	秋田市御所野湯本一丁 目ほか	H 3.12.17(H 3.12.17) 秋田県告示第851号	10.5	—
広場	1	中通二丁目広場	秋田市中通二丁目	S62. 7.30(S62. 7.30) 秋田市告示第86号	0.08	0.08
墓園計		2	か所		76.7	22.71
緑地計		7	か所		596.19	45.65
広場計		1	か所		0.08	0.08
合計		241	か所		2114.53	609.73

※ ( ) は当初決定年月日

(注) 都市計画公園以外の都市公園として一般の利用に供されている公園

1. キャンパスタウン1号街区公園：0.21ha
2. 泉ハイタウン街区公園：0.27ha
3. 下北手松崎街区公園：0.27ha
4. 桜台中央公園：0.60ha
5. 桜台フラワーパーク：0.24ha
6. 桜台メイズパーク：0.25ha
7. 桜台こもれび公園：0.25ha
8. 桜ガ丘第一街区公園：0.20ha
9. 桜ガ丘第二街区公園：0.44ha
10. 桜ガ丘ひがし団地みはらし公園：0.43ha
11. 大平台四丁目街区公園：0.26ha
12. 大平台もみの木公園：0.64ha
13. 山手台ちゅうおう公園：0.31ha
14. 山手台みはらし公園：0.46ha
15. 南ヶ丘一号街区公園：0.21ha
16. 南ヶ丘二号街区公園：0.40ha
17. みなみの風公園：0.49ha
18. 仁井田西潟敷第一街区公園：0.25ha
19. 仁井田西潟敷第二街区公園：0.27ha
20. 御野場第一街区公園：0.35ha
21. 御野場第二街区公園：0.28ha
22. 御野場第三街区公園：0.26ha
23. 御野場第四街区公園：0.85ha
24. 御野場第五街区公園：0.31ha
25. 飯島穀丁街区公園：0.28ha
26. 山手台おはなみ公園：0.20ha
27. 山手台どんぐりやま公園：0.20ha
28. 西部工業団地中央公園：0.56ha
29. 西部工業団地帯状公園：0.32ha
30. 西部工業団地南公園：0.27ha
31. 西部工業団地北公園：0.34ha
32. 新屋比内町街区公園：0.15ha
33. 新屋大川町街区公園：0.13ha
34. 新屋町後街区公園：0.12ha
35. 野崎コミュニティ広場：0.66ha

合計35カ所 A=11.73ha

#### 5-4 公共下水道

当初決定年月日：S 6年10月 1日

最終決定年月日：H30年 1月17日

市告示第14号

下水道名	排水区域 (ha)	処理施設	貯留施設	供用 (h a)
秋田市公共下水道 (秋田地域)	7,384	八橋下水道終末処理場 39,100m <sup>2</sup> 下水汚泥コンポスト施設 13,000m <sup>2</sup> 金足浄化センター 4,100m <sup>2</sup> 羽川浄化センター 400m <sup>2</sup>	古川調整池 20,200m <sup>2</sup> 羽川調整池 6,200m <sup>2</sup>	排水区域 6,020.00

当初決定年月日：S63年 8月10日

最終決定年月日：H26年 7月 1日

町告示第 12号

市告示第172号

下水道名	排水区域 (h a)	幹線管渠延長 (m)	処理場 (m <sup>2</sup> )	供用 (h a)
秋田市公共下水道 (河辺・雄和地域)	467	—	秋田湾・雄物川流域下水道 (臨海処理区)に接続	排水区域 406.23

#### 5-5 一団地の官公庁施設

当初決定年月日：S33年 3月19日

最終決定年月日：H24年10月30日

建告示第443号

県告示第572号

団地名	位置	決定面積 (h a)	建築物(密度)の限度	
			建蔽率	容積率
八橋団地	秋田市山王一丁目、四丁目、六丁目、七丁目	14.3	40%以下	100%以上

#### 5-6 汚物処理場

当初決定年月日：S54年 3月23日

最終決定年月日：S54年 3月23日

市告示第27号

市告示第27号

処理場名	位置	決定面積 (h a)	処理方法	処理能力 (kl/日)	完了面積 (h a)	備考
向浜汚物 処理場	秋田市新屋町 字砂奴寄	4.6	酸化法	300	4.6	

#### 5-7 ごみ処理場

当初決定年月日：S51年 8月31日

最終決定年月日：H 9年 7月31日

市告示第 59号

市告示第127号

番号	焼却場名	位置	決定面積 (ha)	処理方式	処理能力	完了面積
1	秋田市東部ごみ 処理場	秋田市河辺町豊 成字虚空蔵大台 滝および同字祖 神台	43.2	埋立 焼却 リサイクル 破砕	615,000m <sup>3</sup> 700 t /日 80 t /日 77 t /日	43.2

### 5-8 市場

当初決定年月日：S52年 6月 4日 市告示第 52号  
 最終決定年月日：H 1年12月 8日 市告示第149号

市場名	位置	決定面積 (h a)	供給能力	完了面積 (h a)
秋田市中央卸売市場	秋田市外旭川字待合、字神田字四百刈	14.6	青果物 1,070百t/年 水産物 640百t/年 花き 36,345千本/年	14.6

### 5-9 学校

学校名	位置	決定面積 (h a)	完了面積 (h a)	最終決定年月日 及び告示番号
1. 東小学校	秋田市広面字板橋	1.69	1.69	S61.10.13(S45.6.4) 秋田市告示第95号
2. 八橋小学校	秋田市泉字鯉沼 秋田市八橋字イサノ	2.00	2.00	S46.11.4(S45.6.4) 秋田市告示第97号
3. 八橋中学校	秋田市泉字新川	2.00	2.00	S52.9.9(S52.9.9) 秋田市告示第75号
4. 外旭川小学校	秋田市外旭川字梶ノ目	1.50	1.50	S52.9.9(S52.9.9) 秋田市告示第75号
5. 牛島第2小学校	秋田市仁井田字西潟敷	2.30	2.30	S52.9.9(S52.9.9) 秋田市告示第75号
6. 秋田経済法科大学	秋田市下北手桜字守沢 ほか	45.77	27.59	H 8.11.29(S56.5.2) 秋田県告示第749号
計	6か所	55.26	37.08	

※ ( ) は当初決定年月日

### 5-10 火葬場

当初決定年月日：S30年 5月12日 建告示第664号  
 最終決定年月日：H21年 3月 3日 市告示第 40号

火葬場名	位置	決定面積 (m2)	火葬能力 (体/日)	完了面積 (m2)	備考
秋田市斎場	秋田市外旭川字山崎	14,300	27	14,300	

### 5-11 駐車場

当初決定年月日：S62年 7月30日 市告示第87号  
 最終決定年月日：S62年 7月30日 市告示第87号

番号	駐車場名	位置	面積 (m2)	構造及び 駐車容量	備考
1	中通二丁目広場地下 自転車駐車場	秋田市中通二丁目	670	地下1層530台	

### 5-12 と畜場

当初決定年月日：S53年 6月23日 町告示第 12号  
 最終決定年月日：H26年 7月 1日 市告示第172号

と畜場名	位置	決定面積 (ha)	処理能力	完了面積 (ha)	備考
河辺と畜場 (秋田県食肉流通公社)	秋田市河辺神内字堂坂	8.1	大動物 25頭/日 小動物 700頭/日	8.1	

6. 市街地開発事業  
6-1 土地区画整理事業

令和7年3月31日現在

区域 地区名	最終都市計画決定		事業認可 公告年月 日	施行者	施行 面積 (h a)	換地公告 年月日	備考
	面積 (ha)	年月日・番号					
茨島	72.7	H31. 3. 5(S10. 7. 17) 秋田市告示第21号	S14. 2. 20	秋田市	72.7	S17. 12. 1	旧都市計画法第12条による
土崎埋立	24.1	S14. 8. 30(S14. 8. 30) 建設省告示第445号	S16. 7. 2	秋田県	24.1	S27. 4. 5	旧都市計画法第12条による
土崎	124.3	S53. 11. 14(S29. 7. 5) 建設省告示第829号	S32. 7. 27	秋田市	7.7	S39. 3. 24	(土崎)
			S42. 1. 21	秋田市	27.4	S54. 3. 27	(将軍野若松)
川尻	191.9	R3. 2. 25(S29. 7. 5) 秋田市告示第39号	S33. 3. 31	秋田市	47.2	S44. 9. 30	(川尻)
			S39. 3. 26	秋田市	61.5	S47. 10. 7	(山王)
			S44. 12. 22	秋田市	82.4	S57. 6. 8	(山王第2)
			S43. 8. 1	秋田県	0.7	S46. 6. 29	(山王十字路)
秋田駅前	25.2	S32. 8. 22(S29. 7. 5) 建設省告示第2121号	S35. 2. 6	秋田市	25.2	S44. 7. 5	
秋田港	124.4	S36. 10. 5(S30. 5. 12) 建設省告示第2237号	S36. 6. 1	秋田市	53.6	S48. 2. 10	
城南	11.7	S38. 11. 28(S37. 8. 22) 建設省告示第2937号	S39. 1. 4	秋田市	11.7	S46. 2. 2	
秋田駅東	171.5	S44. 1. 30(S42. 12. 23) 建設省告示第162号	S44. 6. 14	秋田市	24.6	S55. 11. 13	(秋田駅東第1)
			S57. 2. 19	秋田市	58.4	H 7. 9. 29	(秋田駅東第2)
			H 6. 3. 1	秋田市	45.5	施行中	(秋田駅東第3)
			H 7. 11. 1	秋田市	10.3	H18. 1. 31	(秋田駅東拠点)
川尻新川	5.6	S47. 4. 4(S46. 3. 18) 秋田市告示第29号	S46. 6. 26	秋田県	5.6	S50. 12. 9	
秋操	243.0	S54. 11. 27(S45. 10. 22) 秋田県告示第910号	S51. 8. 20	秋田市	181.9	H11. 9. 30	(秋操駅南)
中央市場西	18.7	S56. 2. 5(S53. 11. 15) 秋田市告示第9号	S54. 2. 27	組合	18.7	S58. 1. 22	
築山	14.8	S41. 5. 31(S41. 5. 31) 建設省告示第1678号	—	—	—	未着手	
新屋西	19.4	S59. 6. 28(S59. 6. 28) 秋田市告示第53号	S58. 6. 22	組合	19.4	S63. 3. 18	
新屋	—	—	S13. 9. 17	組合	57	S18. 11. 22	旧都市計画法第12条による
新屋新町後	—	—	S34. 11. 10	組合	15.1	S42. 2. 28	
松美ヶ丘	—	—	S39. 7. 2	組合	34	S43. 2. 1	
泉	—	—	S39. 12. 5	個人	8.9	S40. 4. 13	
滝の浦	—	—	S43. 2. 24	組合	3.5	S44. 5. 6	
牛島東方家後	—	—	S43. 2. 24	組合	3.9	S45. 8. 11	

区域 名 地区	最終都市計画決定		事業認可 公告年月 日	施行者	施行 面積 (h a)	換地公告 年月日	備考
	面積 (ha)	年月日・番号					
朝日 (新屋下川原)	—	—	S43. 4. 6	個人	7.6	S43. 10. 12	
新屋豊町	—	—	S44. 12. 2	組合	3.3	S46. 8. 21	
桜	—	—	S45. 4. 18	個人	11.3	S45. 9. 12	
柳原新田	—	—	S47. 10. 17	個人	16.2	S48. 2. 15	
新屋田尻沢	—	—	S48. 9. 22	個人	11.4	S49. 3. 30	
飯島	—	—	S49. 8. 24	共同	15.3	S53. 2. 9	
桜長面	—	—	S49. 9. 17	個人	5.9	S51. 1. 13	
牛島東潟敷	—	—	S60. 1. 22	個人	1.6	S60. 6. 11	
四ツ小屋 末戸松本	—	—	S60. 10. 4	共同	6.2	S61. 9. 30	
牛島字東潟敷 第2	—	—	S63. 2. 2	個人	1.3	S63. 7. 12	
牛島字東潟敷 第3	—	—	H 1. 3. 10	個人	2.0	H 1. 7. 18	
濁川家ノ前	—	—	S62. 10. 23	個人	2.7	S63. 11. 29	
下浜羽川	—	—	S62. 12. 15	個人	25.2	H 1. 9. 26	
豊岩工業団地	—	—	S63. 8. 9	個人	14.1	H 2. 6. 15	
牛島	—	—	H 1. 6. 2	共同	1.5	H 1. 11. 21	
牛島第2	—	—	H 2. 6. 5	共同	1.7	H 2. 10. 26	
御所野ニュー タウン第1	—	—	S63. 11. 4	個人	52.2	H 3. 3. 15	
御所野ニュー タウン第2	—	—	H 4. 3. 21	個人	27.2	H13. 9. 13	
御所野ニュー タウン第3	—	—	H 3. 11. 8	個人	8.0	H 4. 3. 24	
御所野ニュー タウン第4	—	—	H 5. 1. 29	個人	12.0	H 5. 6. 15	
御所野ニュー タウン第5	—	—	H 5. 1. 29	個人	50.9	H 5. 3. 23	
御所野ニュー タウン第6	—	—	H 5. 2. 12	個人	11.2	H 6. 3. 25	
飯島工業団地	—	—	H 1. 9. 19	個人	16.8	H 4. 6. 5	
牛島字東潟敷 仁井田字西潟敷	—	—	H 2. 10. 30	共同	12.2	H 4. 6. 23	
秋田駅西北	5.8	H 5. 10. 15(H 5. 10. 15) 秋田市告示第126号	H 6. 7. 21	秋田市	5.8	施行中	
御所野ニュー タウン第7	—	—	H 5. 4. 9	個人	8.1	H 5. 5. 14	
御所野ニュー タウン第8	—	—	H 6. 2. 25	個人	15.6	H 6. 12. 22	
御所野ニュー タウン第9	—	—	H 5. 7. 30	個人	28.0	H 7. 3. 31	
ヴァンペール 太平台	—	—	H 7. 3. 31	個人	23.4	H 9. 2. 28	

区域 名 地区	最終都市計画決定		事業認可 公告年月 日	施行者	施行 面積 (h a)	換地公告 年月日	備考
	面積 (ha)	年月日・番号					
御所野ニュー タウン第10	—	—	H7. 4. 7	個人	8.9	H 7. 8. 29	
御所野ニュー タウン第11	—	—	H 7. 9. 1	個人	14.7	H11. 1. 8	
御所野ニュー タウン第12	—	—	H 7.12.22	個人	3.0	H 8.11.26	
御所野ニュー タウン第13	—	—	H 9. 8. 5	個人	6.9	H 9.10. 8	
御所野	—	—	H 9. 9. 8	組合	13.6	H16.11.30	
飯島みどり野 団地	—	—	H 9.10.15	個人	0.3	H10. 1. 30	
御所野ニュー タウン第14	—	—	H10. 3. 6	個人	6.7	H10. 3. 25	
中央卸売市場	—	—	H 3. 1. 4	個人	16.9	H 4. 7. 24	
あきた北タウン	—	—	H11. 3. 4	個人	2.0	H11. 9. 28	
御所野ニュー タウン第15	—	—	H12. 5. 25	個人	7.3	H12. 6. 9	
大学病院東	—	—	H12.11.24	個人	8.7	H14. 4. 10	
キャンパス タウン自由が丘	—	—	H12.12. 6	個人	4.2	H14. 8. 26	
御所野ニュー タウン第16	—	—	H14. 2. 15	個人	11.4	H14. 3. 4	
御所野ニュー タウン第17	—	—	H16.12.16	個人	6.8	H17. 3. 16	
御所野ニュー タウン第18	—	—	H14.11. 7	個人	0.7	H14.11.29	
秋田新都市 (大杉沢産業区)	—	—	H17. 3. 16	個人	14.2	H21. 1. 8	
御所野ニュー タウン第19	—	—	H17. 7. 4	個人	1.2	H17. 8. 10	
御所野ニュー タウン北第1	—	—	H17. 7. 8	個人	5.9	H18. 8. 4	
御所野ニュー タウン北第2	—	—	H17.12.14	個人	3.1	H18. 2. 3	
御所野ニュー タウン第20	—	—	H18. 7. 6	個人	1.0	H18. 8. 1	
御所野ニュー タウン北第3	—	—	H18.11. 7	個人	18.9	H20. 1. 15	
御所野ニュー タウン第21	—	—	H19. 8. 16	個人	4.5	H19. 8. 31	
御所野ニュー タウン北第4	—	—	H19. 9. 5	個人	5.1	H21. 3. 10	
御所野ニュー タウン北第5	—	—	H20. 2. 19	個人	8.3	H20. 7. 25	
御所野ニュー タウン北第6	—	—	H20. 8. 19	個人	10.1	H21. 8. 5	
御所野ニュー タウン第23	—	—	H20.11. 4	個人	5.3	H20.12.24	
御所野ニュー タウン北第7	—	—	H22. 3. 9	個人	13.7	H22. 4. 5	
75地区	1,053.1	14地区	74地区		1,503.1		

6-2 市街地再開発事業

事業名	施行主体	施行区域面積	建築敷地面積	建蔽率限度	容積率限度	高さの限度	主要用途	年月日・番号
秋田駅前地区第1種市街地再開発事業	再開発組合	3.1	23,410	10/10	60/10	低層部12m 高層部45m	店舗・ホテル	S58. 8. 2(S49. 11. 30) 秋田県告示第570号
中通一丁目地区第1種市街地再開発事業	再開発組合	2.9	21,800	10/10	60/10		商業・住居・ 宿泊施設・駐 車場、公共公 益施設・医療 施設	H21. 12. 28(H12. 7. 4) 秋田市告示第316号

7. 地区計画

令和7年3月31日現在

名称	位置	面積(ha)	計画決定年月日	地区計画のねらい	地区整備計画	決定の概要	
						地区施設	建築物等に関する事項
通町地区計画	秋田市大町一丁目及び保戸野通町地内	5.3	H 5 . 2 . 18 秋田市告示第18号	通町線の拡幅整備に伴う沿道建築物の建替え等を適切に誘導するとともに必要な地区施設を整備することにより、活力とうるおいにあふれた商店街形成を図る。	策定	公共空地 (標準幅員1.5 m、延長約850m) 計画図のとおり	壁面位置 形態 意匠
秋田新都市老人福祉総合エリア地区計画	秋田市御所野下堤五丁目及び四ッ小屋小阿地字下堤	27.5	H 6 . 2 . 10 秋田市告示第19号	秋田新都市開発整備事業との整合を図りつつ、地区内の土地利用及び建築等の行為を適切に誘導することにより、中央地区老人福祉総合エリア建設計画の実現及び事業効果の維持、増進に資する。	策定		用途 壁面位置 形態 意匠
泉ハイタウン地区計画	秋田市泉菅野一丁目、二丁目地内	16.1	(H 7 . 12 . 12) R 6 . 7 . 1 秋田市告示第214号	建築物の用途等の規制誘導を積極的に推進し、豊かな生活空間の創造により、良好な居住環境の形成と保全を図る。	策定	継続	用途 敷地面積 壁面位置 形態 意匠 垣、柵
山手台地区計画	秋田市山手台一丁目、二丁目、三丁目	31.1	(H 9 . 12 . 9) R 6 . 7 . 1 秋田市告示第214号	市街化調整区域で行われた大規模宅地開発事業の事業効果の維持増進を図るとともに、建築等の行為を適切に誘導し、良好な居住環境の形成を図る。	策定		用途 敷地面積に対する、延べ面積、建築面積の割合、敷地面積 壁面位置 高さ制限 形態、意匠 垣、柵 公告物の制限

名称	位置	面積 (h a)	計画決定 年月日	地区計画のねらい	地区整備 計画	決定の概要	
						地区施設	建築物等に 関する事項
外旭川小谷 地地区計画	秋田市外旭川 字小谷地、字 大谷地、字中 谷地、字待合、 字四百刈地内	14.3	(H10. 9. 22) H11. 4. 1 秋田市告示 第69号	当地区内で行われ る開発行為や建築 行為を適切に誘導 することにより、 地域特性にふさわ しい土地利用を図 る。	策定	道路	用途 敷地面積 形態、意匠
下新城中野 地区計画	秋田市下新城 中野字街道端 西地内	13.2	(H10. 9. 22) H26. 7. 25 秋田市告示 第194号	地区施設の配置を 定め、一体的かつ 計画的な市街化を 誘導するとともに 、建築等の行為 を適切に誘導する ことにより、調和 のとれた良好な居 住環境の形成を図 る。	策定	道路 公園 緑地	用途 敷地面積 形態、意匠 垣、柵
広面谷内佐 渡地区計画	秋田市広面字 谷内佐渡、柳 田字川崎、字 境田地内	12.9	(H10. 9. 22) R3. 2. 25 秋田市告示 第40号	地区施設の配置を 定め、一体的かつ 計画的な市街化を 誘導するとともに 、建築等の行為 を適切に誘導する ことにより、調和 のとれた良好な居 住環境の形成を図 る。	策定	道路 公園	用途 敷地面積 形態、意匠 垣、柵
仁井田福島 地区計画	秋田市仁井田 福島二丁目、 仁井田字福 島、字猿田川 端、牛島東七 丁目地内	11.8	(H10. 9. 22) R 6. 7. 1 秋田市告示 第214号	地区施設の配置を 定め、一体的かつ 計画的な市街化を 誘導するとともに 、建築等の行為 を適切に誘導する ことにより、調和 のとれた良好な居 住環境の形成を図 る。	策定	道路 公園	用途 敷地面積 壁面位置 形態、意匠 垣、柵
桜台 地区計画	秋田市桜台一 丁目、二丁 目、三丁目、 下北手桜字 桜、桜三丁 目、四丁目地 内	46.1	(H10. 9. 22) R 6. 7. 1 秋田市告示 第214号	当該宅地開発事業 の事業効果の維持 増進を図るととも に、建築等の行為 を適切に誘導する ことにより、住宅 地区、住民サービ ス施設地区による 相互に調和のとれ た良好な居住環境 の形成を図る。	策定	道路 公園 緑地	用途 敷地面積 形態、意匠 垣、柵

名称	位置	面積 (h a)	計画決定 年月日	地区計画のねらい	地区整備 計画	決定の概要	
						地区施設	建築物等に 関する事項
仁井田本町 地区計画	秋田市仁井田 本町五丁目、 仁井田本町六 丁目地内	15	(H10. 9. 22) H13. 2. 7 秋田市告示 第18号	区画整理事業のほか、当地区内で行われる開発行為や建築行為を適切に誘導することにより、地区特性にふさわしい土地利用を図る。	策定	道路	用途 敷地面積 形態、意匠 垣、柵
下浜桂根 地区計画	秋田市下浜桂 根字浜添、字 上ノ山、字浜 田、字境川、 字大台、浜田 字境川、字 陳ヶ原、字境 田地内	27.9	H10. 9. 22 秋田市告示 第179号	当地区内で行われる開発行為や建築行為を適切に誘導することにより、良好な居住環境の形成を図る。	策定	道路 公園 緑地	用途 形態、意匠
御所野堤台 地区計画	秋田市御所野 堤台一丁目、 御所野堤台二 丁目および御 所野堤台三丁 目地内	54.8	(H17. 4. 12) H27. 12. 1 秋田市告示 第298号	拠点性を有する地区を形成するとともに、周辺業務機能等の立地・誘導を図り適正な土地利用を進めるとともに、周辺環境とも調和した良好な市街地環境の形成を図る。また、敷地内の積極的な緑化と維持管理に努め、緑豊かな街並みの形成を図る。	策定	道路 緑地	用途 壁面位置 形態、意匠 垣、柵
御所野元町 地区計画	秋田市御所野 元町五丁目、 六丁目、七丁 目地内	23.7	(H17. 11. 10) R 7. 7. 1 秋田市告示 第214号	将来にわたって、現在の良好な住宅市街地環境を維持・増進し、今後の開発においても同様に「住みよく美しい環境の街」を形成していく。	策定		用途 敷地面積 高さ 壁面位置 形態、意匠 垣、柵
御所野 下堤・元町 地区計画	秋田市御所野 下堤一丁目、 御所野元町二 丁目、三丁目 地内	20.6	(H17. 11. 10) R 6. 7. 1 秋田市告示 第214号	将来にわたって、現在の良好な住宅市街地環境を維持・増進し、今後の開発においても同様に「住みよく美しい環境の街」を形成していく。	策定		用途 敷地面積 高さ 壁面位置 形態、意匠 かき、さく
御所野地藏 田地区計画	秋田市御所野 地藏田二丁目、 四丁目、 五丁目地内	32.7	(H17. 11. 10) R 6. 7. 1 秋田市告示 第214号	将来にわたって、現在の良好な住宅市街地環境を維持・増進し、今後の開発においても同様に「住みよく美しい環境の街」を形成していく。	策定		用途 敷地面積 高さ 壁面位置 形態、意匠 垣、柵

名称	位置	面積 (h a)	計画決定 年月日	地区計画のねらい	地区整備 計画	決定の概要	
						地区施設	建築物等に 関する事項
土崎港 中央四丁目 地区計画	秋田市土崎港 中央四丁目地 内	3.6	H17. 11. 10 秋田市告示 第282号	遊休地の有効利用 を促進するととも に、開発行為や建 築行為を適切に誘 導することによ り、地区特性にふ さわしい土地利用 を図る。	策定	道路	用途 高さ 壁面位置 工作物設置 の制限 形態、意匠
南ヶ丘 地区計画	秋田市南ヶ丘 一丁目、二丁 目、三丁目、 上北手百崎字 二タ子沢地内	47.7	(H19. 11. 29) R 6. 7. 1 秋田市告示 第214号	将来にわたり、良 好な居住環境の維 持・増進を図ると ともに、地区内の 土地利用計画と地 区施設配置計画を 明確にし、今後の 建築等の行為を適 切に誘導すること により、“ゆと りと健康に満ちた まち”を形成し ていく。	策定	道路 公園 緑地	用途 敷地面積に 対する、延べ 面積 建築面積の 割合 敷地面積 壁面位置 高さ制限 形態、意匠 垣、柵
南部ニュー タウン大野 地区計画	秋田市仁井田 字新中島およ び字大野地内	5.5	H23. 4. 6 秋田市告示 第114号	将来にわたって、 「住宅地としての 環境を高度に維持 増進する」ことを 目的に、良好な居 住環境の形成と保 全を図っていく。	策定		用途 高さ 敷地面積 壁面位置 形態、意匠 垣、柵
大町・下肴 町地区計画	秋田市大町五 丁目および六 丁目地内	1.6	H26. 12. 8 秋田市告示 第280号	都市計画道路川尻 広面線の拡幅整備 に伴う沿道建築物 の建替え等を適切 に誘導し、活力と うるおいにあふれ た通りの形成を図 ることを目標とす る。	策定		用途 形態、意匠
横町地区計 画	秋田市大町五 丁目および六 丁目地内	0.9	R 6. 7. 1 秋田市告示 第213号	都市計画道路川尻 広面線の拡幅整備 に伴う沿道建築物 の建替え等を適切 に誘導し、多くの 人が集い、回遊す る横町通りらしい 街並みの形成を目 標とする。	策定		用途 形態、意匠
下新城 中野工業団地 地区計画	秋田市下新城 中野街道端西 地内	47.7	R 7. 2. 17 秋田市告示 第43号	地区の特性を活か した新たな工業団 地の整備を進め るとともに、建築 物等の規制誘導 により、周辺環境 と調和した良好な 操業環境の形成 を図ることを目 標とする。	策定		用途 敷地面積に 対する、延べ 面積 建築面積の 割合 敷地面積 高さ 形態、意匠 垣、柵
計	21地区	460.0					

# 秋田都市計画区域（潟上市）

## 1. 沿革と概況

平成17年3月に天王町、昭和町、飯田川町が合併し今日に至っている。

本地域は、県のほぼ中央、県都秋田市の北隣に位置し、東は出羽丘陵、西は日本海に続き、北は八郎湖に向かって広大な田園地帯が広がる肥沃な穀倉地帯となっている。

秋田自動車道、日本海沿岸東北自動車道等の高速交通体系が整備され、秋田市のベッドタウンという都市的特性と豊かな自然環境を併せ持っており、立地条件を活かし、多様化する住民のニーズに対応した活力あるまちづくりに向けて、都市基盤の整備を推進している。

また、豊富な風資源を活用すべく、国内最大級の風力発電事業が平成29年から実施されているほか、平成30年に施行された海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律により、秋田県男鹿市・潟上市・秋田市が「有望な区域」と追加・整理されており、再生可能エネルギー産業の振興が期待されている区域となっている。

### 1-1 面積・人口

令和7年4月1日現在

行政区域		都市計画区域	
面積 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)	人口 (人)
9,772	31,093	7,218	21,307

## 2. 法の適用及び都市計画区域の経緯

決定年月日 及び告示番号	面積 (ha)	区 域
S 26. 9. 7 建設省告示第829号	1,183	昭和町の一部(昭和都市計画区域)
S 45. 10. 24 秋田県告示第541号	4,052	昭和町の全域(秋田都市計画区域に編入)
S 45. 10. 24 秋田県告示第541号	1,606	飯田川町の全域
S 45. 10. 24 秋田県告示第541号	1,200	天王町の一部
S 46. 3. 25 秋田県告示第163号	4,052	昭和町の全域
S 46. 3. 25 秋田県告示第163号	1,606	飯田川町の全域
S 46. 3. 25 秋田県告示第163号	1,200	天王町の一部
S 49. 9. 14 秋田県告示第534号	4,052	昭和町の全域
S 49. 9. 14 秋田県告示第534号	1,606	飯田川町の全域
S 49. 9. 14 秋田県告示第534号	1,200	天王町の一部
S 58. 5. 7 秋田県告示第346号	4,065	昭和町の全域
S 58. 5. 7 秋田県告示第346号	1,580	飯田川町の全域
S 58. 5. 7 秋田県告示第346号	1,573	天王町の一部

## 3. 市街化区域及び市街化調整区域

令和7年4月1日現在

市街化区域		市街化調整区域	
面積 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)	人口 (人)
683	16,105	6,535	5,201

## 4. 地域地区

### 4-1 用途地域

当初決定年月日：S48年 6月30日 県告示第361号  
最終決定年月日：H10年 9月22日 県告示第616号

地域名	面積 (ha)	構成比 (%)	容積率 (%)	建蔽率 (%)
第1種低層住居専用地域	119	17.4	80	50
第2種低層住居専用地域	2.5	0.4	80	50
第1種中高層住居専用地域	79.1	11.6	200	60
第2種中高層住居専用地域	68.0	10.0	200	60
第1種住居地域	255	37.3	200	60
第2種住居地域	8.8	1.3	200	60
近隣商業地域	32	4.7	200	80
準工業地域	119	17.4	200	60
計	683	100.0		

(注) 第1種、第2種低層住居専用地域の外壁後退距離の限度は1.0m

(注) 第1種、第2種低層住居専用地域の建築物の高さの限度は10.0m

## 5. 都市計画施設

### 5-1 都市計画道路

令和7年3月31日現在

街路番号	路線名	起点	終点	幅員	車線の数	延長 (m)	最終決定年月日 及び告示番号	改良済 実延長 (m)	整備 率 (%)
3・4・57	追分出戸線	天王町天王字追分	天王町天王字蒲沼	16	—	6,580	S61. 4.18(S61. 4.18) 秋田県告示第304号	—	—
3・4・58	二田出戸追分線	天王町天王字下浜山	天王町天王字長沼	16	—	6,040	S61. 4.18(S61. 4.18) 秋田県告示第304号	—	—
3・5・59	上北野下線	天王町天王字上北野	天王町天王字上北野	14	—	480	S61. 4.18(S61. 4.18) 天王町告示第27号	480	100
3・5・60	上北野上線	天王町天王字上北野	天王町天王字上北野	14	—	350	S61. 4.18(S61. 4.18) 天王町告示第27号	—	—
3・5・101	元木中央線	昭和町大久保字堤の上	昭和町大久保字元木田	12	—	640	H2. 7.13(H2. 7.13) 昭和町告示第12号	397	62.0
3・4・106	中学校線	昭和町大久保字元木田ほか	昭和町大久保字元木田	16	—	660	H2. 7.13(H2. 7.13) 昭和町告示第496号	660	100
3・5・107	四季の道	昭和町豊川竜毛字下斎藤田ほか	昭和町大久保字元木田	12	—	610	H2. 7.13(H2. 7.13) 昭和町告示第12号	610	100
幹線計		7路線				15,360		2,147	14.0
計		7路線				15,360		2,147	14.0

※ ( ) は当初決定年月日

5-2 都市計画公園

令和7年3月31日現在

種別	番号	公園名	位置	最終決定年月日 及び告示番号	都市決定面積 (ha)	開設済面積 (ha)
街区	2・2・202	山神街区公園	昭和町大久保字山神	S61. 9. 26(S48. 10. 23) 昭和町告示第7号	0. 25	0. 25
街区	2・2・203	町後街区公園	昭和町大久保字町後	S61. 9. 26(S48. 12. 12) 昭和町告示第7号	0. 40	0. 40
街区	2・2・204	豊川中央街区公園	昭和町豊川船橋字鈴木	H22. 4. 14(S49. 7. 12) 潟上市告示第65号	0. 49	0. 08
街区	2・2・205	駅前街区公園	昭和町大久保字元木田	S61. 9. 26(S51. 3. 3) 昭和町告示第7号	0. 12	0. 12
街区	2・2・206	高田街区公園	昭和町大久保字高田	S61. 9. 26(S52. 1. 10) 昭和町告示第7号	0. 15	0. 15
街区	2・2・207	すずかけ街区公園	飯田川町下虻川字槐袋	S61. 9. 26(S48. 10. 23) 飯田川町告示第18号	0. 30	0. 30
街区	2・2・208	さくら街区公園	飯田川町下虻川字儘ノ内	S61. 9. 26(S47. 6. 21) 飯田川町告示第18号	0. 30	0. 30
街区	2・2・209	あかしゃ街区公園	飯田川町飯塚字樋ノ下	S61. 9. 26(S47. 6. 21) 飯田川町告示第18号	0. 29	0. 29
街区	2・2・210	しらかば街区公園	飯田川町和田妹川字出張	S61. 9. 26(S49. 7. 13) 飯田川町告示第18号	0. 28	0. 28
街区	2・2・211	けやき街区公園	飯田川町下虻川字蟹沢	S61. 9. 26(S50. 2. 22) 飯田川町告示第18号	0. 26	0. 26
街区	2・2・212	まつの木街区公園	飯田川町飯塚字中谷地	S61. 9. 26(S51. 8. 21) 飯田川町告示第18号	0. 29	0. 29
街区	2・2・213	もみの木街区公園	飯田川町飯塚字深田	S61. 9. 26(S53. 2. 27) 飯田川町告示第18号	0. 29	0. 29
街区	2・2・214	追分街区公園	天王町天王字長沼	S61. 10. 13(S47. 10. 23) 天王町告示第49号	0. 40	0. 40
街区	2・2・215	追分西街区公園	天王町天王字追分西	S61. 10. 13(S51. 12. 4) 天王町告示第49号	0. 80	0. 80
街区	2・2・216	牛坂街区公園	天王町天王字追分	S61. 10. 13(S53. 11. 4) 天王町告示第49号	0. 35	0. 35
近隣	3・3・18	下出戸近隣公園	天王町天王字下浜山	S61. 9. 26(S52. 3. 1) 秋田県告示第605号	1. 6	1. 6
地区	4・5・1	追分地区公園	天王町天王字長沼	S55. 9. 6(S55. 9. 6) 秋田県告示第728号	12. 3	12. 3
総合	5・6・4	元木山公園	昭和町大久保字元木山根	H13. 7. 31(S51. 1. 13) 秋田県告示第485号	58. 9	19. 5
総合	5・4・5	南公園	飯田川町下虻川字蟹沢	S61. 9. 26(S53. 11. 14) 秋田県告示第605号	6. 7	6. 7
総合	5・5・6	鞍掛沼公園	天王町天王字江川上谷地	S61. 9. 26(S59. 6. 2) 秋田県告示第605号	20. 1	19. 8
街区公園計		15か所			4. 97	4. 56
近隣公園計		1か所			1. 60	1. 60
地区公園計		1か所			12. 30	12. 30
総合公園計		3か所			85. 70	46. 00
合計		20か所			104. 57	64. 46

※ ( ) は当初決定年月日

### 5-3 公共下水道

当初決定年月日：S50年10月17日 町告示第 11号  
 最終決定年月日：H31年 4月17日 市告示第 65号

下水道名	排水区域 (ha)	ポンプ場箇所 及び面積	処理場 (m <sup>2</sup> )	供用
潟上市公共下水道	900	2 か所 4, 150	秋田湾・雄物川流域下水道(臨海処理区)に接続	排水区域 736.6

### 5-4 汚物処理場

当初決定年月日：S62年10月 2日 町告示第 3号  
 最終決定年月日：H27年11月19日 市告示第135号  
 廃止決定年月日：R 4年 1月13日 市告示第 5号

処理場名	位置	決定面積 (ha)	処理方式	処理能力 (kl/日)	完了面積 (ha)	備考
潟上市昭和衛生センター	潟上市昭和大久保字北野武利子沢	0.6		13	0.6	廃止
潟上市飯田川衛生センター	潟上市飯田川和田妹川字新潟端	0.91	高負荷酸化処理法	10	0.91	廃止

### 5-5 ごみ焼却場

当初決定年月日：S57年 2月 5日 町告示第 3号  
 最終決定年月日：H27年11月19日 市告示第136号

番号	焼却場名	位置	決定面積 (ha)	処理方式	処理能力 (t/日)	完了面積 (ha)
1	潟上市クリーンセンター	潟上市昭和大久保字大藤崎	1.9	准連続燃焼式	60	1.9

### 5-6 火葬場

当初決定年月日：H 5年12月 6日 町告示第29号  
 最終決定年月日：H 5年12月 6日 町告示第29号

火葬場名	位置	決定面積 (ha)	火葬能力 (体/日)	完了面積 (m <sup>2</sup> )	備考
湖東地区葬斎場	飯田川町和田妹川字館山	1.11	4	1.11	

## 6. 地区計画

令和7年3月31日現在

名称	位置	面積 (ha)	計画決定 年月日	地区計画のねらい	地区整備 計画	決定の概要	
						地区施設	建築物等に 関する事項
街道下地区 地区計画	南秋田郡昭和 町大久保字街 道下の一部、 字虻川境の一 部、字町後の一 部、字袋の一 部、字汲田 の一部	約26.7	(H10. 9. 22) H12. 11. 10 昭和町告示 第52号	交通利便性、生活利 便性に優れており、 市街化に際し土地 区画整理事業により、 必要な道路、公園等 の公共施設及び宅地 の整備が行われ、今 後良好な市街地とし ての高度利用が見込 まれる地域であるた め、適正かつ合理的 な土地利用を図り、 健全な都市環境を形 成、保全する	策定	街区幹線道 路（幅員 20m、延長 164m） 区画道路 （幅員6m、 延長 5,097m） 公園（3箇 所面積 9,400m <sup>2</sup> ） 広場（1箇 所面積 2,200m <sup>2</sup> ）	敷地面積の 最低限度、 壁面の位 置、高さの 最高限度、 形態、意 匠、かき、 さく
豊川龍毛地 区地区計画	南秋田郡昭和 町豊川龍毛字 坂の下の一 部、字郷境の一 部、字下斎 藤田の一部	約5.0	H10. 9. 22 昭和町告示 第27号	国道7号に近接して おり、今後無計画な 市街地形成が予測さ れることから、市街 地を計画的にコント ロールするとともに 必要な地区施設の 整備を行い、良好な 市街地形成を図る	策定	街区幹線道 路（幅員12m、 延長150m、幅 員9m、延長 150m） 区画道路 （幅員6m、 延長1,178m） 公園（2箇 所面積2,000 m <sup>2</sup> ）	敷地面積の 最低限度、 壁面の位 置、高さの 最高限度、 形態、意 匠、かき、 さく
阿弥陀堂地 区地区計画	南秋田郡昭和 町大久保字阿 弥陀堂の一 部、字小谷地 の一部、字高 田の一郡	約6.2	(H10. 9. 22) H22. 6. 11 潟上市告示 第81号	隣接して文教施設が あり、交通利便性、 生活利便性に優れて いることから、今後 無計画な市街地形成 が予測されるため、 市街地を計画的にコ ントロールするとと もに必要な地区施設 の整備を行い、良好 な市街地形成を図る	策定	区画道路 （幅員6 m、延長 1,408m） 公園（2箇 所面積 4,220m <sup>2</sup> ） 緑地（1箇 所面積 1,690m <sup>2</sup> ）	敷地面積の 最低限度、 壁面の位 置、高さの 最高限度、 形態、意 匠、かき、 さく
昭和工業団 地地区計画	潟上市昭和 大久保字北野蓮 沼前山地内	約34.5	(H20. 1. 18) R6. 1. 12 潟上市告示 第1号	団地内には県内外の 企業13社が立地し、 地域産業の中核を 担っており、今後も 企業誘致により地域 を牽引する企業の立 地期待されるため、 建築物の規制誘 導及び公園・緑地等 の適切な配置によ り、周辺環境に配慮 した良好な工業環境 の形成を図る	策定	幹線道路 （幅員9.0～ 15.7m、延長 1,400m） 区画道路 （幅員6.0～ 7.0m、延長 306m） 公園（2箇 所、面積 13,389m <sup>2</sup> ） 緑地（7箇 所、面積 20,337m <sup>2</sup> ） 調整池（1箇 所、面積 17,286m <sup>2</sup> ）	建築物の用 途、敷地面 積の最低限 度、壁面の 位置、高さ の最高限 度、形態、 意匠、か き、さく

名称	位置	面積 (ha)	計画決定 年月日	地区計画のねらい	地区整備 計画	決定の概要	
						地区施設	建築物等に関する事項
元木山 四季の街 地区計画	潟上市昭和 大久保字元木 地内	約4.0	H20. 9. 8 潟上市告示 第105号	本地区は、現在第一種中高層住居専用地域に指定されているが、さらに住みよい環境と入居者に優しい整然とした街づくりとするため、現に形成されている緑豊かな潤いのある居住環境の維持・保全及び育成を図る	策定	道路（プロムナード）幅員4.0m、延長140m	建築物の用途、敷地面積の最低限度、壁面の位置、高さの最高限度、屋外公告物、かき、さく

## 7. 集落地区計画

令和7年3月31日現在

名称	位置	面積 (ha)	計画決定 年月日	集落地区計画 の目標	集落地区 整備 計画	決定の概要	
						集落地区 施設	建築物等に関する事項
南きたの地区 集落地区 計画	南秋田郡昭和 町北野地域の 一部	約64.7	(H20. 1. 18) R6. 1. 12 潟上市告示 第1号	南きたの地区は、秋田市に突き出たような形で昭和町の西南端に位置し、日本海沿岸の砂丘地帯のひとつに開けた、交通の要衝にある緑豊かな拠点集落である。本地区は国道7号が通り、隣接の天王町の市街化区域では住宅開発が進みつつあり、秋田市側においても秋田臨海工業開発が進行中で潜在的な変貌が進行している。一方で、農業は兼業化等の衰退による農地の荒廃化が見られ、特に戦後開拓の集落では著しいものの、花卉や果樹栽培等において注目すべきものもあり、農業の振興を図りつつ、既存集落に馴染むような新規住宅地等の整備を行う。	策定	主要区画道路（幅員12m延長1,730m） 区画道路（幅員6m延長80m） 下水道（管渠φ200延長1,890m） 公園（1ヶ所面積3,000m <sup>2</sup> ）	建築物の用途の制限 建築物の建築面積及び延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度 敷地面積の最低限度 壁面の位置の制限 建築物の高さの最高限度 建築物の形態または意匠の制限 垣または柵の構造の制限

# 鹿角都市計画区域（鹿角市）

## 1. 沿革と概況

鹿角市は、昭和47年4月1日、旧鹿角郡の花輪町、十和田町、尾去沢町及び八幡平村の村が合併し、県下9番目の市として発足した。昭和61年に東北縦貫自動車道が全線開通し、本市は、八幡平、十和田両インターの開設に伴い、秋田県の自動車交通の一拠点として高速交通体系に合致した新しい都市づくりに取り組んでいる。

市街地は、大湯、毛馬内、錦木、花輪、尾去沢及び湯瀬の6つの地区から形成されており、開かれた都市とするには割拠から連帯へと進む必要があり、市街地間を連結する街路網の整備とともに、地域特有の風土を生かした個性的で活力あるまちづくりの実現のため、都市基盤の整備を積極的に推進している。

都市基盤の整備にあたっては、都市計画のマスタープランに基づき、多様化する住民ニーズに対応した個性的で魅力ある街づくりに向けて、都市環境の向上に努めているところであるほか、令和4年1月には、景観資源を市民とともに守り育て、良好な景観づくりを進めるための基本的な計画として、景観法に基づく鹿角市景観計画を策定している。

### 1-1 面積・人口

令和7年4月1日現在

行政区域		都市計画区域	
面積 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)	人口 (人)
70,752	26,787	19,000	26,313

## 2. 法の適用及び都市計画区域の経緯

決定年月日 及び告示番号	面積 (ha)	区 域
S47. 6. 27 秋田県告示第368号	1,186.44	鹿角市の一部(S47. 4. 1)・・・3町1村合併で市の発足 (十和田都市計画区域、花輪都市計画区域)
S47. 12. 14 秋田県告示第711号	19,000	鹿角市の一部
(参考1： 花輪都市計画区域の経緯)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ S27. 7. 25建設省告示第1079号で旧花輪町(S27. 7. 25建告第1078号で法適用)の全域3,922haが決定</li> <li>・ S44. 5. 20建設省告示第2156号で変更→花輪町の一部996ha</li> </ul>		

(参考2： 十和田都市計画区域の経緯)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ S9. 7. 21内務省告示第362号で旧大湯町(S9. 7. 21内務省告示第361号で法適用)の全域が決定 →大湯都市計画区域</li> <li>・ S32. 4. 9建設省告示第550号で十和田町(S31. 9. 30旧大湯町、旧十和田町が合併し十和田町発足)の一部24,127haに変更→十和田都市計画区域</li> <li>・ S44. 5. 20建設省告示第2157号で変更→十和田町の一部190.4ha</li> </ul>		

### 3. 地域地区

#### 3-1 用途地域

当初決定年月日：S48年12月28日 市告示第38号

最終決定年月日：H14年12月10日 市告示第50号

地域名	面積 (h a)	構成比 (%)	容積率 (%)	建蔽率 (%)
第1種低層住居専用地域	145	16.4	80	50
第2種低層住居専用地域	7.2	0.8	80	50
第1種中高層住居専用地域	10	1.1	100	50
第1種住居地域	436	49.3	200	60
第2種住居地域	11	1.2	200	60
近隣商業地域	63	7.1	200	80
商業地域	103	11.6	400	80
準工業地域	110	12.4	200	60
計	885	100.0		

(注) 第1種、第2種低層住居専用地域の外壁後退距離の限度は1.0m

(注) 第1種、第2種低層住居専用地域の建築物の高さの限度は10.0m

#### 3-2 準防火地域

地域名	面積 (h a)	告示年月日
準防火地域	52	当初決定年月日：S60年 1月15日 市告示第1号 最終決定年月日：H 8年 1月 5日 市告示第2号

### 4. 都市計画施設

#### 4-1 都市計画道路

令和7年3月31日現在

街路番号	路線名	起点	終点	幅員	車線の数	延長 (m)	最終決定年月日 及び告示番号	改良済 実延長 (m)	整備 率 (%)
3・3・1	大湯川向線	鹿角市十和田大湯 字下川原	鹿角市十和田大湯 字上の湯	22	—	1,490	H 3. 7. 9(S51. 1. 8) 秋田県告示第457号	418	28. 1
3・3・2	陣場中野線	鹿角市十和田毛馬 内字上陣場	鹿角市十和田毛馬 内字上寄熊	22	—	540	S51. 1. 8(S51. 1. 8) 秋田県告示第9号	540	100. 0
3・4・3	大湯中央線	鹿角市十和田大湯 字大湯	鹿角市十和田大湯 字中谷地	16	2	240	R7. 2. 14(S28. 3. 31) 鹿角市告示第13号	237	98. 8
3・4・4	毛馬内下川 原線	鹿角市十和田毛 馬内字横道	鹿角市花輪字鉄砲	18. 5	—	6,280	H10. 1. 20(S51. 1. 8) 秋田県告示第47号	6,269	99. 8
3・4・6	駅前中央線	鹿角市花輪字下 中島	鹿角市花輪字中花 輪	16	2	290	H29. 1. 4(S30. 5. 21) 鹿角市告示第1号	290	100. 0
3・4・7	下夕町高井 田線	鹿角市花輪字合 ノ野	鹿角市花輪字高井 田	16	—	3,280	H 8. 3. 8(S30. 5. 21) 秋田県告示第152号	2,450	74. 7
3・4・9	下花輪線	鹿角市花輪字八正 寺	鹿角市花輪字下花 輪	16~17	2	430	R7. 2. 14(S30. 5. 21) 鹿角市告示第13号	408	94. 9

街路番号	路線名	起点	終点	幅員	車線の数	延長(m)	最終決定年月日及び告示番号	改良済実延長(m)	整備率(%)
3・4・11	上花輪線	鹿角市花輪字上花輪	鹿角市花輪字上花輪	17	2	140	R7. 2. 14(S51. 1. 8) 鹿角市告示第13号	124	88.6
3・5・12	毛馬内上野平線	鹿角市十和田毛馬内字毛馬内	鹿角市十和田毛馬内字上野	12	2	1,550	R7. 2. 14(S51. 1. 10) 鹿角市告示第13号	1,506	97.2
3・5・13	毛馬内通線	鹿角市十和田毛馬内字毛馬内	鹿角市十和田毛馬内字休堂	12	—	560	S51. 1. 10(S51. 1. 10) 鹿角市告示第3号	—	—
3・5・14	下夕町線	鹿角市花輪字下夕町	鹿角市花輪字沢小路	12	—	1,030	S54. 8. 28(S30. 5. 21) 秋田県告示第666号	170	16.5
3・4・16	花輪通線	鹿角市花輪字下花輪	鹿角市花輪字上花輪	16	2	980	H11. 8. 13(S30. 5. 21) 秋田県告示第497号	980	100
3・5・17	花輪尾去沢線	鹿角市花輪字新田町	鹿角市尾去沢字軽井沢	12	—	2,780	H 8. 3. 8(S30. 5. 21) 秋田県告示第152号	690	24.8
3・6・19	十和田通線	鹿角市十和田大湯字荒瀬	鹿角市十和田大湯字下の湯	11	—	1,800	S51. 1. 8(S28. 3. 31) 秋田県告示第9号	1,800	100
3・6・20	大湯通線	鹿角市十和田大湯字上の湯	鹿角市十和田大湯字川原の湯	8	—	1,240	S51. 1. 8(S28. 3. 31) 秋田県告示第9号	—	—
3・6・21	湯の岱線	鹿角市十和田大湯字湯の岱2丁目	鹿角市十和田大湯字上の湯1丁目	8	2	650	R7. 2. 14(S28. 3. 31) 鹿角市告示第13号	650	100
3・6・24	谷地田町上中島線	鹿角市花輪字上花輪	鹿角市花輪字上中島	9	—	360	S51. 1. 10(S28. 3. 31) 鹿角市告示第3号	360	100
3・6・25	駅前南線	鹿角市花輪字下中島	鹿角市花輪字上花輪	9	—	630	S55. 9. 3(S30. 5. 21) 鹿角市告示第21号	630	100
7・6・1	森崎線	鹿角市十和田毛馬内字弁天崎	鹿角市十和田毛馬内字森崎	9	—	470	H 4. 7. 14(S62. 12. 15) 鹿角市告示第29号	470	100
幹線計		18路線				24,270		17,522	72.2
区画計		1路線				470		470	100
計		19路線				24,740		17,992	72.7

※ ( ) は当初決定年月日

#### 4-2 都市計画公園・緑地・墓園

令和7年3月31日現在

種別	番号	公園名	位置	最終決定年月日及び告示番号	都市決定面積	開設済面積
街区	2・2・1	西街区公園	鹿角市花輪字上中島	S49. 7. 20(S40. 5. 29) 鹿角市告示第25号	0.30	0.30
街区	2・2・2	上中島街区公園	鹿角市花輪字上中島	S52. 6. 10(S40. 5. 29) 鹿角市告示第23号	0.22	0.22
街区	2・2・3	東街区公園	鹿角市花輪字堰向	S49. 7. 20(S37. 7. 7) 鹿角市告示第25号	0.10	0.10
街区	2・2・4	湯の岱街区公園	鹿角市十和田大湯字湯の岱	S49. 7. 20(S32. 4. 17) 鹿角市告示第25号	0.10	0.10
街区	2・2・5	四の岱街区公園	鹿角市十和田大湯字五の岱	H27. 12. 4(S49. 7. 20) 鹿角市告示第100号	0.21	0.21
街区	2・2・6	下の湯街区公園	鹿角市十和田大湯字下の湯	S49. 7. 20(S49. 7. 20) 鹿角市告示第25号	0.11	0.11
街区	2・2・7	陣場街区公園	鹿角市十和田毛馬内字中陣場	S54. 9. 7(S49. 7. 20) 鹿角市告示第23号	0.63	0.41

種別	番号	公園名	位置	最終決定年月日 及び告示番号	都市 決定 面積	開設 済面積
街区	2・2・8	軽井沢街区公園	鹿角市尾去沢字軽井 沢	S49. 7. 20(S49. 7. 20) 鹿角市告示第25号	0.17	0.17
街区	2・2・9	上山街区公園	鹿角市尾去沢字上山	S49. 7. 20(S49. 7. 20) 鹿角市告示第25号	0.23	0.23
街区	2・2・10	小豆沢街区公園	鹿角市八幡平字小豆 沢	S49. 7. 20(S49. 7. 20) 鹿角市告示第25号	0.21	0.21
街区	2・2・11	湯瀬街区公園	鹿角市八幡平字湯瀬	S49. 7. 20(S49. 7. 20) 鹿角市告示第25号	0.14	0.10
街区	2・2・12	茜街区公園	鹿角市花輪字寺の後	S50. 8. 28(S50. 8. 28) 鹿角市告示第27号	0.14	0.14
街区	2・2・13	西道口街区公園	鹿角市尾去沢字西道 口	S51. 3. 10(S51. 3. 10) 鹿角市告示第8号	0.10	0.10
街区	2・2・14	柴内街区公園	鹿角市花輪字地羅野	H 6. 3. 4(S51. 3. 10) 鹿角市告示第7号	0.21	0.21
街区	2・2・15	平元街区公園	鹿角市花輪八幡平	S51. 3. 10(S51. 3. 10) 鹿角市告示第8号	0.10	0.10
街区	2・2・16	毛馬内街区公園	鹿角市十和田毛馬内 字城の下	H23. 6. 30(S52. 6. 10) 鹿角市告示第59号	0.16	0.16
街区	2・2・17	谷内街区公園	鹿角市八幡平字堰の 下	S52. 6. 10(S52. 6. 10) 鹿角市告示第23号	0.80	0.80
街区	2・2・18	下夕町街区公園	鹿角市花輪字下夕町	H14. 12. 10(S53. 3. 4) 鹿角市告示第52号	0.11	0.11
街区	2・2・19	尾去街区公園	鹿角市尾去沢字尾去	S55. 9. 3(S55. 9. 3) 鹿角市告示第22号	0.28	0.22
街区	2・2・20	鏡田街区公園	鹿角市花輪字前田	S59. 3. 12(S59. 3. 12) 鹿角市告示第2号	0.13	0.13
地区	4・3・1	桜山地区公園	鹿角市花輪字荒屋敷	S61. 2. 18(S59. 3. 6) 鹿角市告示第104号	3.8	3.8
総合	5・8・1	黒森山公園	鹿角市十和田大湯字 上内野	S51. 8. 24(S51. 8. 24) 鹿角市告示第589号	145.0	36.0
運動	6・5・1	鹿角市総合 運動公園	鹿角市花輪字案内、 字赤坂及び字百合沢	H 4. 7. 14(H 4. 7. 14) 鹿角市告示第502号	36.3	19.4
特殊 (歴史)	8・2・1	錦木塚歴史公園	鹿角市十和田錦木字 浜田	S51. 3. 10(S51. 3. 10) 鹿角市告示第8号	0.5	0.5
街区公園 計		20か所			4.45	4.13
地区公園 計		1か所			3.80	3.80
総合公園 計		1か所			145.00	36.00
運動公園 計		1か所			36.30	19.40
特殊 (歴史)計		1か所			0.50	0.50
合計		24ヶ所			190.05	63.83

※ ( ) は当初決定年月日

(注) 都市計画公園以外の都市公園として一般の利用に供されている公園

1. 弁天崎街区公園：0.32ha
2. 高田街区公園：0.18ha
3. 森崎街区公園：0.18ha
4. 下小路街区公園：0.16ha
5. 錦木塚伝説公園：0.47ha
6. 花輪中央通りポケットパーク広場公園：0.02ha
7. 三世代交流広場公園：0.77ha
8. おまつり広場公園：0.36ha
9. 健康広場公園：0.61ha
10. コミュニティ広場公園：0.30ha
11. 運動広場公園：0.94ha
12. 健康増進広場公園：0.54ha
13. かづのパークゴルフ公園：4.15ha
14. 久保田健康広場公園：0.10ha
15. 下折戸緑地公園：0.03ha
16. けまない団地緑地公園：0.14ha
17. トラックターミナル緑地公園：0.09ha
18. 大曲緑地公園：0.01ha
19. 太田谷地緑地公園：0.02ha
20. 合野緑地公園：0.01ha
21. 外扇ノ間緑地公園：0.02ha
22. 富士1号緑地公園：0.05ha
23. 富士2号緑地公園：0.03ha
24. 陳場緑地公園：0.03ha
25. 下沢田緑地公園：0.02ha
26. 鹿角工業団地緑地公園：0.68ha
27. 牛川原緑地公園：0.04ha
28. 下野田緑地公園：0.02ha
29. 上ノ湯緑地公園：0.02ha
30. 柴内太田谷地緑地公園：0.03ha
31. 荒田団地緑地公園：0.11ha
32. 三日市緑地公園：0.02ha
33. 下陣場緑地公園：0.01ha
34. 狐崎1号緑地公園：0.07ha
35. 富士3号緑地公園：0.02ha
36. 古下夕緑地公園：0.03ha
37. 扇ノ間緑地公園：0.01ha
38. 鳥野緑地公園：0.06ha
39. 扇ノ間2号緑地公園：0.03ha

合計39カ所 A=10.70ha

#### 4-3 公共下水道

当初決定年月日：S63年 7月16日 市告示第 24号  
 最終決定年月日：R3年2月4日 市告示第 68号

下水道名	排水区域 (ha)	幹線管渠延長 (m)	ポンプ場箇所 及び面積(m <sup>2</sup> )	処理場	供用 (ha)
鹿角市公共下水道	952	—	2箇所 650m <sup>2</sup>	米代川流域下水道 (鹿角処理区)に接 続	557.52

#### 4-4 ごみ処理場

当初決定年月日：H12年11月 2日 市告示第49号  
 最終決定年月日：H12年11月 2日 市告示第49号

焼却場名	位置	決定面積 (ha)	処理方式	処理能力	完了面積 (ha)
鹿角広域行政組 合環境衛生センター	鹿角市十和田毛馬 内字鹿倉崎	2.35		ごみ焼却:60 t/日 ごみ処理:20 t/日 汚物処理:90kl/日	2.35

#### 4-5 と畜場

当初決定年月日：H 6年 3月 4日 市告示第8号  
 最終決定年月日：H 6年 3月 4日 市告示第8号

と畜場名	位置	決定面積 (ha)	処理能力	完了面積 (ha)
北鹿食肉流通センター	鹿角市八幡平字外川原 及び字川部内川原地区	3.2	600頭/日 (豚換算)	3.2

#### 4-6 火葬場

当初決定年月日：H 3年 7月 2日 市告示第30号  
 最終決定年月日：H 3年 7月 2日 市告示第30号

火葬場名	位置	決定面積 (ha)	火葬能力	完了面積 (ha)
鹿角衛生処理組合鹿 角斎場	鹿角市花輪字牛沢及び 大久保	約0.5	火葬炉: 3基	0.5

## 5. 市街地開発事業

### 5-1 土地区画整理事業

令和7年3月31日現在

区域 名 地区	最終都市計画決定		事業認可 公告年月日	施行者	施行 面積 (h a)	換地公告 年月日	備考
	面積 (ha)	年月日・番号					
大湯・湯の岱	14.6	S28.12.11(S28.12.11) 建設省告示第1477号	S29.2.27	鹿角市	14.6	S35.3.10	旧都市計画法第12条による
花輪駅前	23.9	S55.9.6(S30.5.21) 秋田県告示第726号	S31.3.27	鹿角市	23.9	S61.11.18	
高田	26.4	S62.12.18(S62.12.18) 秋田県告示第747号	S63.8.26	鹿角市	26.4	H20.3.28	
計	64.9		3地区		64.9		

## 6. 地区計画

令和7年3月31日現在

名称	位置	面積 (ha)	計画決定 年月日	地区計画 のねらい	地区整備計画	決定の概要	
						地区施設	建築物等 に関する 事項
花輪地区 地区計画	鹿角市花輪 新町・大町 谷地田町各 地区の一部を 除いた区域	約10.6	(H9.3.10) H11.8.17 鹿角市告示 第32号	中心市街地としての商業集積を進め景観的に優れた活力と潤いのある商店街の形成。	策定 (8.5ha)	—	用途 壁面位置 形態 意匠
花輪高井田 地区 地区計画	鹿角市花輪字 高井田	約5.6	H11.8.17 鹿角市告示 第31号	中心市街地と連携し、住民ニーズに沿った住環境整備を行うと共に、各種施設が複合する鹿角観光ふるさと館を含めた「まちの顔」としての機能を促進し、鹿角観光ふるさと館～中心市街地をひとつのエリアとして増強（活性化）を図る。	策定 (5.6ha)	道路	用途 形態 意匠 かき、さ く 植栽

# 大館都市計画区域（大館市）

## 1. 沿革と概況

明治22年の町村制施行により大館町として発足、以来5回にわたる合併により平成17年6月、比内町、田代町を含めた現在の行政区域となり、県北の中核都市として発展してきた。

平成25年8月には大館都市計画区域及び比内都市計画区域を新たに1つの都市計画区域として統合し、名称を大館都市計画区域として再編した。

本地域における交通網は、平成25年11月に秋田自動車道大館北IC～小坂JCTの開通、平成30年3月の鷹巣大館道路大館能代空港IC～二井田真中ICの全面開通により、県北地域の観光・物流のアクセス利便性の向上、アクセス性が向上し新たな企業立地や工場誘致など、さらなる産業集積が期待されている。

平成30年3月に、立地適正化計画を策定し、持続可能でコンパクトなまちづくりを進めてるほか、近年大型店の進出により商業都市としての色合いが強くなってきており、都市内交通量の増加が著しく、街路等都市基盤の整備が急がれており、時代に対応した街路整備を進めるとともに、令和4年4月に都市計画道路の見直しを行っている。

今後は、用途地域及び都市計画公園の見直し、土地区画整理事業の推進等都市の基盤整備を積極的に進めていきたい。

### 1-1 面積・人口

令和7年4月1日現在

行政区域		都市計画区域		人口集中地区	
面積 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)	人口 (人)
91,322	64,824	12,628	55,476	798	24,063

(注) 人口集中地区(D. I. D)は、令和2年国勢調査による。

## 2. 法の適用及び都市計画区域の経緯

決定年月日 及び告示番号	面積 (ha)	区 域
S 9.12.14 内務省告示第595号	1,275	大館町の全域
S 23. 7.31 建設省告示第23号	497	扇田町の全域
S 25. 3.31 内務省告示第332号	10,478	大館市の全域 (S25. 4. 1 釈迦内村を編入)
S 32. 6.17 建設省告示第837号	11,959	大館市の一部 (S30. 3. 1 長木村、上川沿村、下川沿村、真中村、二井田村、S30. 3. 31 十二所町を編入)
S 44. 5.20 建設省告示第2151号	6,161	大館市の一部及び旧花矢都市計画区域
S 50. 9.25 秋田県告示第601号	11,723	大館市の一部
S 60.12. 3 秋田県告示第712号	11,736	大館市の一部
S 60.12. 3 秋田県告示第716号	959	比内町の一部
H 25. 8. 6 秋田県告示第361号	12,628	大館市の一部 (大館及び比内都市計画区域統合)
参考 花矢都市計画区域の経緯		
S 26. 5.24 建設省告示第449号	2,255	花岡町の全域・・・花岡都市計画区域 花岡町 (S26. 5. 24 建告示第448号で法適用)
S 32. 4. 9 建設省告示第573号	8,146	花矢町の全域・・・花矢都市計画区域 S30. 3. 1 花岡町と矢立村が合併し花矢町が発足
S 43. 1.13 建設省告示第 24号	1,114.2	花矢町の一部 (S 44 大館都市計画区域に編入)

### 3. 地域地区

#### 3-1 用途地域

当初決定年月日：S44年 5月 7日 建告示第1778号  
 最終決定年月日：H25年 8月 6日 市告示第 48号

地域名	面積 (ha)	構成比 (%)	容積率 (%)	建蔽率 (%)
第1種低層住居専用地域	110	8.7	80	50
第1種中高層住居専用地域	233	18.4	100 200	50 60
第2種中高層住居専用地域	56	4.4	200	60
第1種住居地域	554	43.8	200	60
第2種住居地域	18	1.4	200	60
準住居地域	5	0.4	200	60
近隣商業地域	63	5.0	200 300	80
商業地域	86	6.8	400 500	80
準工業地域	107	8.5	200	60
工業地域	32	2.5	200	60
計	1,264	100		

(注) 第1種低層住居専用地域の建築物の高さの限度は10.0m

(注) 第1種低層住居専用地域の外壁後退距離の限度は1.0m

#### 3-2 防火及び準防火地域

令和7年3月31日現在

地域名	面積 (ha)	告示年月日
防火地域	2.3	当初決定年月日：S28年 6月29日 建告示第1052号 最終決定年月日：S44年 5月 7日 建告示第1777号
準防火地域	約151.1	当初決定年月日：S30年 8月 6日 建告示第1133号 最終決定年月日：H11年 9月21日 市告示第 39号

## 4. 都市計画施設

### 4-1 都市計画道路

令和7年3月31日現在

街路番号	路線名	起点	終点	幅員	車線の数	延長(m)	最終決定年月日及び告示番号	改良済実延長(m)	整備率(%)
1・3・101	根下戸積迦内線	大館市根下戸新町	大館市積迦内字積迦内	22	4	4,520	H27. 2. 17(S55. 9. 6) 秋田県告示第56号	4,520 (2車線)	100
1・3・102	大館南高速線	大館市堂ノ沢国有林内(157林班)	大館市根下戸新町	23.5	4	7,760	H25. 8. 6(H14. 5. 10) 秋田県告示第363号	7,760 (2車線)	100
3・3・101	大館駅東大館線	大館市御成町一丁目	大館市小館花字山根ヒドロ	22	4	3,390	R4. 4. 19(S25. 5. 31) 大館市告示第23号	2,320	68.4
3・3・102	山館立花線	大館市山館字沢	大館市立花字街道脇	25	4	9,680	H25. 8. 6(S55. 9. 6) 秋田県告示第363号	9,010	93.1
3・3・103	柄沢餌釣線	大館市柄沢字丸山下	大館市餌釣字山王岱	25	4	1,470	R4. 4. 19(S57. 4. 10) 大館市告示第23号		—
3・3・104	有浦東台線	大館市字観音堂	大館市柄沢字小柄沢	25	4	2,140	H25. 8. 6(S57. 4. 10) 大館市告示第48号	2,140	100
3・4・101	立花桂城線	大館市餅田字向田	大館市字桂城	16	2	4,590	R4. 4. 19(S25. 5. 31) 秋田県告示第204号	2,773	60.4
3・4・102	代野有浦線	大館市字代野	大館市有浦六丁目	16	2	1,170	R4. 4. 19(S44. 5. 20) 大館市告示第23号	1,170	100
3・4・103	豊町大館線	大館市水門町・豊町	大館市字大館	16	2	400	R4. 4. 19(S25. 5. 31) 大館市告示第23号	400	100
3・4・105	大館中央線	大館市字象ヶ鼻	大館市積迦内字稲荷山下	21	2	4,220	H25. 8. 6(S25. 5. 20) 秋田県告示第363号	1,113	26.4
3・4・106	東大橋橋桁線	大館市字池内道下	大館市橋桁字橋桁	16	2	7,400	R4. 4. 19(S25. 5. 31) 秋田県告示第204号	6,664	90.1
3・4・107	大館駅線	大館市御成町一丁目	大館市御成町一丁目	18	2	290	R4. 4. 19(S25. 5. 31) 秋田県告示第204号	290	100
3・4・108	大館線	大館市花岡町字猫鼻	大館市積迦内字稲荷山下	16	2	2,720	R4. 4. 19(S28. 5. 11) 秋田県告示第204号		—
3・4・109	片山有浦線	大館市片山町三丁目	大館市字観音堂	16	2	4,180	R4. 4. 19(S25. 5. 31) 秋田県告示第204号	3,770	90.2
3・4・110	猫鼻根井下線	大館市花岡町字猫鼻	大館市花岡町字根井下	20	2	1,420	R4. 4. 19(S28. 5. 11) 秋田県告示第204号		—
3・4・201	比内中央線	大館市比内町扇田字中島本道端	大館市比内町扇田字山崎	16	2	2,540	R4. 4. 19(S32. 3. 29) 秋田県告示第204号		—
3・4・202	扇田橋線	大館市比内町扇田字下扇田	大館市比内町扇田字押切	16	2	240	R4. 4. 19(S32. 3. 29) 大館市告示第23号	240	100
3・5・101	新町線	大館市中神明町	大館市字東台	12	2	2,720	R4. 4. 19(S31. 9. 8) 大館市告示第23号	2,720	100
3・5・102	中道有浦線	大館市中道三丁目	大館市有浦三丁目	12	2	770	R4. 4. 19(S25. 5. 31) 大館市告示第23号		—
3・5・103	前田線	大館市花岡町字前田	大館市花岡町字前田	14	2	160	R4. 4. 19(S42. 11. 15) 大館市告示第23号	160	100
3・5・202	西館線	大館市比内町扇田字下扇田	大館市比内町扇田字白砂	12	2	250	R4. 4. 19(S32. 3. 29) 大館市告示第23号	250	100
3・6・102	堤沢線	大館市花岡町字堤沢	大館市花岡町字猫鼻	11	2	460	R4. 4. 19(S28. 5. 11) 大館市告示第23号	460	100
3・6・105	本郷根井下線	大館市花岡町字前田	大館市花岡町字根井下	11	2	580	R4. 4. 19(S28. 5. 11) 秋田県告示第204号	580	100
3・6・204	荒又線	大館市比内町扇田字中島本道端	大館市比内町扇田字中島本道端	9	2	500	R4. 4. 19(S32. 3. 29) 秋田県告示第204号		—
3・6・205	北通線	大館市比内町扇田字押切	大館市比内町扇田字押切	6	1	450	R4. 4. 19(S32. 3. 29) 大館市告示第23号	450	100
自専道計		2路線				12,280		12,280	100
幹線計		23路線				51,740		34,510	66.7
計		25路線				64,020		46,790	73.1

※ ( ) は当初決定年月日

## 4-2 都市計画公園・緑地・墓園

令和7年3月31日現在

種別	番号	公園名	位置	最終決定年月日 及び告示番号	都市決定面積 (ha)	開設済面積 (ha)
街区	2・2・101	柳町児童公園	大館市字中町ほか	H25. 8. 6(S39. 6.10) 大館市告示第48号	0.29	0.29
街区	2・2・102	駅前児童公園	大館市御成町一丁目	H25. 8. 6(S39. 6.10) 大館市告示第48号	0.11	0.11
街区	2・2・103	清水堰児童公園	大館市御成町一丁目	H25. 8. 6(S39. 6.10) 大館市告示第48号	0.25	0.25
街区	2・2・104	昭和児童公園	大館市幸町	H25. 8. 6(S41.12. 7) 大館市告示第48号	0.60	0.60
街区	2・2・105	前田児童公園	大館市花岡町字前田	H26.12.24(S42.12.12) 大館市告示第88号	0.23	0.23
街区	2・2・106	中道児童公園	大館市中道一丁目	H25. 8. 6(S47. 8.18) 大館市告示第48号	0.29	0.29
街区	2・2・107	御成児童公園	大館市御成町二丁目	H25. 8. 6(S47. 8.18) 大館市告示第48号	0.36	0.36
街区	2・2・108	城西児童公園	大館市城西町	H25. 8. 6(S49.11.27) 大館市告示第48号	0.24	0.24
街区	2・2・109	狐台児童公園	大館市柄沢字狐台	H25. 8. 6(S55. 6.18) 大館市告示第48号	0.17	0.17
街区	2・2・110	有浦児童公園	大館市有浦六丁目	H25. 8. 6(S56. 1.31) 大館市告示第48号	0.23	0.23
街区	2・2・111	水門児童公園	大館市水門町	H25. 8. 6(S56. 1.31) 大館市告示第48号	0.27	0.27
街区	2・2・112	中道南児童公園	大館市中道二丁目	H25. 8. 6(S56. 1.31) 大館市告示第48号	0.25	0.25
街区	2・2・113	神明児童公園	大館市北神明町	H29. 4.14(S58. 9.14) 大館市告示第13号	0.21	0.21
街区	2・2・114	鉄砲場児童公園	大館市字鉄砲場	H25. 8. 6(S60. 6.26) 大館市告示第48号	0.28	0.28
街区	2・2・115	松木児童公園	大館市松木字伊勢堂下	H25. 8. 6(S61. 9.24) 大館市告示第48号	0.20	0.20
街区	2・2・117	釈迦内児童公園	大館市釈迦内字上大留	H25. 8. 6(H 3. 7. 5) 大館市告示第48号	0.96	0.96
街区	2・2・118	古片山下街区公園	大館市美園町	H26.12.24(H22.10.25) 大館市告示第88号	0.37	0.37
街区	2・2・201	長岡児童公園	大館市比内町扇田 字長岡	H25. 8. 6(S55. 6.17) 大館市告示第48号	0.13	0.13
街区	2・2・202	伊勢堂児童公園	大館市比内町扇田 字伊勢堂岱	H25. 8. 6(S55. 6.17) 大館市告示第48号	0.05	0.05
近隣	3・2・201	扇田ふれあい公園	大館市比内町扇田 字南扇田	H25. 8. 6(S61. 2.15) 大館市告示第48号	0.67	0.67
近隣	3・4・101	高館公園	大館市釈迦内字高館下	H25. 8. 6(H13. 1.15) 大館市告示第48号	4.90	4.90
地区	4・4・101	樹海公園	大館市上代野字八幡岱 ほか	H25. 8. 6(H13. 1.15) 大館市告示第48号	7.50	7.50
地区	4・4・201	達子森公園	大館市比内町達子 字前田野	H25. 8. 6(S63. 3.15) 大館市告示第48号	5.00	5.00
総合	5・4・101	二ツ山総合公園	大館市餅田一丁目	R5. 4. 18(S60.11. 1) 大館市告示第19号	5.29	5.29
運動 (地区)	6・3・102	大館運動公園	大館市字大館ほか	R5. 4. 18(S27. 5. 7) 大館市告示第19号	1.82	1.82
運動公園	6・5・101	長根山運動公園	大館市字長根山ほか	H25. 8. 6(S46. 3.27) 大館市告示第48号	18.00	18.00
街区公園 計		19か所			5.49	5.49
近隣公園 計		2か所			5.57	5.57
地区公園 計		2か所			12.50	12.50

種別	番号	公園名	位置	最終決定年月日 及び告示番号	都市決定面積 (ha)	開設済面積 (ha)
総合公園計		1か所			5.29	5.29
運動公園計		2か所			19.82	19.82
小計		26か所			48.67	48.67
緑地	101	長木川河川緑地	大館市字館下ほか	R5. 4. 18(S59. 5. 1) 大館市告示第19号	13.90	13.90
緑地計		1か所			13.90	13.90
墓園	101	小柄沢墓園	大館市柄沢字小柄沢	H25. 8. 6(S44. 5.20) 大館市告示第48号	23.10	10.82
墓園	102	十瀬野公園墓地	大館市花岡町字長森	H25. 8. 6(S29. 5.13) 大館市告示第48号	11.44	10.69
墓園計		2か所			34.54	21.51
合計		29か所			97.1	84.08

※ ( ) は当初決定年月日

(注) 都市計画公園以外の都市公園として一般の利用に供されている公園

1. 桂城公園2.70ha(開設済) 2. 片山三丁目児童公園0.22ha(開設済)
3. 鳳町児童公園0.11ha(開設済) 4. 犬都記念公園0.49ha(開設済) 5. 大森野街区公園0.20ha(開設済)
6. 扇田地区米代川河川緑地4.25ha(開設済) 7. 根下戸地区米代川河川緑地3.81ha(開設済)

(注) 都市計画区域外で一般の利用に供されているカントリーパーク

- 田代スポーツ公園18.9ha(開設済)

#### 4-3 公共下水道

当初決定年月日：S62年 7月20日 市告示第21号  
 最終決定年月日：R4年10月24日 市告示第65号

下水道名	排水区域 (ha)	幹線管渠延長 (m)	ポンプ場箇所 及び面積(m <sup>2</sup> )	処理場	供用 (ha)
大館市公共下水道	1,516	—	—	米代川流域下水道 (大館処理区)に接続	1,347.76

#### 4-4 汚物処理場

当初決定年月日：S54年11月26日 市告示第26号  
 最終決定年月日：R 2年 5月22日 市告示第34号

処理場名	位置	決定面積	処理方式	処理能力	完了面積
大館市し尿処理場	大館市松木字高館 平、字仁王堂沢	1.40	低希釈二段活性 汚泥処理方式	160k1/日	1.40
大館市し尿受入セン ター	大館市川口字中川 口	0.25	前処理設備+貯 留	106k1/日	0.25

#### 4-5 火葬場

当初決定年月日：S53年7月1日 市告示第19号  
 最終決定年月日：R4年10月24日 市告示第66号

火葬場名	位置	決定面積 (h a)	火葬能力	完了面積 (h a)
大館市火葬場	大館市柄沢字小柄沢山	1.40	火葬炉：3基 18体/日	1.40
大館市斎場	大館市柄沢字丸山下	2.00	火葬炉：5基(予定)	—

### 5. 市街地開発事業

#### 5-1 土地区画整理事業

令和7年3月31日現在

区域 名 地区	最終都市計画決定		事業認可 公告年月 日	施行者	施行 面積 (h a)	換地公告 年月日	備考
	面積 (ha)	年月日・番号					
桂城	6.38	S28. 6.11(S28. 6.11) 建設省告示第1059号	S28.7.2	大館市	6.4	S35.3.31	旧都市計画法 第12条による
大館 (火災復興)	30.10	S55.11.11(S31. 9. 8) 秋田県告示第902号	S31.10.5	大館市	30.1	S57.9.4	
長里後	3.55	S38. 3. 8(S38. 3. 8) 建設省告示第460号	S38.12.7	大館市	3.8	S51.12.7	
御成町	39.70	S43.12.17(S30. 6. 4) 建設省告示第3589号	S30.7.23	大館市	11.7	S51.5.1	(大館駅前)
			S44.1.30	大館市	21.8	S60.1.16	(御成町)
御成町南	6.20	H.26.12.24(H18. 7.21) 大館市告示第88号	H18.11.13	大館市	6.2	施行中	(御成町南)
社南	—	—	S11.3.30	組合	10.9	S27.	旧都市計画法 第12条による
長木川南	—	—	S23.6.28	組合	10.7	S29.	旧都市計画法 第12条による
神明堂後	—	—	S26.3.20	組合	12.6	S35.3.31	旧都市計画法 第12条による
計	85.93			8地区	114.2		

※ ( ) は当初決定年月日

# 北秋田都市計画区域（北秋田市）

## 1. 沿革と概況

明治元年に旧鷹巣町に郡役所が設置され、鷹巣阿仁部の行政の中心となり、交通及び経済の要衝として発展する。その後、秋田内陸縦貫鉄道（旧阿仁合線）の開通により旧合川町、旧森吉町、旧阿仁町の駅を中心とした町づくりが展開していった。平成17年3月22日に4町合併による北秋田市が誕生した。

北秋田市は、秋田県北部中央に位置し、秋田県全体の約1割の面積があり、北部を横断する米代川と南北方向に流れる阿仁川、小阿仁川等により肥沃な農地が形成されているほか、南部には森吉山などの観光資源も豊富である。

交通体系としては、国道7号が北部を東西に走り、南北には国道105号、国道285号が整備されており、現在、国道7号に沿うように日本海沿岸自動車道が整備中であり、令和2年度には、蟹沢ICから大館能代空港IC間5.3kmが開通した。

また、JR奥羽本線や秋田内陸縦貫鉄道が公共交通機関として整備されているほか、平成10年度には大館能代空港が開港している。

### 1-1 面積・人口

令和7年4月1日現在

行政区域		都市計画区域	
面積 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)	人口 (人)
115,276	27,584	8,854	19,868

## 2. 法の適用及び都市計画区域の経緯

決定年月日 及び告示番号	面積 (ha)	区 域
S24. 11. 8	4,484	旧米内沢町の全域
S25. 6. 23 建設省告示第606号	657	旧鷹巣町、旧沢口村の一部
S31. 8. 13	4,800	旧前田村の全域
S32. 4. 9	9,284	旧森吉町の全域
S44. 5. 20 建設省告示第2149号	230.8	旧森吉町の一部
S49. 3. 19 秋田県告示第158号	4,096	旧鷹巣町の一部
H 1. 10. 27 秋田県告示第725号	1,009	旧森吉町の一部
H 6. 8. 30 秋田県告示第584号	3,057	旧合川町の一部
H13. 9. 21 秋田県告示第580号	4,788	旧鷹巣町の一部
H22. 7. 23 秋田県告示第370号	8,854	北秋田市内における旧市町村都市計画区域の統合

### 3. 地域地区

#### 3-1 用途地域

当初決定年月日：S52年12月15日 町告示第71号  
 最終決定年月日：H22年 7月23日 市告示第62号

地域名	面積 (h a)	構成比 (%)	容積率 (%)	建蔽率 (%)
第1種低層住居専用地域	76	20.6	80	50
第1種中高層住居専用地域	36	9.7	100, 150, 200	50, 60
第1種住居地域	162	43.8	200	60
第2種住居地域	19	5.1	200	60
近隣商業地域	19	5.1	200, 300	80
商業地域	28	7.6	400	80
準工業地域	30	8.1	200	60
計	370	100		

(注) 第1種低層住居専用地域の建築物の高さの限度は10.0m

#### 3-2 準防火地域

令和7年3月31日現在

地域名	面積 (h a)	備考
北秋田都市計画 準防火地域	54.8	当初決定年月日：S41年 6月10日 建設省告示第1823号 最終決定年月日：H22年 7月23日 北秋田市告示第62号

### 4. 都市計画施設

#### 4-1 都市計画道路

令和7年3月31日現在

街路 番号	路線名	起点	終点	幅員	車線 の数	延長 (m)	最終決定年月日 及び告示番号	改良済 実延長 (m)	整備 率 (%)
1・3・1	鷹巣高速線	北秋田市脇神字 ハケノ下	北秋田市栄国有 林内	23.5	4	8,890	H22. 7. 23(H14. 5. 10) 秋田県告示第374号	8,890	100
3・4・1	農林高校中岱 線	北秋田市宮前町	北秋田市鷹巣字 東上綱	18	—	1,300	H22. 7. 23(S26. 8. 1) 秋田県告示第374号	1,300	100
3・4・2	駅前陣場岱線	北秋田市松葉町	北秋田市脇神字 南陣場岱	16	—	3,840	H22. 7. 23(S26. 8. 1) 秋田県告示第374号	1,724	44.9
3・4・3	太田川口線	北秋田市栄字中 綱	北秋田市脇神字 藁岱	16	2	5,120	H30. 4. 6(S29. 5. 13) 秋田県告示第234号	4,266	83.3

街路 番号	路線名	起点	終点	幅員	車線 の数	延長 (m)	最終決定年月日 及び告示番号	改良済 実延長 (m)	整備 率 (%)
3・4・7	大町田中線	北秋田市元町	北秋田市綴子字 田中表	16	2	1,530	H30. 4. 6(S26. 8. 1) 秋田県告示第234号	310	20.3
3・3・10	大堤鷹巣小森 線	北秋田市綴子字 大堤	北秋田市七日市 字前田	25	4	7,850	H22. 7. 23(S56.12.22) 秋田県告示第374号	450	5.7
3・4・12	小森川口線	北秋田市中屋敷 字脇神関下	北秋田市脇神字 藁岱	16.5	2	3,280	H22. 7. 23(H14. 5.10) 秋田県告示第374号	3,280	100
3・2・13	中央線	北秋田市米内沢 字山崎	北秋田市米内沢 字諏訪岱	32	—	3,550	H22. 7.23(H 7. 6.16) 秋田県告示第374号	—	—
3・4・14	伊勢ノ森線	北秋田市米内沢 字諏訪岱	北秋田市米内沢 字ヲツコ沢	20	—	370	H22. 7.23(H 7. 6.16) 秋田県告示第374号	—	—
3・6・17	町栄線	北秋田市米内沢 字薬師下	北秋田市米内沢 字林ノ腰	11	—	446	H22. 7.23 (S24. 月日番号 不明)北秋田市告示第62号	446	100
3・6・18	新町大杉線	北秋田市米内沢 字薬師下	北秋田市米内沢 字寺ノ下	11	—	384	H22. 7.23 (S27. 5. 7) 秋田県告示第374号	384	100
3・5・19	本町通線	北秋田市米内沢 字薬師下	北秋田市米内沢 字薬師下	12.5	—	262	H22. 7.23 (S27. 5. 7) 秋田県告示第374号	262	100
3・5・20	米内沢駅前通 線	北秋田市米内沢 字寺ノ下	北秋田市米内沢 字上野	12	2	1,100	H30. 2.2(S30. 5.12) 北秋田市告示第18号	1,100	100
3・5・21	停車場線	北秋田市小又字 下川原16	北秋田市阿仁前 田字下山根	12	2	830	H22. 7.23(S30. 5.12) 北秋田市告示第62号	830	100
3・6・22	大町大杉線	北秋田市米内沢 字薬師下107	北秋田市米内沢 字寺ノ下2の1	8	—	461	H22. 7.23(S27. 5. 7) 北秋田市告示第62号	461	100
3・7・23	倉ノ沢線	北秋田市米内沢 字倉ノ沢出口	北秋田市米内沢 字薬師下	6	—	134	H22. 7.23(S27. 5. 7) 北秋田市告示第62号	134	100
3・6・25	阿仁前田駅前 通線	北秋田市小又字 下川原16	北秋田市小又字 下川原62の1	9	—	90	H22. 7.23(S33. 3.19) 北秋田市告示第62号	90	100
3・6・26	阿仁前田線	北秋田市阿仁前 田字下山根7の1	北秋田市阿仁前 田字大道上18	9	—	1,050	H22. 7.23(S33. 3.19) 秋田県告示第374号	1,050	100
自専道 計		1 路線				8,890		8,890	100
幹線計		1 7 路線				31,597		16,087	50.9
計		1 8 路線				40,487		24,977	61.7

※ ( ) は当初決定年月日

#### 4-2 都市計画公園・緑地

令和7年3月31日現在

種別	番号	公園名	位置	最終決定年月日 及び告示番号	計画決定面積 (ha)	開設済 面積 (ha)
街区	2・2・1	前野児童公園	北秋田市綴子字前野	H22. 7. 23(S50. 10. 18) 北秋田市告示第62号	0. 20	0. 20
街区	2・2・2	伊勢ノ森児童公園	北秋田市米内沢字伊勢ノ森	H22. 7. 23(S54. 3. 15) 北秋田市告示第 62号	0. 30	0. 30
街区	2・2・3	御嶽児童公園	北秋田市米内沢字御嶽	H22. 7. 23(S50. 8. 12) 北秋田市告示第62号	0. 46	0. 46
地区	4・4・1	鷹巣運動公園	北秋田市坊沢字上野ほか	H22. 7. 23(S34. 9. 14) 北秋田市告示第62号	5. 7	5. 7
総合	5・5・1	中央公園	北秋田市脇神字米ノ岱、字石ノ巻岱	H22. 7. 23(S29. 5. 13) 秋田県告示第374号	24. 3	23. 5
広域	9・6・1	北欧の杜公園	北秋田市大野台	H22. 7. 23(H 6. 8. 30) 秋田県告示第43号	200. 7	93. 6
街区公園計		3 か所			0. 96	0. 96
地区公園計		1 か所			5. 70	5. 70
総合公園計		1 か所			24. 30	23. 50
広域公園計		1 か所			200. 70	93. 60
緑地	1	米代川河川緑地	北秋田市鷹巣字南三ツ谷岱ほか	H22. 7. 23(S62. 2. 27) 秋田県告示第374号	92. 0	4. 6
計		7 か所			323. 66	128. 36

※ ( ) は当初決定年月日

(注) 都市計画公園以外の都市公園として一般の利用に供されている公園

1. 米代児童公園0. 4ha(開設済) 2. 東仲通児童公園0. 07ha(開設済)

#### 4-3 公共下水道

当初決定年月日 : H 2年9月 8日 町告示第32号  
最終決定年月日 : R 3年2月25日 市告示第13号

下水道名	排水区域 (h a)	幹線管渠延長 (m)	ポンプ場箇所 及び面積	処理場 (m <sup>2</sup> )	供用 (h a)
北秋田市公共下水道	667	2, 864	2ヶ所 約9, 100m <sup>2</sup>	鷹巣浄化センター 約19, 300m <sup>2</sup>	491. 05
	234	—	—	米内沢浄化センター 約7, 000m <sup>2</sup>	224. 6
	98	—	—	合川浄化センター 約6, 000m <sup>2</sup>	94. 3

#### 4-4 火葬場

当初決定年月日：H 3年12月 9日 町告示第66号  
 最終決定年月日：H22年 7月23日 市告示第62号

火葬場名	位置	決定面積 (m <sup>2</sup> )	火葬能力 (体/日)	完了面積 (m <sup>2</sup> )	備考
鷹巣斎場	北秋田市綴子字作坂	5,500	8	—	

#### 4-5 都市計画病院

当初決定年月日：H18年 1月13日 市告示第 3号  
 最終決定年月日：H24年 3月12日 市告示第13号

病院名	位置	決定面積 (m <sup>2</sup> )	備考
北秋田市民病院	北秋田市下杉字清水沢及び字谷地道	117,500	

### 5. 市街地開発事業

#### 5-1 土地区画整理事業

令和7年3月31日現在

区域 名 地区	最終都市計画決定		事業認可 公告年月 日	施行者	施行 面積 (h a)	換地公告 年月日	備考
	面積 (ha)	年月日・番号					
火災復興	31.70	H22. 7. 23(S25. 8. 1) 北秋田市告示第62号	S25. 10. 5	鷹巣町	31.5	S29. 6. 1	旧都市計画法 第12条による
火災第二	25.90	H22. 7. 23(S28. 5. 1) 北秋田市告示第62号	S28. 11. 12	鷹巣町	26.8	S35. 3. 31	旧都市計画法 第12条による
阿仁前田駅前	4.2	H22. 7. 23(S31. 8. 13) 北秋田市告示第62号	S31. 11. 8	森吉町	4.2	S54. 3. 31	旧都市計画法 第12条による
米内沢駅前	—	—	S56. 10. 20	共同	0.9	S58. 3. 5	
中道岱	—	—	H2. 6. 22	個人	9.1	H5. 10. 29	
長野岱	—	—	H2. 6. 22	個人	5.5	H5. 1. 8	
計	61.80		6か所		78.0		

※ ( ) は当初決定年月日

# 能代都市計画区域（能代市）

## 1. 沿革と概況

平成18年に能代市と二ツ井町の合併により現在の能代市が誕生した。本市は県北米代川河口の日本海に面し、沿岸地域は古くから秋田杉の集荷地として栄えた木材都市であり、世界遺産・白神山地を北に仰ぎ、内陸地域には天然秋田杉が林立する仁鮎水沢スギ希少個体群保護林を擁し、田園や森林等が本市全体の約8割を占めるなど自然に恵まれた地域である。

能代港については火力発電所の立地に伴う6万トン級岸壁及び公共の4万トン級岸壁が完成し、港湾機能の充実が図られ、高速交通網は平成19年に秋田自動車道二ツ井白神ICまで供用が開始されアクセス条件が向上した。

また、能代市では平成22年3月に長期的なまちづくりの方針として、「能代市都市計画マスタープラン」を策定し持続可能で快適な都市の形成を目指しており、令和4年3月には、集約連携型の都市構造の実現に向けて、能代市都市計画マスタープランを改定するとともに、能代市立地適正化計画を策定した。

### 1-1 面積・人口

令和7年4月1日現在

行政区域		都市計画区域		人口集中区域	
面積 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)	人口 (人)
42,695	46,828	11,059	41,195	537	17,269

(注) 人口集中地区(D・I・D)は、令和2年国勢調査による。

## 2. 法の適用及び都市計画区域の経緯

決定年月日 及び告示番号	面積 (ha)	区 域
S 15. 9. 26 内務省告示第529号	6,220	旧能代市の全域
S 17. 4. 1 秋田県告示第129号	7,265	旧能代市の一部
S 23. 9. 20 建設省告示第91号	406	旧二ツ井町の一部
S 44. 5. 20 建設省告示第2150号	4,770	旧能代市の一部
S 50. 9. 25 秋田県告示第597号	10,096	旧能代市の一部
S 56. 11. 24 秋田県告示第913号	963	旧二ツ井町の一部
H 24. 8. 14 秋田県告示第441号	11,059	能代市の一部 (旧能代市の一部、旧二ツ井町の一部)

## 3. 地域地区

当初決定年月日：S43年12月28日 建告示第3812号

### 3-1 用途地域

最終決定年月日：R 6年 3月29日 市告示第 28号

地域名	面積 (ha)	構成比 (%)	容積率 (%)	建蔽率 (%)
第1種低層住居専用地域	170.0	7.8	80	50
第1種中高層住居専用地域	221.7	10.1	200	60
第2種中高層住居専用地域	79.0	3.6	200	60
第1種住居地域	577.2	26.4	200	60
第2種住居地域	211.8	9.7	200	60
近隣商業地域	157.5	7.2	400 200	80

地 域 名	面 積 (h a)	構 成 比 (%)	容 積 率 (%)	建 蔽 率 (%)
商 業 地 域	118.0	5.4	400 500	80
準 工 業 地 域	243.9	11.2	200	60
工 業 地 域	407.1	18.6	200	60
計	2,186.2	100		

(注) 第1種低層住居専用地域の建築物の高さの限度は10.0m

(注) 第1種低層住居専用地域の外壁後退距離の限度は1.0m

### 3-2 特別用途地区

地域名	面積 (ha)	告示年月日及び番号	備考
娯楽・レクリエーション地区	55	当初決定年月日：H 8年4月1日 市告示第12号 最終決定年月日：H 8年4月1日 市告示第12号	能代市娯楽・レクリエーション地区条例あり
特別工業地区	135.2	当初決定年月日：S49年1月1日 市告示第2号 最終決定年月日：R 6年3月29日 市告示第29号	能代市特別工業地区条例あり

### 3-3 防火及び準防火地域

地域名	面積 (h a)	告示年月日
防火地域	0.33	当初決定年月日：S31年 8月 9日 建告示第1234号 最終決定年月日：S31年 8月 9日 建告示第1234号
準防火地域	219.67	当初決定年月日：S24年 3月 7日 建告示第162号 最終決定年月日：S31年 8月 9日 建告示第1234号

### 3-4 臨港地区

当初決定年月日：S55年 3月 4日 県告示第135号

最終決定年月日：S63年 9月24日 県告示第624号

地区名	面積 (h a)	分 区 種 別		
		商港区 (ha)	工業港区 (ha)	修景厚生港区 (ha)
能代港臨港地区	276.0	47.1	211.4	17.5

## 4. 都市計画施設

### 4-1 都市計画道路

令和7年3月31日現在

街路番号	路線名	起点	終点	幅員	車線の数	延長 (m)	最終決定年月日 及び告示番号	改良済 実延長 (m)	整備率 (%)
1.3.101	能代高速線	能代市浅内字清水上	能代市字大台野	23.5	—	12,990	H24. 8.14(H 7.12.26) 秋田県告示第443号	12,990	100
1.3.201	二ツ井高速線	二ツ井町飛根字提下	二ツ井町駒形字多郎兵エ沢	23.5	—	3,360	H24. 8.14(H 7.12.26) 秋田県告示第443号	3,360	100
3.3.101	浅内道地線	能代市浅内字浅内堤下	能代市扇田字伊勢堂前	24	4	10,900	H24. 8.14(S49.11.19) 秋田県告示第443号	10,900	100
3.3.102	柳町落合線	能代市住吉町・西通町	能代市落合字砂田	25	—	3,300	H24. 8.14(S25. 5. 8) 秋田県告示第443号	1,121	34
3.3.103	柳町新道線	能代市住吉町	能代市河戸川字上長沼布	22	4	3,750	H24. 8.14(S31. 8. 9) 秋田県告示第443号	1,810	48.3
3.3.104	東能代駅前線	能代市字機織轉の目	能代市字一本木	22	—	520	H24. 8.14(S43.12.28) 秋田県告示第443号	520	100
3.4.105	温泉1号線	能代市落合字上悪土	能代市落合字砂田	18	—	3,010	H24. 8.14(S43.12.28) 能代市告示第125号	3,010	100
3.4.106	温泉2号線	能代市落合字上前田	能代市落合字亀谷地	18	—	1,050	H24. 8.14(S43.12.28) 能代市告示第125号	795	75.7

街路番号	路線名	起点	終点	幅員	車線の数	延長(m)	最終決定年月日及び告示番号	改良済実延長(m)	整備率(%)
3.4.107	向能代道地線	能代市落合字上悪土	能代市字冷清水	18	—	8,510	H24. 8.14(S43.12.28) 能代市告示第125号	1,714	20.1
3.4.108	長根町1号線	能代市富町	能代市能代町字日和山下	18	—	1,860	H24. 8.14(S29.10.25) 能代市告示第125号	750	40.3
3.4.109	仁井田線	能代市字悪戸	能代市字新山前	18	—	960	H24. 8.14(S49.11.19) 能代市告示第125号	—	—
3.4.110	中央線	能代市元町	能代市字男鹿街道脇	18	—	1,390	H24. 8.14(S22. 5. 8) 能代市告示第125号	1,390	100
3.4.111	中和通り線	能代市元町	能代市字松長布	18	—	2,430	H24. 8.14(S37. 8.22) 秋田県告示第443号	2,430	100
3.4.112	材木町東能代線	能代市浜通町	能代市扇田字扇淵	18	—	7,500	H24. 8.14(S37. 8.22) 能代市告示第125号	2,427	32.4
3.4.113	萩の台線	能代市字不老岱	能代市能代町字日和山下	18	—	2,960	H24. 8.14(S43.12.28) 能代市告示第125号	1,151	38.9
3.4.114	河戸仁松長布線	能代市河戸川字南後田	能代市字松長布	18	—	1,920	H24. 8.14(H 9. 3. 7) 秋田県告示第443号	—	—
3.4.115	柳町出戸線	能代市島町・柳町	能代市出戸本町	16	—	1,450	H24. 8.14(S31. 8. 9) 能代市告示第125号	1,052	72.6
3.4.116	中和通り出戸沼線	能代市能代町字島町追分	能代市萩の台	16	—	1,230	H24. 8.14(S37. 8.22) 能代市告示第125号	782	63.6
3.4.117	向能代駅前線	能代市落合字下大野	能代市向能代字上野越	16	—	160	H24. 8.14(S43.12.28) 能代市告示第125号	—	—
3.4.118	塙川線	能代市向能代字トドメキ	能代市竹生字笹の台	16	—	1,520	H24. 8.14(S43.12.28) 秋田県告示第443号	—	—
3.4.119	赤沼河戸川線	能代市字上柳	能代市河戸川字下大須賀	16	—	2,000	H24. 8.14(S43.12.28) 能代市告示第125号	—	—
3.4.120	出戸仁井田線	能代市字豊祥岱	能代市字新山前	16	—	2,310	H24. 8.14(S43.12.28) 能代市告示第125号	—	—
3.4.121	島町線	能代市元町	能代市落合字砂田	16	—	3,100	H24. 8.14(S29. 5.13) 秋田県告示第443号	2,052	66.2
3.4.122	柳町線	能代市島町	能代市西通町・大手町	16	—	550	H24. 8.14(S57. 4. 1) 能代市告示第125号	422	76.7
3.4.123	島町柳町線	能代市島町	能代市上町・柳町	16	—	280	H24. 8.14(S61.12. 9) 能代市告示第125号	—	—
3.5.124	富町1号線	能代市元町	能代市日吉町	15	—	950	H24. 8.14(S36. 6.24) 能代市告示第125号	950	100
3.5.125	藤山線	能代市明治町	能代市出戸本町	15	—	1,730	H24. 8.14(S24. 3.30) 能代市告示第125号	1,410	81.5
3.5.126	中川原裏通り線	能代市能代町字中川原	能代市能代町字中川原	12	—	1,140	H24. 8.14(S43.12.28) 能代市告示第125号	—	—
3.5.127	西通り大町線	能代市西通町	能代市大町・川反町	12	—	880	H24. 8.14(S57. 4. 1) 能代市告示第125号	880	100
3.5.128	栄町上町線	能代市住吉町	能代市上町	12	—	590	H24. 8.14(S58. 3.24) 能代市告示第125号	110	18.6
3.5.129	温泉3号線	能代市落合字上前田	能代市落合字古悪土	12	—	1,270	H24. 8.14(S58. 3.24) 能代市告示第125号	1,270	100
3.5.130	落合中央線	能代市落合字上釜谷地	能代市落合字上釜谷地	12	—	480	H24. 8.14(S58. 3.24) 能代市告示第125号	480	100
3.3.201	切石荷上場線	二ツ井町切石字鳥坂	二ツ井町荷上場字下中島	28	—	4,970	H24. 8.14(S56.12.22) 秋田県告示第443号	4,970	100
3.4.202	種梅仁鮎線	二ツ井町種字提下	二ツ井町仁鮎字小掛道	16	2	3,810	H24. 8.14(S38. 3. 8) 秋田県告示第443号	2,510	65.9
3.4.203	停車場線	二ツ井町字太田面	二ツ井野比井野	16	—	700	H24. 8.14(S30. 5.12) 能代市告示第125号	—	—
3.4.204	琴音橋線	二ツ井町字太田面	二ツ井町荷上場字柳生	16	—	1,150	H24. 8.14(S30. 5.12) 秋田県告示第443号	—	—

街路番号	路線名	起点	終点	幅員	車線の数	延長(m)	最終決定年月日及び告示番号	改良済実延長(m)	整備率(%)
3.4.205	切石線	二ツ井町字太田面	二ツ井町字茶屋下	16	—	1,950	H24. 8.14(S30. 5.12) 秋田県告示第443号	—	—
3.5.206	本町通線	二ツ井町字比井野	二ツ井町字茶屋下	12	—	2,060	H24. 8.14(S30. 5.12) 能代市告示第125号	—	—
3.5.207	種梅線	二ツ井町字比井野	二ツ井町山根	12	—	690	H24. 8.14(S30. 5.12) 能代市告示第125号	—	—
3.5.208	太田面上野線	二ツ井町字太田面	二ツ井町比井野	12	—	1,080	H24. 8.14(S38. 3. 8) 能代市告示第125号	767	71.0
3.5.209	荷上場線	二ツ井町荷上場字寺ノ下	二ツ井町字下野家後	12	2	1,040	H28. 6. 7(S38. 3. 8) 秋田県告示第381号	—	—
3.5.210	太田面山根線	二ツ井町字太田面	二ツ井町字山根	12	—	450	H24. 8.14(S38. 3. 8) 能代市告示第125号	—	—
7.6.101	落合西1号線	能代市落合字古悪土	能代市落合字古釜谷地	9	—	520	H24. 8.14(S63. 7.11) 能代市告示第125号	520	100
7.6.102	落合西2号線	能代市落合字古悪土	能代市字亀谷地	9	—	430	H24. 8.14(S63. 7.11) 能代市告示第125号	430	100
7.6.103	落合東1号線	能代市落合字上悪土・上釜谷地	能代市落合字下悪土	9	—	670	H24. 8.14(S63. 7.11) 能代市告示第125号	670	100
8.7.201	歩行者自転車専用道路1号	二ツ井町字下野	二ツ井町字滑良子川端	4	—	740	H24. 8.14(S53.11. 7) 能代市告示第125号	740	100
自専道計		2路線				16,350		16,350	100.0
幹線計		40路線				87,600		45,673	52.1
区画計		3路線				1,620		1,620	100.0
特殊ア計		1路線				740		740	100.0
計		46路線				106,310		64,383	60.6

※( )は当初年月日

#### 4-2 都市計画公園・緑地

令和7年3月31日現在

種別	番号	公園名	位置	最終決定年月日及び告示番号	都市決定面積(ha)	開設済面積(ha)
街区	2・2・101	大町街区公園	能代市大町	H24. 8.14(S42. 8.30) 能代市告示第125号	0.24	0.24
街区	2・2・102	富町街区公園	能代市富町	H24. 8.14(S29.10.25) 能代市告示第125号	0.36	0.36
街区	2・2・103	富町小街区公園	能代市富町	H24. 8.14(S42. 8.30) 能代市告示第125号	0.18	0.18
街区	2・2・104	明治町街区公園	能代市明治町	H24. 8.14(S29.10.25) 能代市告示第125号	0.06	0.06
街区	2・2・105	川端町街区公園	能代市万町	H24. 8.14(S31. 8. 9) 能代市告示第125号	0.52	0.41
街区	2・2・106	落合1号街区公園	能代市落合字下悪土	H24. 8.14(S62. 7.20) 能代市告示第125号	0.16	0.15
街区	2・2・107	柳町街区公園	能代市柳町	H24. 8.14(S31. 8. 9) 能代市告示第125号	0.23	0.23
街区	2・2・108	出戸町街区公園	能代市西通町	H24. 8.14(S31. 8. 9) 能代市告示第125号	0.22	0.18
街区	2・2・109	栄町街区公園	能代市栄町	H24. 8.14(S31. 8. 9) 能代市告示第125号	0.34	0.25
街区	2・2・110	大正町街区公園	能代市末広町	H24. 8.14(S31. 8. 9) 能代市告示第125号	0.28	0.28

種別	番号	公園名	位置	最終決定年月日 及び告示番号	都市決定面積 (ha)	開設済面積 (ha)
街区	2・2・111	萩の台街区公園	能代市末広町	H24. 8. 14(S31. 8. 9) 能代市告示第125号	0.20	0.29
街区	2・2・112	昭南町街区公園	能代市昭南町	H24. 8. 14(S50. 2. 21) 能代市告示第125号	0.21	0.21
街区	2・2・113	大瀬街区公園	能代市大瀬儘下	H24. 8. 14(S50. 2. 21) 能代市告示第125号	0.36	0.36
街区	2・2・114	花園街区公園	能代市花園町	H24. 8. 14(S50. 2. 21) 能代市告示第125号	0.23	0.23
街区	2・2・115	出戸小街区公園	能代市出戸本町	H24. 8. 14(S50. 2. 21) 能代市告示第125号	0.17	0.17
街区	2・2・116	出戸街区公園	能代市出戸本町	H24. 8. 14(S50. 2. 21) 能代市告示第125号	0.62	0.62
街区	2・2・117	落合2号街区公園	能代市落合字上前田	H24. 8. 14(S62. 7. 20) 能代市告示第125号	0.25	0.25
街区	2・2・118	落合3号街区公園	能代市字上悪土	H24. 8. 14(S62. 7. 20) 能代市告示第125号	0.19	0.19
街区	2・2・119	落合4号街区公園	能代市字下悪土	H24. 8. 14(S62. 7. 20) 能代市告示第125号	0.23	0.22
街区	2・2・120	落合5号街区公園	能代市字上釜谷地	H24. 8. 14(S62. 7. 20) 能代市告示第125号	0.32	0.32
近隣	3・3・101	中央近隣公園	能代市上町・柳町	H24. 8. 14(S31. 8. 9) 能代市告示第125号	1.0	0.56
近隣	3・3・102	落合近隣公園	能代市落合字古釜谷地	H24. 8. 14(S62. 7. 21) 能代市告示第125号	1.5	1.50
地区	4・4・101	赤沼公園	能代市浅内字赤沼	H24. 8. 14(S57. 2. 20) 能代市告示第125号	5.5	5.33
地区	4・4・102	能代公園	能代市清肋町・盤若町	H24. 8. 14(S31. 8. 9) 能代市告示第125号	4.9	4.90
地区	4・4・201	二ツ井中央公園	二ツ井町字上台、字下野、字下野川端	H24. 8. 14(H15. 3. 31) 能代市告示第125号	4.40	4.40
総合	5・5・101	能代河畔公園	能代市万町・大町・川反町・浜通町	H26. 3. 25(S54. 3. 20) 能代市告示第15号	10.5	10.50
街区公園計		20か所			5.37	5.20
近隣公園計		2か所			2.50	2.06
地区公園計		3か所			14.80	14.63
総合公園計		1か所			10.50	10.50
小計		26か所			33.17	32.39
緑地	101	米代川河川緑地	能代市字中島・字中川原	H24. 8. 14(S55. 3. 4) 能代市告示第125号	135.1	6.8
合計		27か所			168.27	39.19

※ ( ) は当初決定年月日

(注) 都市計画公園以外の都市公園として一般の利用に供されている公園

1. 向ヶ丘街区公園 0.17ha (開設済)
2. 井坂街区公園 0.60ha (開設済)

#### 4-3 都市下水路

令和7年3月31日現在

下水路名	最終決定年月日 及び告示番号	計画決定		供用	
		集水区域 (ha)	管渠 (m)	集水区域 (ha)	管渠 (m)
向能代都市下水路	H30. 9. 18(S43. 12. 28) 能代市告示第132号	126. 2	1, 730	126. 2	1, 732
東能代都市下水路	H30. 9. 18(S45. 10. 15) 能代市告示第132号	143. 9	1, 270	143. 9	1, 267
米代川第3都市下水路	H30. 9. 18(S53. 11. 7) 能代市告示第132号	31	800	31	800
種梅川第1都市下水路	H30. 9. 18(S53. 11. 7) 能代市告示第132号	32	1, 550	32	1, 550
計	4都市下水路	333. 1	5, 350	333. 1	5, 349

※ ( ) は当初決定年月日

#### 4-4 公共下水道

当初決定年月日：S25年 5月20日 建設省告示第337号  
最終決定年月日：R 6年11月28日 市告示第148号

下水道名	排水区域	幹線管渠延長 (m)	ポンプ場箇所及 び面積(m2)	処理場 (m2)	貯留施設 (m2)	供用 (ha)
能代市 公共下水道	1, 748	1, 240m	4ヶ所 16, 910m2	能代終末処理場 50, 880m2	桧山川貯留管 5, 400m2	排水:966. 66ha 処理:966. 66ha

#### 4-5 汚物処理場

当初決定年月日：H 8年 7月26日 市告示第 34号  
最終決定年月日：H24年 8月14日 市告示第125号

処理場名	位置	決定面積 (ha)	処理方式	処理能力	完了面積 (ha)
能代山本広域市町村圏組合 中央衛生処理場	能代市河戸川字西 山下	2. 1	—	120kl/日	2. 10

#### 4-6 ごみ処理場

当初決定年月日：R 3年 2月10日 市告示第 25号  
最終決定年月日：R 3年 2月10日 市告示第 25号

処理場名	位置	決定面積 (ha)	処理方式	処理能力	完了面積 (ha)
能代山本広域市町村圏組合 一般廃棄物処理施設	能代市竹生字天神 谷地	5. 22	焼却 破砕	80 t / 日 5 t / 日	

#### 4-7 市場

当初決定年月日：S51年10月23日 市告示第25号  
最終決定年月日：S51年10月23日 市告示第25号

市場名	位置	決定面積 (ha)	供給能力	完了面積 (ha)
能代市地方卸売市場	能代市字後谷地・鳥 小屋	2. 2	青果物 100 t / 日 水産物 50 t / 日	2. 2

#### 4-8 火葬場

当初決定年月日：H 8年 7月26日 市告示第 34号  
最終決定年月日：H24年 8月14日 市告示第125号

火葬場名	位置	決定面積 (ha)	火葬能力	完了面積 (ha)	備考
能代市斎場	能代市萩の台	0. 34	火葬炉 3 基	0. 34	

4-9 駐車場

当初決定年月日：S52年11月 8日 市告示第34号  
 最終決定年月日：S52年11月 8日 市告示第34号

駐車場名	位置	面積 (ha)	構造及び 駐車容量	備考
柳町公共駐車場	能代市柳町	0.17	地下1層58台	

5. 市街地開発事業

5-1 土地区画整理事業

令和6年3月31日現在

区域 名 地区	最終都市計画決定		事業認可 公告年月 日	施行者	施行 面積 (h a)	換地公告 年月日	備考
	面積 (ha)	年月日・番号					
明治町	4.5	S17. 5. 6(S17. 5. 6) 内務省告示第294号	6/3/1942	能代市	3.7	10/2/1954	旧都市計画法第 12条による
第一次火災復興	73.1	S29. 3. 31(S24. 3. 29) 建設省告示第823号	9/28/1950	能代市	72.2	12/26/1960	旧都市計画法第 12条による
第二次火災復興	40.0	S31. 4. 5(S31. 4. 5) 建設省告示第596号	5/4/1956	能代市	41.3	9/8/1959	
能代駅前	7.3	S37. 12. 13(S35. 3. 26) 建設省告示第3112号	9/20/1960	能代市	7.3	6/19/1969	
柳町新道	73.5	S45. 6. 2(S45. 6. 2) 秋田県告示第290号	11/20/1971	能代市	33.3	7/4/1986	
柳町	8.0	S61. 12. 6(S57. 4. 1) 能代市告示第84号	7/1/1983	能代市	8.0	1/27/1995	
東能代駅前	2.4	H15. 1. 29(S57. 4. 1) 能代市告示第5号	10/13/1982	能代市	2.4	8/9/2005	
落合	87.8	S62. 7. 21(S59. 3. 6) 秋田県告示第426号	3/22/1984	組合	87.8	6/8/1993	
柳町中央	3.2	S61. 12. 6(S61. 12. 6) 能代市告示第83号	3/10/1987	能代市	3.3	10/1/1993	
萩の台線	13.3	S62. 10. 12(S62. 10. 12) 能代市告示第100号	1/8/1988	能代市	13.3	施行中	
能代工業団地	—	—	4/30/1977	個人	92.7	3/2/1982	
落合住宅団地	—	—	7/12/1979	共同	9.3	9/1/1981	
長崎	4.7	H 9. 3. 7(H 9. 3. 7) 能代市告示第8号	12/17/1997	能代市	4.7	10/15/2004	
計	317.8		13地区		379.3		

※ ( ) は当初決定年月日

# 男鹿都市計画区域（男鹿市）

## 1. 沿革と概況

昭和29年、船川港町ほか4村の合併により男鹿市が誕生、その後昭和30年に北浦町、船越町を編入、平成17年には若美町と合併して現在に至っている。

県の中央部、日本海に突き出た半島であり、豪壮な海岸線の動的な美と、一ノ目、二ノ目潟、寒風山の草原等の静的な美を持つ男鹿国定公園を有し、平成30年11月29日には男鹿のナマハゲなど8県10行事が「来訪神：仮面・仮装の神々」として国連教育科学文化機関（ユネスコ）の無形文化遺産に登録され、多様な観光資源を有する都市となっている。

また、船川港にある国家石油備蓄基地は、「世界最大級の地中式タンク」を12基そろえ、日本の約8日分の石油を備蓄しています。建設などのため、71haの海面埋め立てや18万トンクラスを対象にした航路、泊地、ドルフィンバースの整備がされた。近年では、「第2期秋田県新エネルギー産業戦略」において風力発電は高い導入目標が設定されており、洋上風力発電事業推進の一翼を担う港湾として期待されている。

### 1-1 面積・人口

令和7年4月1日現在

行政区域		都市計画区域	
面積 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)	人口 (人)
24,109	23,146	19,160	18,795

## 2. 法の適用及び都市計画区域の経緯

決定年月日 及び告示番号	面積 (ha)	区 域
S 15. 5. 13 内務省告示第346号	2,216	旧船川港町の全域
S 29. 3. 31	14,383	北浦、船越地区を除く市全域
S 33. 8. 12	19,467	男鹿市全域
S 44. 5. 20 建設省告示第2154号	2,221.3	男鹿市の一部（湯本、北浦、船川、脇本、船越）
S 47. 12. 14 秋田県告示第712号	19,603	男鹿市全域
S 56. 11. 24 秋田県告示第914号	19,074	男鹿市の一部（加茂、門前間の西部山岳地域646haを除外）

## 3. 地域地区

当初決定年月日：S36年 3月25日 建告示第696号

### 3-1 用途地域

最終決定年月日：R6年 3月 8日 市告示第 23号

地域名	面積 (ha)	構成比 (%)	容積率 (%)	建蔽率 (%)
第1種低層住居専用地域	94	9.8	80	50
第1種中高層住居専用地域	108	11.3	200	60
第2種中高層住居専用地域	47	4.9	200	60
第1種住居地域	230	24.0	200	60
第2種住居地域	40	4.2	200	60
準住居地域	4	0.4	200	60

地 域 名	面 積 (h a)	構 成 比 (%)	容 積 率 (%)	建 蔽 率 (%)
近 隣 商 業 地 域	73	7.6	200	80
商 業 地 域	32	3.3	400	80
準 工 業 地 域	136	14.2	200	60
工 業 地 域	30	3.1	200	60
工 業 専 用 地 域	165	17.2	200	60
計	959	100		

(注) 第1種低層住居専用地域の外壁後退距離の限度は1.0m

(注) 第1種低層住居専用地域の建築物の高さの限度は10.0m

### 3-2 準防火地域

地 域 名	面 積 (h a)	告 示 年 月 日
準防火地域	93.5	当初決定年月日：S37年 5月15日 建告示第1219号 最終決定年月日：S49年12月16日 市告示第32号

### 3-3 臨港地区

当初決定年月日：S34年 3月10日 建告示第234号

最終決定年月日：H15年 8月15日 県告示第639号

地区名	面 積 (h a)	分 区 種 別					
		商港区 (ha)	工業港区 (ha)	保安港区 (ha)	修景厚生 港区(ha)	漁港区 (ha)	マリーナ 港区(ha)
船川港臨港地区	253.4	75.1	48.2	107.6	18.2	2.1	2.2

## 4. 都市計画施設

### 4-1 都市計画道路

令和7年3月31日現在

街路 番号	路線名	起点	終点	幅員 (m)	車線 の数	延長 (m)	最終決定年月日 及び告示番号	改良済 実延長 (m)	整備 率 (%)
3・5・1	内子前野線	男鹿市船越字内子294の1416	男鹿市船越字前野24の5	12	—	750	S56. 4. 1(S36. 3.25) 男鹿市告示第10号	493	66
3・5・2	下谷地船越線	男鹿市脇本脇本字下谷地73	男鹿市船越字船越423	12	—	3,770	S56. 4. 1(S36. 3.25) 男鹿市告示第10号	—	—
3・1・3	内子杉山線	男鹿市船越字内子294の1437	男鹿市船越字杉山24の2	40	—	630	S57. 4.10(S57. 4.10) 秋田県告示第308号	630	100
3・4・4	男鹿臨港線	男鹿市船川港南平沢字明王堂前	男鹿市船越字船越	16	2	12,705	H16. 4.16(S36. 3.25) 秋田県告示第379号	4,112	32.4
3・4・5	羽立田中線	男鹿市船川港比詰字羽立	男鹿市船川港比詰字大沢田	16.5	2	1,580	H14. 8.27(S61. 2.18) 秋田県告示第580号	161	10.2
3・5・6	羽立線	男鹿市船川港比詰字大巻	男鹿市船川港比詰字二合田9の2	12	—	880	S61. 2.18(S36. 3.25) 男鹿市告示第9号	60	6.8
3・3・7	男鹿秋田線	男鹿市脇本脇本字横町道上	男鹿市船越字一向	23	4	5,140	H16. 4.16(S45.10.20) 秋田県告示第379号	5,140	100
2等大路 第1類第1号	税関通線	男鹿市船川港船川字新浜町49	男鹿市船川港船川字元浜町221の1	18	—	136	S40. 6. 2(S36. 3.25) 建設省告示第1435号	136	100
2等大路 第2類第1号	船越中央通線	男鹿市船越字本町15の20	男鹿市船越字一向115の18	16	—	846	S36. 3.25(S36. 3.25) 建設省告示第690号	841	99
2等大路 第3類第1号	新浜町線	男鹿市船川港船川字新浜町13	男鹿市船川港船川字外ヶ沢123	14.5	—	572	S36. 3.25(S25. 5.20) 建設省告示第690号	150	26.2

街路番号	路線名	起点	終点	幅員(m)	車線の数	延長(m)	最終決定年月日及び告示番号	改良済実延長(m)	整備率(%)
2等大路第3類第2号	元浜増川線	男鹿市船川港船川字元浜町194	男鹿市船川港増川字宮の下51	12	—	3,008	S36. 3. 25(S27. 5. 7)建設省告示第690号	—	—
2等大路第3類第3号	芦沢増川線	男鹿市船川港船川字化世沢175の11	男鹿市船川港増川字惣屋布17	12	—	1,839	S36. 3. 25(S36. 3. 25)建設省告示第690号	—	—
2等大路第3類第4号	男鹿駅前通線	男鹿市船川港船川字新浜町9	男鹿市船川港船川字片田87の1	12	—	640	S51. 11. 12(S30. 5. 21)男鹿市告示第24号	160	25. 0
8・7・1	歩行者自転車専用道路1号	男鹿市船川港比詰字大沢田261	男鹿市船川港船川字柳沢1の7	4	—	5,030	H 6. 3. 7(S53. 3. 1)男鹿市告示第2号	4,530	90. 1
8・7・2	歩行者自転車専用道路2号	男鹿市船川港比詰字羽立	男鹿市船川港比詰字大巻81の1	4	—	750	S53. 3. 25(S53. 3. 1)男鹿市告示第6号	—	—
8・7・3	歩行者自転車専用道路3号	男鹿市船川港金川字姫ヶ沢	男鹿市船川港金川字姫ヶ沢	4	—	350	S58. 9. 8(S58. 9. 8)男鹿市告示第24号	148	42. 3
幹線計		13路線				32,496		11,883	36. 6
特殊ア計		3路線				6,130		4,678	76. 3
計		16路線				38,626		16,561	42. 9

※ ( ) は当初年月日

#### 4-2 都市計画公園・緑地

令和7年3月31日現在

種別	番号	公園名	位置	最終決定年月日及び告示番号	都市決定面積(ha)	開設済面積(ha)
街区	2・2・1	泉台街区公園	男鹿市船川港船川字泉台	S54. 9. 1(S36. 3. 25)男鹿市告示第15号	0. 39	0. 39
街区	2・2・2	西ヶ丘街区公園	男鹿市船川港船川字小沢田	S54. 9. 1(S36. 3. 25)男鹿市告示第15号	0. 70	0. 14
街区	2・3・3	芦沢街区公園	男鹿市船川港船川字化世沢	S54. 8. 28(S36. 3. 25)秋田県告示第669号	1. 69	—
街区	2・2・4	羽立街区公園	男鹿市船川港比詰字才ノ神	S54. 9. 1(S36. 3. 25)男鹿市告示第15号	0. 25	0. 25
街区	2・2・5	中町街区公園	男鹿市船越字船越	S54. 9. 1(S51. 3. 8)男鹿市告示第15号	0. 20	0. 20
街区	2・2・6	北浦街区公園	男鹿市北浦北浦字山玉林	S54. 9. 1(S45. 9. 30)男鹿市告示第15号	0. 20	0. 20
街区	2・2・7	脇本街区公園	男鹿市脇本脇本字脇本	S54. 9. 1(S47. 8. 18)男鹿市告示第15号	0. 22	0. 22
街区	2・2・8	新道街区公園	男鹿市北浦北浦字忍田	S54. 9. 1(S48. 1. 5)男鹿市告示第15号	0. 11	0. 11
街区	2・2・9	金川街区公園	男鹿市船川港金川字姫ヶ沢	S54. 9. 1(S48. 7. 18)男鹿市告示第15号	0. 22	0. 22
街区	2・2・10	箱井街区公園	男鹿市五里合箱井字町屋田	S54. 9. 1(S51. 3. 8)男鹿市告示第15号	0. 12	0. 12
街区	2・2・11	長沼街区公園	男鹿市船越字内子	S54. 9. 1(S51. 3. 8)男鹿市告示第15号	0. 14	0. 14
街区	2・2・12	飯の町街区公園	男鹿市脇本脇本字飯の町	S54. 9. 1(S51. 3. 8)男鹿市告示第15号	0. 32	0. 32
街区	2・2・13	入道崎街区公園	男鹿市北浦入道崎字家の上	S54. 9. 1(S51. 3. 8)男鹿市告示第15号	0. 25	0. 25
街区	2・2・14	金川台街区公園	男鹿市船川港金川字金川台	S54. 9. 1(S51. 3. 8)男鹿市告示第15号	0. 14	0. 14
街区	2・2・16	北町街区公園	男鹿市船川港船川字小沢田	S54. 9. 1(S51. 3. 8)男鹿市告示第15号	0. 19	—

種別	番号	公園名	位置	最終決定年月日 及び告示番号	都市決 定面積 (ha)	開設済 面積 (ha)
街区	2・2・17	戸賀街区公園	男鹿市戸賀戸賀字滝沢	S54. 3. 26(S54. 3. 26) 男鹿市告示第5号	0.14	0.14
街区	2・2・18	神谷街区公園	男鹿市五里合神谷字長者森	S55. 1. 23(S55. 1. 23) 男鹿市告示第1号	0.42	—
街区	2・2・19	双六街区公園	男鹿市船川港双六字打越	S55. 1. 23(S55. 1. 23) 男鹿市告示第1号	0.35	0.35
街区	2・2・20	湯本街区公園	男鹿市北浦湯本字中里	S55. 1. 23(S55. 1. 23) 男鹿市告示第1号	0.57	0.57
街区	2・2・21	西黒沢街区公園	男鹿市北浦西黒沢字鳥ノ久保	S56. 4. 1(S56. 4. 1) 男鹿市告示第9号	0.14	0.14
街区	2・2・22	西水口街区公園	男鹿市北浦西水口字榎坂	S56. 4. 1(S56. 4. 1) 男鹿市告示第9号	0.33	0.33
街区	2・2・23	馬生目街区公園	男鹿市船川港仁井山字屋布台	S56. 4. 1(S56. 4. 1) 男鹿市告示第9号	0.19	0.19
街区	2・2・24	大倉街区公園	男鹿市脇本富永字大倉	S56. 4. 1(S56. 4. 1) 男鹿市告示第9号	0.49	0.49
街区	2・2・25	一向街区公園	男鹿市船越字一向	S56. 4. 1(S56. 4. 1) 男鹿市告示第9号	0.14	0.14
街区	2・2・26	台島街区公園	男鹿市船川港台島字木戸口	S56. 12. 14(S56. 12. 14) 男鹿市告示第25号	0.43	0.43
街区	2・2・27	仁井山街区公園	男鹿市船川港仁井山字谷地端	H 7. 2. 23(S56. 12. 14) 男鹿市告示第3号	0.23	0.23
街区	2・2・28	相川街区公園	男鹿市北浦相川字冷水	S56. 12. 14(S56. 12. 14) 男鹿市告示第25号	0.65	0.65
街区	2・2・29	八郎谷地街区公園	男鹿市船越字八郎谷地	S58. 9. 8(S58. 9. 8) 男鹿市告示第25号	0.18	0.18
街区	2・2・30	樽沢街区公園	男鹿市脇本樽沢字刈沢	S61. 2. 18(S61. 2. 18) 男鹿市告示第11号	0.25	0.25
街区	2・2・31	前野街区公園	男鹿市船越字前野ほか	S63. 3. 15(S63. 3. 15) 男鹿市告示第8号	0.19	0.19
街区	2・2・32	内子街区公園	男鹿市船越字内子	S63. 3. 15(S63. 3. 15) 男鹿市告示第8号	0.29	0.29
街区	2・2・33	芦沢南街区公園	男鹿市船川港船川字化世沢	H11. 2. 24(H11. 2. 24) 男鹿市告示第7号	0.13	0.13
近隣	3・3・1	船川南近隣公園	男鹿市船川港船川字芦沢	H 1. 7. 5(S36. 3. 25) 男鹿市告示第26号	3.01	—
近隣	3・3・2	船越近隣公園	男鹿市船越字内子	S54. 8. 28(S36. 3. 25) 秋田県告示第669号	2.77	2.73
近隣	3・3・3	金川近隣公園	男鹿市船川港船川字海岸通り2号	S54. 8. 28(S48. 6. 23) 秋田県告示第669号	3.1	3.1
近隣	3・2・4	脇本近隣公園	男鹿市脇本脇本字前野	H17. 6. 14(H17. 6. 14) 男鹿市告示第38号	0.8	0.8
総合	5・5・1	男鹿総合公園	男鹿市船川港船川字外ヶ沢・南平沢字平の沢・増川字滝の沢	S54. 8. 28(S36. 3. 25) 秋田県告示第669号	15.0	—
運動	6・5・1	男鹿総合運動公園	男鹿市船川港比語字大沢田・金川字上小友・金川字槻木沢	H14. 8. 23(S49. 2. 19) 秋田県告示第566号	34.0	33.2
街区公園計		32か所			10.26	7.40
近隣公園計		4か所			9.68	6.63
総合公園計		1か所			15.00	—
運動公園計		1か所			34.00	33.20
合計		38か所			68.94	47.23

※ ( ) は当初決定年月日

(注) 都市計画公園以外の都市公園として一般の利用に供されている公園

1. 船川ふれあい公園1.3ha(開設済) 2. 男鹿中地区ふれあい公園0.28ha(開設済)

(注) 都市計画区域外で一般の利用に供されているカントリーパーク

若美中央公園11.9ha(開設済)

#### 4-3 都市下水路

令和7年3月31日現在

下水路名	最終決定年月日 及び告示番号	計画決定		供用	
		集水区域 (ha)	管渠 (m)	集水区域 (ha)	管渠 (m)
北浦都市下水路	S63. 3. 15(S34. 3. 10) 男鹿市告示第7号	33	290	33	293
湯本都市下水路	S63. 3. 15(S45. 2. 27) 男鹿市告示第7号	53	580	53	416
計	2都市下水路	86	870	86	709

※ ( ) は当初決定年月日

#### 4-4 公共下水道

当初決定年月日：S53年 3月 1日 市告示第 7号

最終決定年月日：R 2年10月 2日 市告示第 3号

下水道名	排水区域 (ha)	幹線管渠延長 (m)	ポンプ場箇所及び面積 (m2)	処理場	供用 (ha)
男鹿市 公共下水道	623	—	2ヶ所 2,900m2	秋田湾・雄物川流域下水 道(臨海処理区)に接続	587.05

#### 4-5 汚物処理場

当初決定年月日：S51年 5月24日 市告示第9号

最終決定年月日：S51年 5月24日 市告示第9号

処理場名	位置	決定面積 (ha)	処理方式	処理能力	完了面積 (ha)
第1号男鹿地区汚物処 理場	男鹿市船越字一向	1.9	高負荷脱窒素処 理+高度処理	105kl/日	1.90

#### 4-6 ごみ焼却場

当初決定年月日：S56年 4月 1日 市告示第8号

最終決定年月日：S56年 4月 1日 市告示第8号

焼却場名	位置	決定面積 (ha)	処理方式	処理能力	完了面積 (ha)
第1号男鹿市清掃セン ター	男鹿市船川港仁井 山字大石台	0.9	准連続燃焼式	60t/日	0.9

#### 4-7 市場

当初決定年月日：S58年12月 9日 市告示第31号

最終決定年月日：S58年12月 9日 市告示第31号

市場名	位置	決定面積 (ha)	供給能力	完了面積 (ha)	告示
男鹿市北部 卸売市場	男鹿市北浦北浦 字忍田	約0.39	水産物 4,171t/年	約0.2	S58. 12. 9(S58. 12. 9) 男鹿市告示第31号
男鹿市南部 卸売市場	男鹿市船川港双 六字館山	約0.46	水産物 2,073t/年	約0.2	S58. 12. 9(S58. 12. 9) 男鹿市告示第31号

※ ( ) は当初決定年月日

#### 4-8 火葬場

当初決定年月日：S61年 2月18日 市告示第8号

最終決定年月日：S61年 2月18日 市告示第8号

火葬場名	位置	決定面積 (ha)	火葬能力 (体/日)	完了面積 (ha)	備考
男鹿市斎場	男鹿市脇本田谷沢字要沢	0.6	6体/日	0.6	

### 5. 市街地開発事業

#### 5-1 土地区画整理事業

令和7年3月31日現在

区域 名 地区	最終都市計画決定		事業認可 公告年月 日	施行者	施行 面積 (ha)	換地公告 年月日	備考
	面積 (ha)	年月日・番号					
羽立	—	—	S62. 8. 18	個人	1.6	S63. 9. 6	
計	0.0		1地区		1.6		

# 由利本荘都市計画区域（由利本荘市）

## 1. 沿革と概況

由利本荘市は、平成17年に1市7町の合併により誕生した。本荘地域は、明治4年の廃藩置県の際は本荘県に属し、明治22年町村制実施により、石脇村を編入、町制施行に踏み切った。その後昭和29年本荘町ほか6村の合併により旧本荘市となった。また、矢島地域は、由利地方の南部鳥海山ろくの台地に位置し、古くは鳥海修験者によって開かれた地域であるが寛永17年生駒高俊が統合し、生駒藩の城下町として栄え、明治22年の町村制の施行により旧矢島町となった。

当地域は県西南部に位置し、西に日本海を望み、南に東北の主峰鳥海山がそびえ、これに水源を発する県内三大河川の一つである子吉川流域に広がる自然の豊かな地域である。さらにJ R羽越本線、由利高原鉄道鳥海山ろく線、国道7号、105号、107号、108号、341号、398号が通過し、日本海沿岸東北自動車道をはじめとした高速交通体系の整備も着実に進展するなど、交通の要衝ともなっており地域間交流も一層拡大してきている。

また、中心市街地の空洞化対策と活性化のほかには一番堰まちづくりプロジェクトによる地区計画を策定することで、都市内の魅力的なまちづくりや良好な居住環境の確保、公共基盤の整備を進めている。

### 1-1 面積・人口

令和7年4月1日現在

行政区域		都市計画区域		人口集中地区	
面積 (h a)	人口 (人)	面積 (h a)	人口 (人)	面積 (h a)	人口 (人)
120,959	69,800	6,894	39,246	422	16,115

(注) 人口集中地区(D・I・D)は、令和2年国勢調査による。

## 2. 法の適用及び都市計画区域の経緯

決定年月日 及び告示番号	面積 (h a)	区 域
S 9. 12. 14 内務省告示第 598号	1,442.5	本荘町の全域
S 29. 3. 31	18,950	本荘市の全域
S 44. 5. 20 建設省告示第2114号	1,913.5	本荘市の一部
S 56. 11. 24 秋田県告示第 910号	447	矢島町の一部
S 59. 2. 4 秋田県告示第 76号	6,437	本荘市の一部
H 19. 5. 18 秋田県告示第 282号	6,447	旧本荘市の一部
H 24. 12. 7 秋田県告示第 631号	6,894	由利本荘市の一部

## 3. 地域地区

当初決定年月日：S34年 3月10日 建告示第235号

### 3-1 用途地域

最終決定年月日：R4年10月31日 市告示第91号

地域名	面積 (h a)	構成比 (%)	容積率 (%)	建蔽率 (%)
第1種低層住居専用地域	119	10.5	50	30
			60	40
			80	50
第2種低層住居専用地域	39	3.5	80	50
第1種中高層住居専用地域	53	4.7	100	60
			200	60
第2種中高層住居専用地域	123	10.9	200	60

地 域 名	面 積 (h a)	構 成 比 (%)	容 積 率 (%)	建 蔽 率 (%)
第 1 種 住 居 地 域	299	26.4	200	60
第 2 種 住 居 地 域	140	12.4	200	60
準 住 居 地 域	12	1.1	200	60
近 隣 商 業 地 域	36	3.2	200	80
商 業 地 域	71	6.3	400	80
準 工 業 地 域	102	9	200	60
工 業 地 域	136	12	200	60
計	1,130	100		

(注) 第1種、第2種低層住居専用地域の建築物の高さの限度は10.0m

(注) 第1種、第2種低層住居専用地域の外壁後退距離の限度は1.0m

### 3-2 準防火地域

地 域 名	面 積 (h a)	告 示 年 月 日
準防火地域	107	当初決定年月日：H 8年 4月 1日 市告示第12号 最終決定年月日：R 4年10月31日 市告示第91号

### 3-3 風致地区

風致地区名	最終決定年月日 及び告示番号	面 積 (h a)	種 別 面 積 内 訳		
			第 1 種 地 区 (h a)	第 2 種 地 区 (h a)	第 3 種 地 区 (h a)
蟻山風致地区	H24.12.7(S34.3.24) 市告示第92号	39.60	27.20	6.60	5.80
東山風致地区	H24.12.7(S34.3.24) 市告示第92号	61.85	46.58	15.27	—
計	2地区	101.45	73.78	21.87	5.80

(注) ( ) は当初決定日

### 3-4 臨港地区

当初決定年月日：H19年 5月25日 市告示第50号

最終決定年月日：H24年12月 7日 市告示第92号

地区名	面 積 (h a)	分 区 種 別				
		商 港 区 (h a)	工 業 地 区 (h a)	保 安 地 区 (h a)	修 景 厚 生 港 区 (h a)	マリーナ港区 (h a)
本荘港臨港地区	13.2				4.6	8.6

## 4. 都市計画施設

### 4-1 都市計画道路

令和7年3月31日現在

街路番号	路線名	起点	終点	幅員	車線の数	延長(m)	最終決定年月日及び告示番号	改良済実延長(m)	整備率(%)
1・3・1	本荘高速線	由利本荘市二十六木字根木田	由利本荘市岩城町内道川字ウト力鼻	23.5	4	21,620	H24.12.7(H8.12.13)秋田県告示第633号	21,620 (2車線)	100.0
1・3・2	本荘南高速線	由利本荘市西目町出戸字猿田	由利本荘市二十六木字根木田	23.5	4	10,580	H24.12.7(H11.5.18)秋田県告示第633号	10,580 (2車線)	100.0
3・3・1	秋田本荘線	由利本荘市石脇字赤元、字山の神	由利本荘市薬師堂字水林	22	4	5,240	R4.8.30(S34.3.24)秋田県告示第367号	—	—
3・3・3	大内本荘線	由利本荘市米坂字米ノ沢	由利本荘市本田仲町	22	4	7,920	R4.8.30(S56.8.25)秋田県告示第367号	3,700	46.7
3・4・4	停車場栄町線	由利本荘市西梵天	由利本荘市給人町	18	2	1,450	R4.8.30(S25.5.20)秋田県告示第367号	750	51.7
3・2・5	砂子下田尻線	由利本荘市砂子下、鶴沼	由利本荘市石脇字田尻野	30	4	1,650	R4.8.30(S46.8.14)秋田県告示第367号	—	—
3・3・6	本荘横手線	由利本荘市井戸尻	由利本荘市二十六木字岡本	25	4	4,650	R4.8.30(S34.3.24)秋田県告示第367号	1,070	23.0
3・4・7	田尻野石脇線	由利本荘市石脇字田尻野	由利本荘市石脇字石脇	16	2	1,790	R3.3.31(S46.8.14)由利本荘市告示第31号	302	16.9
3・4・8	田尻環状線	由利本荘市石脇字田尻野	由利本荘市石脇字田頭	16	2	2,480	R3.3.31(S46.8.14)由利本荘市告示第31号	2,480	100.0
3・3・9	駅東中央環状線	由利本荘市岩渕下	由利本荘市埋田字元工伝	25	4	4,300	R4.8.30(S46.8.14)秋田県告示第367号	1,973	45.9
3・4・10	由利橋通線	由利本荘市石脇字石脇	由利本荘市鶴沼、瓦谷地	18	—	1,230	H24.12.7(S34.3.24)由利本荘市告示第92号	1,100	89.4
3・5・13	由利中央線	由利本荘市巢組、岩渕下	由利本荘市陳場岱、大鋸町	12	2	2,140	R3.3.31(S34.3.24)由利本荘市告示第31号	1,910	89.3
3・5・14	石脇通線	由利本荘市石脇字石脇	由利本荘市川口字後野、字上菖蒲崎	12	2	970	R3.3.31(S34.3.24)由利本荘市告示第31号	430	44.3
3・5・15	千刈線	由利本荘市鶴沼、砂子下	由利本荘市陳場岱、大鋸町	12	2	1,050	R3.3.31(S34.3.24)由利本荘市告示第31号	465	44.3
3・4・16	大町銀座通線	由利本荘市古雪町	由利本荘市美倉町	16	2	990	R3.3.31(S25.5.20)由利本荘市告示第31号	559	56.5
3・6・17	小園線	由利本荘市中町17の1	由利本荘市鶴沼43	11	—	540	H24.12.7(S34.3.24)由利本荘市告示第92号	540	100.0
3・4・20	停車場東口線	由利本荘市西梵天	由利本荘市東梵天	16	2	560	H28.5.19(H2.3.16)由利本荘市告示第57号	230	41.1
7・6・1	駅前横丁線	由利本荘市西梵天	由利本荘市花畑町一丁目	9	—	90	H24.12.7(H1.3.15)由利本荘市告示第92号	90	100.0
7・7・2	笹道線	由利本荘市花畑町一丁目	由利本荘市御門	6	—	800	H24.12.7(H1.3.15)由利本荘市告示第92号	800	100.0
7・7・3	御門線	由利本荘市御門	由利本荘市御門	6	—	180	H24.12.7(H1.3.15)由利本荘市告示第92号	180	100.0
8・7・1	東西自由通路線	由利本荘市西梵天	由利本荘市西梵天	4	—	55	H28.5.19(R3.3.31)由利本荘市告示第57号	55	100.0
自専道計		2路線				32,200		32,200	100.0
幹線計		15路線				36,960		15,509	42.0
区画計		3路線				1,070		1,070	100.0
特殊ア計		1路線				55		55	100.0
計		21路線				70,285		48,834	69.5

※ ( ) は当初年月日

## 4-2 都市計画公園・緑地・墓園

令和7年3月31日現在

種別	番号	公園名	位置	最終決定年月日 及び告示番号	都市決定面積 (ha)	開設済面積 (ha)
街区	2・2・1	中島街区公園	由利本荘市下川原中島及び北裏地	H24.12.7(S34.3.24) 由利本荘市告示第92号	0.95	—
街区	2・2・2	掃部公園	由利本荘市肴町	H24.12.7(S44.5.20) 由利本荘市告示第92号	0.13	0.13
街区	2・2・3	竜巻街区公園	由利本荘市石脇字竜巻	H24.12.7(S53.3.3) 由利本荘市告示第92号	0.30	0.29
街区	2・2・4	八幡街区公園	由利本荘市谷地町	H24.12.7(S34.3.24) 由利本荘市告示第92号	1.07	—
街区	2・2・5	鶴沼街区公園	由利本荘市鶴沼	H24.12.7(S34.3.24) 由利本荘市告示第92号	0.20	—
街区	2・2・6	中央公園	由利本荘市美倉町	H24.12.7(S48.12.14) 由利本荘市告示第92号	0.05	0.05
街区	2・2・7	田尻公園	由利本荘市石脇字田尻	H24.12.7(S50.8.22) 由利本荘市告示第92号	0.23	0.23
街区	2・2・8	住吉公園	由利本荘市観音町	H24.12.7(S52.3.1) 由利本荘市告示第92号	0.15	0.18
街区	2・2・9	赤沼公園	由利本荘市花畑町二丁目	H24.12.7(S52.3.1) 由利本荘市告示第92号	0.23	0.23
街区	2・2・10	本田仲街区公園	由利本荘市本田仲町	H24.12.7(S52.3.1) 由利本荘市告示第92号	0.19	0.19
街区	2・2・11	柴野街区公園	由利本荘市川口字柴野	H24.12.7(S54.3.19) 由利本荘市告示第92号	0.13	0.13
街区	2・2・12	薬師堂街区公園	由利本荘市薬師堂字家の腰	H24.12.7(S55.3.13) 由利本荘市告示第92号	0.33	0.34
街区	2・2・13	上の山街区公園	由利本荘市石脇字今町	H24.12.7(S56.4.1) 由利本荘市告示第92号	0.12	0.12
街区	2・2・14	みなみ街区公園	由利本荘市薬師堂字谷地	H24.12.7(S63.7.12) 由利本荘市告示第92号	0.25	0.25
街区	2・2・15	あかはげ街区公園	由利本荘市石脇字赤はげ	H24.12.7(H1.3.15) 由利本荘市告示第92号	0.38	0.38
街区	2・2・16	宮内街区公園	由利本荘市宮内字上下野	H24.12.7(H3.10.17) 由利本荘市告示第92号	0.28	0.28
街区	2・2・17	飛鳥街区公園	由利本荘市川口字家妻	H24.12.7(H3.10.17) 由利本荘市告示第92号	0.16	0.16
地区	4・4・1	石脇公園	由利本荘市石脇字弁慶川ほか	H24.12.7(S55.3.4) 由利本荘市告示第92号	5.5	4.5
総合	5・5・1	本荘公園	由利本荘市表尾崎町ほか	R4.3.15(S33.3.19) 由利本荘市告示第21号	16.1	16.1
総合	5・6・2	新山公園	由利本荘市石脇字東山ほか	H24.12.7(S34.3.24) 由利本荘市告示第92号	36.50	25.00
総合	5・5・3	由利本荘総合防災公園	由利本荘市石脇字田尻野、石ノ花、竜巻	H26.1.24(H26.1.24) 由利本荘市告示第5号	13.0	12.4
運動	6・6・1	本荘由利総合運動公園	由利本荘市水林ほか	H24.12.7(S44.5.20) 由利本荘市告示第92号	92.7	15.3
街区公園計		17か所			5.15	2.96
地区公園計		1か所			5.50	4.50
総合公園計		3か所			65.60	53.50
運動公園計		1か所			92.70	15.30
小計		22か所			168.95	76.26

種別	番号	公園名	位置	最終決定年月日 及び告示番号	都市決定面積 (ha)	開設済 面積 (ha)
墓園	1	新山野墓園	由利本荘市石脇字新山野	H24.12.7(S53.3.3) 由利本荘市告示第92号	9.3	1.95
緑地	1	子吉川河川緑地	由利本荘市岩渕下	H24.12.7(S51.10.26) 由利本荘市告示第92号	22.8	8.9
緑地	2	芋川桜づつみ河川緑地	由利本荘市石脇字下夕畑ほか	H24.12.7(H13.3.30) 由利本荘市告示第92号	158.5	9.0
墓園計		1か所			9.30	1.95
緑地計		2か所			181.30	17.90
合計		25か所			359.55	96.11

※ ( ) は当初決定年月日

(注) 都市計画公園以外の都市公園として一般の利用に供されている公園

1. 菖蒲公園3.63ha (開設済)

(注) 都市計画公園以外で一般の利用に供されているカントリーパーク

1. ぼぼろ健康運動公園5.90ha (開設済) 2. 高城公園3.14ha (開設済)

3. 新鶴潟公園20.5ha (開設済) 4. 西目カントリーパーク10.20ha (開設済)

#### 4-3 公共下水道

当初決定年月日：S56年 8月26日 市告示第12号

最終決定年月日：R 2年10月20日 市告示第87号

下水道名	排水区域	幹線管渠延長 (m)	ポンプ場箇所及び 面積(m <sup>2</sup> )	処理場 (m <sup>2</sup> )	供用 (ha)
由利本荘市公共下水道 (本荘処理区)	1,091	放流管 240	2ヶ所 1,460m <sup>2</sup>	水林浄化センター 34,500m <sup>2</sup>	484.40
由利本荘市公共下水道 (矢島処理区)	180	放流管 270	—	矢島浄化センター 13,700m <sup>2</sup>	159.50

#### 4-4 汚物処理場

当初決定年月日：S63年 7月12日 市告示第15号

最終決定年月日：H24年12月 7日 市告示第92号

処理場名	位置	決定面積 (ha)	処理方式	処理能力	完了面積 (ha)
本荘由利広域市町村圏 組合し尿処理場	由利本荘市二十六 木字下鎌田野地内	0.83	好気性消化処理 高負荷脱窒素処理	220k1/日	0.80

#### 4-5 ごみ処理場

当初決定年月日：H 3年10月17日 市告示第13号

最終決定年月日：R 6年 5月20日 市告示第55号

焼却場名	位置	決定面積 (ha)	処理方式	処理能力	完了面積 (ha)
本荘清掃センター	由利本荘市二十六 木字下鎌田野	0.82	准連続燃焼式 ストーカ炉	137t/日	0.82
由利本荘市新ごみ処理 施設	由利本荘市川口字大日 沢山、土谷字寒風	12.3	連続運転式ごみ焼却 炉(ストーカ式)	71t/日	0.00

#### 4-6 市場

当初決定年月日：S57年11月10日 市告示第13号

最終決定年月日：H24年12月 7日 市告示第92号

市場名	位置	決定面積 (ha)	供給能力	完了面積 (ha)	備考
本荘総合地方卸売市場	由利本荘市水 林	1.6	青果：29,000t/年 水産：18,000t/年	1.6	

#### 4-7 火葬場

当初決定年月日：S41年12月 7日 建告示第3914号

最終決定年月日：H24年12月 7日 市告示第92号

火葬場名	位置	決定面積 (ha)	火葬能力 (体/日)	完了面積 (ha)	備考
由利本荘市水林 斎場	由利本荘市薬師堂字水林	0.83	8	0.83	

## 5. 市街地開発事業

### 5-1 土地区画整理事業

令和7年3月31日現在

区域 名 地区	最終都市計画決定		事業認可 公告年月 日	施行者	施行 面積 (h a)	換地公告 年月日	備考
	面積 (ha)	年月日・番号					
本荘駅前	26.2	H24.12.7(S46.8.17) 由利本荘市告示第92号	S47.9.28	本荘市	26.2	H7.7.28	
川口大楯町線	3.9	H24.12.7(H3.12.5) 由利本荘市告示第92号	H4.6.23	本荘市	3.9	H8.6.28	
本荘中央	11.6	H25.9.24(H8.12.3) 由利本荘市告示第52号	H9.12.18	由利本 荘市	11.6	H26.2.14	
北東	—	—	S63.8.30	個人	2.9	H2.3.23	
計	41.7		4地区		44.6		

※ ( ) は当初決定年月日

## 6. 地区計画

令和7年3月31日現在

名称	位置	面積 (ha)	計画決定 年月日	地区計画のねらい	地区整備 計画	決定の概要	
						地区施設	建築物等に 関する事項
大門・本町 通り周辺地区 地区計画	由利本荘市表 尾崎町、裏尾 崎町、中堅 町、谷山小 路、美倉町地 内	約13.1	H24.12.7 (H24.4.6) 由利本荘市 告示第92号	道路整備に併せ て、沿道の商店街 の景観形成を一体 的に進めて市街地 再生を図るととも に、周辺における 落ち着いた住宅地 の保全を図る。	策定 (約 4.6ha)	—	用途 壁面の位置 高さの最高 限度 形態、意匠 の制限 垣、さくの 構造
一番堰まち づくり地区 計画	由利本荘市薬 師堂字一番 堰、字二本木 地内	約13.1	R3.9.16 (R3.9.16) 由利本荘市 告示第74号	共同住宅の建設と 商業・福祉・医療 施設や教育施設の 整備を一体的に行 い、地域の活性化 や産業振興の場の 創出を図る。	策定 (約 13.1ha)	—	用途 床面積の限 度 建蔽率 容積率

※ ( ) は当初決定年月日

# にかほ都市計画区域（にかほ市）

## 1. 沿革と概況

にかほ市は、平成17年10月に旧仁賀保町、旧金浦町及び旧象潟町が合併し、誕生した。旧仁賀保町は、昭和30年3月に平沢町、院内村、小出村が合併し発足した。また、旧金浦町は、明治23年に大竹村、前川村、飛村、黒川村の4村が合併して金浦村となり、明治35年6月町制を施行した。そして、旧象潟町は、昭和30年3月象潟町と上浜村、上郷村が合併して発足している。

この地域は、秋田県の最南端、鳥海山麓に位置し、東と北は由利本荘市、西は日本海、南は山形県遊佐町に接し、気候は県内でもっとも温暖な地として知られている。そして、JR羽越本線と市南部まで開通した日本海沿岸東北自動車道、国道7号、県道5路線が主な交通網である。

産業面は、世界に進出するTDKをはじめ、多数のエレクトロニクス関連企業を有し、電子部品関連業種の生産が高い割合を占め、工業出荷額は県内でも上位にランクし、第2次産業が市の基盤となっている。

観光においては、日本海に面し、秀峰鳥海山に抱かれた地域特性を活かし「鳥海山・飛島ジオパーク」としての活動をはじめ、松尾芭蕉が「奥の細道」の最終目的地として訪れた景勝地の天然記念物八十八瀧九十九島、仁賀保高原、県内では最も早く開花する桜の名所勢至公園などの自然景観に恵まれていること、また、南極探検隊長の白瀬中尉生誕地などの地域資源を活用し、道の駅「象潟」を主軸に観光客の誘客、観光情報の発信を行い、活性化を図っているほか、令和2年1月には景観行政団体へ移行したことで、市独自の景観行政を実施している。

にかほ市は、自然環境と産業の調和がとれた都市となっている。

### 1-1 面積・人口

令和7年4月1日現在

行政区域		都市計画区域	
面積 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)	人口 (人)
24,113	21,953	2,353	16,183

## 2. 法の適用及び都市計画区域の経緯

決定年月日 及び告示番号	面積 (ha)	区 域
S11. 5.30 内務省告示第342号	1,879	旧金浦町の全域
S14. 7.15 内務省告示第400号	995	旧象潟町の全域
S32. 4.17 建設省告示第613号	4,973	旧仁賀保町の一部
S44. 5.20 建設省告示第2142号	270	旧象潟町の一部
S44. 5.20 建設省告示第2145号	298	旧仁賀保町の一部
S44. 5.20 建設省告示第2159号	185	旧金浦町の一部
S56. 11.24 秋田県告示第912号	431	旧仁賀保町の一部
S60. 12. 3 秋田県告示第715号	710	旧象潟町の一部
H 2. 8.14 秋田県告示第576号	654	旧仁賀保町の一部
H13. 9.21 秋田県告示第581号	804	旧象潟町の一部
H22. 7.23 秋田県告示第368号	2,353	にかほ市の一部

### 3-1 用途地域

当初決定年月日：S34年 3月10日

建告示第236号

最終決定年月日：H30年 4月 1日

市告示第 18号

地 域 名	面 積 (h a)	構 成 比 (%)	容 積 率 (%)	建 蔽 率 (%)
第 1 種 低 層 住 居 専 用 地 域	7.2	0.9	80	50
第 1 種 中 高 層 住 居 専 用 地 域	91.0	11.4	200	60
第 2 種 中 高 層 住 居 専 用 地 域	5.0	0.6	200	60
第 1 種 住 居 地 域	344.3	43.1	200	60
第 2 種 住 居 地 域	1.0	0.1	200	60
準 住 居 地 域	16.3	2.0	200	60
近 隣 商 業 地 域	42.8	5.4	200	80
商 業 地 域	23.0	2.9	400 (300)金浦地域	80
準 工 業 地 域	157.6	19.7	200	60
工 業 地 域	110.8	13.9	200	60
計	799	100		

(注) 第1種低層住居専用地域の建築物の高さの限度は10.0m

(注) 第1種低層住居専用地域の外壁後退距離の限度は1.0m

### 3-2 風致地区

風致地区名	最終決定年月日 及び告示番号	面 積 (h a)	種 別 面 積 内 訳		
			第 1 種 地 区 (h a)	第 2 種 地 区 (h a)	第 3 種 地 区 (h a)
琴浦風致地区	H22. 7. 23 (S34. 3. 24) にかほ市告示第75号	1.7	1.7	—	—
大沢風致地区	H22. 7. 23 (S34. 3. 24) にかほ市告示第75号	0.5	0.5	—	—
金浦風致地区	H22. 7. 23 (S49. 7. 23) 秋田県告示第372号	43.8	30.0	—	13.8
3 地区		46.0	32.2	—	13.8

※ ( ) は当初決定年月日

## 4. 都市計画施設

### 4-1 都市計画道路

令和7年3月31日現在

街路番号	路線名	起点	終点	幅員	車線の数	延長(m)	最終決定年月日及び告示番号	改良済実延長(m)	整備率(%)
1・3・1	仁賀保高速線	両前寺家ノ浦	両前寺字浜中	23.5	4	1,950	H22. 7. 23(H11. 5. 18) 秋田県告示第372号	1,950 (2車線)	100.0
1・3・2	仁賀保南高速線	大竹字西山	両前寺字家の浦	23.5	4	11,290	H22. 7. 23(H17. 1. 28) 秋田県告示第372号	11,290 (2車線)	100.0
1・3・3	象潟高速線	象潟町小滝字中横山	象潟町大飯郷字桐平	23.5	4	2,360	H22. 7. 23(H17. 1. 28) 秋田県告示第372号	2,360 (2車線)	100.0
1・5・4	象潟南高速線	象潟町小砂川字三崎	象潟町小滝字中横山	13.5	2	9,910	H24. 7. 27(H24. 7. 27) 秋田県告示第424号	—	—
3・3・1	琴浦室沢線	平沢字家ノ後	平沢字家妻	25	2	780	H22. 7. 23(S34. 3. 24) 秋田県告示第372号	580	74.4
3・4・2	室沢両前寺線	平沢字家妻	両前寺字井戸尻	18	2	2,540	H22. 7. 23(H11. 5. 18) 秋田県告示第372号	1,700	66.0
3・4・3	川尻岩潟線	金浦町金浦字川尻45の1	飛字内平45	16	—	2,100	H22. 7. 23(S44. 1. 30) 秋田県告示第372号	—	—
3・4・4	金浦中央線	金浦字十二林33の1	金浦字金浦120	16	—	500	H22. 7. 23(S44. 1. 30) 秋田県告示第372号	—	—
3・4・5	北大通線	象潟町字四丁目塩越	象潟町字大塩越	16	—	1,450	H22. 7. 23(S32. 3. 29) 秋田県告示第372号	1,450	100
3・4・6	潟見町線	象潟町字浜山	象潟町字木戸口	16	2	1,330	H24. 7. 27(H 3. 10. 15) 秋田県告示第424号	1,330	100
3・5・7	鈴琴浦線	平沢字平森	平沢字前田表	15	2	2,970	H22. 7. 23(H11. 5. 18) 秋田県告示第372号	2,375	80.0
3・5・8	川尻竹島潟線	金浦字川尻45の1	飛字上竹島潟48	14	—	2,400	H22. 7. 23(S44. 1. 30) にかほ市告示第75号	616	25.7
3・5・9	浜の田線	金浦字上林4の51	金浦字塩焚浜92	14	—	530	H22. 7. 23(S44. 1. 30) にかほ市告示第75号	—	—
3・5・10	南大通線	象潟町字家の後	象潟町関字下りの下	13	2	2,560	H22. 7. 23(S32. 3. 29) 秋田県告示第372号	1,300	50.8
3・5・11	荒屋線	象潟町字入湖の潤	象潟町小滝字下横山	12	2	2,350	H22. 7. 23(S32. 3. 29) 秋田県告示第372号	—	—
3・5・12	海岸線	象潟町字入湖の潤	象潟町字才の神	12	—	2,210	H22. 7. 23(S32. 3. 29) 秋田県告示第372号	1,600	72.4
3・5・13	北塩越線	象潟町字浜畑	象潟町字一丁目塩越	12	—	780	H22. 7. 23(S32. 3. 29) にかほ市告示第75号	—	—
3・5・14	南塩越線	象潟町字四丁目塩越	象潟町字浜山	12	2	1,020	H22. 7. 23(S32. 3. 29) にかほ市告示第75号	410	40.2
3・5・15	象潟南環状線	象潟町関字下りの下	象潟町字上山	12	2	2,850	H22. 7. 23(H17. 1. 28) 秋田県告示第372号	970	34.0
3・6・16	仁賀保駅港湾線	平沢字清水89	平沢字坂ノ下27	9	—	960	H22. 7. 23(S34. 3. 24) 秋田県告示第484号	330	34.4
3・6・17	清水線	平沢字清水8の3	平沢字坂ノ下	9	—	500	H22. 7. 23(S34. 3. 24) にかほ市告示第75号	500	100
3・6・18	象潟駅前中央線	象潟町字家の後	象潟町字浜畑	11	—	540	H22. 7. 23(S32. 3. 29) にかほ市告示第75号	540	100
3・6・19	二の丸線	象潟町字砂見下	象潟町字一丁目塩越	11	—	400	H22. 7. 23(S32. 3. 29) にかほ市告示第75号	—	—
自専道計		4路線				25,510		15,600	61.2
幹線計		19路線				28,770		13,701	47.6
計		23路線				54,280		29,301	54.0

※ ( ) は当初決定年月日

#### 4-2 都市計画公園・墓地

令和7年3月31日現在

種別	番号	公園名	位置	最終決定年月日 及び告示番号	都市決定面積 (ha)	開設済 面積 (ha)
街区	2・2・1	熊野公園	平沢字家ノ後	H22. 7. 23(S34. 3. 24) にかほ市告示第75号	0.13	—
街区	2・2・2	金浦街区公園	金浦字塩焚浜	H22. 7. 23(S49. 7. 9) にかほ市告示第75号	0.15	0.15
街区	2・2・3	十二林街区公園	金浦字十二林	H22. 7. 23(S50. 8. 18) にかほ市告示第75号	0.16	0.16
街区	2・2・5	入道島街区公園	象潟町字入道島	H22. 7. 23(S48. 9. 26) にかほ市告示第75号	0.88	0.88
街区	2・2・6	上狐森街区公園	象潟町字上狐森	H22. 7. 23(S49. 8. 30) にかほ市告示第75号	0.33	0.33
近隣	3・3・1	望海公園	平沢字画書画	H22. 7. 23(S34. 3. 24) にかほ市告示第75号	1.29	—
近隣	3・3・2	仁賀保公園	平沢字清水	H22. 7. 23(S34. 3. 24) にかほ市告示第75号	1.20	—
近隣	3・4・3	岡の谷地公園	金浦字岡の谷地	H22. 7. 23(S49. 7. 13) にかほ市告示第75号	4.60	3.10
地区	4・3・1	旧金浦小学校跡 地公園	金浦字南金浦	H25. 6. 6(H25. 6. 6) にかほ市告示第63号	2.50	2.50
運動	6・4・1	仁賀保運動公園	平沢字鳥ノ子淵ほ か	H22. 7. 23(S34. 3. 24) にかほ市告示第75号	7.30	7.30
街区公園 計		5か所			1.65	1.52
近隣公園 計		3か所			7.09	3.10
地区公園 計		1か所			2.50	2.50
運動公園 計		1か所			7.30	7.30
墓園	1	仁賀保墓園	平沢字団子坂の一 部	H22. 7. 23(S53. 1. 10) 秋田県告示第372号	10.20	6.14
計		11か所			28.74	20.56

※ ( ) は当初決定年月日

(注) 都市計画公園以外の都市公園として一般の利用に供されている公園

1. 潮風公園 A=1.64ha、
  2. サイエンスパーク A=0.27ha、
  3. 勢至公園 A=6.31ha、
  4. 南極公園 A=3.12ha、
  5. 金浦駅前公園 A=0.35ha、
  6. コミュニティ公園 A=0.09ha、
  7. 赤石コミュニティ公園 A=1.04ha、
  8. 象潟駅前公園 A=0.22ha、
  9. みどり中央公園 A=0.45ha、
  10. 武道島2区公園 A=0.11ha、
  11. 沖ノ嶋公園 A=1.51ha、
  12. 飛のくずれ A=1.26ha、
  13. ポケットパーク A=0.12ha、
  14. 黒川農村公園 A=0.24ha
- 合計 14箇所 A=16.73ha

#### 4-3 公共下水道

当初決定年月日：H 4年12月 8日

県告示第820号

最終決定年月日：H31年 3月20日

市告示第 21号

下水道名	排水区域 (ha)	幹線管渠延長 (m)	ポンプ場箇所 及び面積	処理場 (m <sup>2</sup> )	供用 (ha)
にかほ市公共下水道	1,161	—	8箇所 約5,711m <sup>2</sup>	笹森クリーン センター 約62,600m <sup>2</sup>	641.92

#### 4-4 都市下水路

令和7年3月31日現在

下水路名	最終決定年月日 及び告示番号	計画決定		供用	
		集水区域 (h a)	菅渠 (m)	集水区域 (h a)	菅渠 (m)
塩焚浜下水路	H22. 7. 23(S46. 8. 23) にかほ市告示第75号	47	1,030	47	833
岡の谷地水路	H22. 7. 23(S49. 8. 22) にかほ市告示第75号	83	720	83	617
象潟東部都市下水路	H22. 7. 23(S46. 8. 24) にかほ市告示第75号	38	1,000	38	440
象潟北部都市下水路	H22. 7. 23(S34. 9. 14) にかほ市告示第 75号	32	1,070	32	1,070
象潟南部都市下水路	H22. 7. 23(H 1. 6. 30) にかほ市告示第75号	37	560	12	413
小 計	5都市下水路	237	4,380	212	3,373

※ ( ) は当初決定年月日

#### 4-5 ごみ処理場

当初決定年月日：H26年 3月10日

市告示第 12号

最終決定年月日：H30年11月 1日

市告示第 98号

ごみ処理場名	番号	位置	決定面積 (h a)	処理方式	処理能力	完了面積 (h a)
にかほ市環境プラザ	1	金浦字轄町	2.7	焼却 リサイクル	29 t / 日 8.4 t / 日	2.7
にかほ市環境プラザ ストックヤード	2	金浦字背長森、 六貫森	1.2			1.2

#### 4-6 市場

当初決定年月日：S50年10月11日

町告示第 22号

最終決定年月日：H25年 6月 6日

市告示第 64号

市場名	番号	位置	決定面積 (h a)	供給能力	完了面積 (h a)
金浦卸売市場	1	金浦字塩焚浜	0.8	50 t / 日	0.8

#### 4-7 火葬場

当初決定年月日：H25年 6月 6日

市告示第 65号

最終決定年月日：H25年 6月 6日

市告示第 65号

火葬場名	番号	位置	決定面積 (h a)	火葬能力 (体/日)	完了面積 (h a)	備考
象潟斎場	1	象潟町字一本木、字板取	1.0	6	1	

#### 5-1 土地区画整理事業

令和7年3月31日現在

区域 名 地区	最終都市計画決定		事業認可 公告年月 日	施行者	施行 面積 (h a)	換地公告 年月日	備考
	面積 (ha)	年月日・番号					
平沢	19.66	H22. 7. 23(S34. 11. 5) にかほ市告示第75号	S35. 2. 13	仁賀保町	4. 4	S53. 3. 7	
平沢坂ノ下	—	—	S51. 3. 30	個人	1. 9	S51. 10. 16	
平沢清水尻	—	—	S63. 6. 11	仁賀保町	1. 4	H1. 5. 12	
仁賀保駅・港湾	3. 74	H22. 7. 23(S34. 11. 5) にかほ市告示第75号	H7. 2. 14	仁賀保町	3. 7	H14. 3. 29	
象潟	40. 59	H22. 7. 23 (S34. 11. 5) にかほ市告示第75号	—	—	—	未着手	
計	63. 99		5か所		11. 4		

※ ( ) は当初決定年月日

# 大曲都市計画区域（大仙市）

## 1. 沿革と概況

大仙市は、平成17年に大曲市、神岡町、西仙北町、中仙町、協和町、南外村、仙北町、太田町の1市6町1村の合併により誕生した。本市は県南の内陸部に位置し、東は仙北市と岩手県、南は横手市と美郷町、西は秋田市と由利本荘市、北は仙北市にそれぞれ接し、県内有数の穀倉地帯である仙北平野の中央部にあることから周辺農村地帯を背景として発展してきた。

中心部である大曲地域は古くから県南の交通の要衝であり、現在においては、鉄道では秋田新幹線、奥羽本線、田沢湖線の結節点となっている。また道路においては、南北に走る国道13号と東西に走る105号が交差し、西部に秋田自動車道が整備されている。国道13号は、西仙北地域を通過する刈和野バイパス、六郷大曲神岡地域を縦断する大曲バイパス及び神岡バイパスが整備され、全線供用されており、渋滞緩和や移動時間の短縮に寄与している。

平成21年7月に「大仙市都市計画マスタープラン」を策定し、平成30年3月に「立地適正化計画」を策定し、都市機能の集約と居住の誘導による機能的な都市の実現、公共交通ネットワークの形成による利便性の高い都市の実現、公共施設の集約・複合化や効果的配置による持続可能な都市の実現を目指している。

中心市街地においては、公共交通の結節点となる大曲駅前において、大曲仙北二次医療圏の中核病院である大曲厚生医療センターの移転改築を核に、医療・福祉・健康・交通等の都市機能の再編・強化を図り、機能的で利便性の高い市街地の形成と中心市街地の活性化を目的に進めてきた市街地再開発事業によって平成27年9月に整備された。また、令和元年には都市再生整備計画事業の整備により、中心市街地へのアクセス性の向上や安全な歩行者空間の確保等が図られており、機能的で利便性の高い市街地の形成と中心市街地の活性化にむけた施策を実施している。

郊外においては中仙地域、仙北地域の一部を新たな都市計画区域として定め、無秩序な市街化抑制を図りながら優良農地の保全に努めている。

### 1-1 面積・人口

令和7年4月1日現在

行政区域		都市計画区域		人口集中区域	
面積 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)	人口 (人)
86,679	73,242	16,956	47,346	470	16,795

(注) 人口集中地区 (D・I・D) は、令和2年国勢調査による。

## 2. 法の適用及び都市計画区域の経緯

決定年月日 及び告示番号	面積 (ha)	区 域
S 13. 3. 8 内務省告示第77号	3,698	旧大曲町、花館村、大川西根村
S 29. 5. 3	9,691	大曲市の一部
S 44. 5. 20 建設省告示第2160号	1,411	大曲市の一部
S 50. 9. 25 秋田県告示第600号	10,458	大曲市の一部
S 56. 11. 24 秋田県告示第911号	1,072	西仙北町の一部
H 8. 9. 10 秋田県告示第593号	10,458	大曲市の一部
H 8. 9. 10 秋田県告示第593号	3,208	神岡町の一部
H 23. 9. 16 秋田県告示第394号	16,956	大仙市の一部

### 3. 地域地区

当初決定年月日：S50年10月 1日 市告示第 23号

#### 3-1 用途地域

最終決定年月日：H23年 9月16日 市告示第 80号

地域名	面積 (ha)	構成比 (%)	容積率 (%)	建蔽率 (%)
第1種低層住居専用地域	83.2	9	80	50
第2種低層住居専用地域	36	3.9	100 150	50 60
第1種中高層住居専用地域	103	11.2	200	60
第2種中高層住居専用地域	63	6.8	150 200	60
第1種住居地域	349	37.8	200	60 80
第2種住居地域	11	1.2	200	60
準住居地域	5.9	0.6	200	60
近隣商業地域	74.9	8.1	200	80
商業地域	59.4	6.4	400	80
準工業地域	122.4	13.3	200	60
工業地域	15	1.6	200	60
計	923	100		

(注) 第1種低層住居専用地域の建築物の高さの限度は10.0m

(注) 第1種低層住居専用地域の外壁後退距離の限度は1.0m

#### 3-2 特別用途地区

地域名	面積	告示年月日及び番号	備考
大規模集客施設制限地区	122.4	当初決定年月日：H21年12月24日 市告示第124-02号 最終決定年月日：H23年 9月16日 市告示第81号	大仙市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例

#### 3-3 高度利用地区

地区名	位置	面積 (ha)	容積率の最高限度及び最低限度	建築面積の最低限度	最終決定年月日及び告示番号
大曲通町地区	大曲通町 大曲福住町	約2.6	Max 400% Min 80%	150m <sup>2</sup>	H24.3.1(H22.12.16) 大仙告示第143号
建ぺい率の最高限度					
80%					

※ ( ) は当初決定年月日

#### 3-4 準防火地域

地域名	面積 (ha)	告示年月日
準防火地域	126.00	当初決定年月日：H 7年12月20日 市告示第 42号 最終決定年月日：H21年12月 7日 市告示第112号

## 4. 都市計画施設

### 4-1 都市計画道路

令和7年3月31日現在

街路番号	路線名	起点	終点	幅員	車線の数	延長(m)	最終決定年月日及び告示番号	改良済実延長(m)	整備率(%)
1・3・1	内小友和合線	大仙市内小友字中伊岡	大仙市和合字田中	22	4	6,820	H16. 8.20(H 9. 9.19)秋田県告示第676号	6,820	100
3・4・1	昭和通線	大仙市花館柳町	大仙市大曲金谷町	16	2	3,920	H16. 8.20(S25. 5.20)秋田県告示第676号	3,070	78.3
3・3・2	北通線	大仙市佐野町	大仙市花館字葛野	22	2	910	H16. 8.20(S36. 6.24)秋田県告示第676号	—	—
3・3・3	駅前通線	大仙市大曲通町	大仙市大曲福住町	22	4	230	H16. 8.20(S25. 5.20)秋田県告示第676号	230	100
3・4・4	中通線	大仙市大曲丸の内町	大仙市福田町	20	2	1,380	H29. 2.20(S47. 2. 8)大仙市告示第17号	1,380	100.0
3・4・5	飯田線	大仙市大曲通町	大仙市川目字月山	16	2	4,340	H16. 8.20(S25. 5.20)秋田県告示第676号	3,560	82.0
3・4・6	寺町線	大仙市大曲浜町	大仙市大曲住吉町	16	2	1,850	H16. 8.20(S25. 5.20)秋田県告示第676号	1,610	87.0
3・4・7	上栄線	大仙市大曲西根字本田	大仙市戸蒔字谷地添	16	2	4,600	H16. 8.20(S25. 5.20)秋田県告示第676号	1,940	42.2
3・3・8	駅東線	大仙市大花町	大仙市福田町	22	2	620	H14. 3. 1(S47. 2. 8)秋田県告示第127号	620	100.0
3・5・9	大町通線	大仙市大曲中通町	大仙市大曲日の出町一丁目	12	—	2,030	S63.12.13(S25. 5.20)大曲市告示第41号	685	33.7
3・4・11	花園線	大仙市福田町	大仙市若竹町	20	2	1,180	H29. 2.20(S47. 2. 8)大仙市告示第17号	337	28.6
3・4・12	福見町線	大仙市大曲須和町二丁目	大仙市大曲丸子町	16	2	920	H16. 8.20(S47. 2. 8)秋田県告示第676号	30	3.3
3・5・13	田町線	大仙市大曲栄町	大仙市大曲須和町二丁目	12	—	820	S63.12.13(S38. 3. 8)大曲市告示第41号	720	87.8
3・3・14	六郷大曲神岡線	美郷町六郷字島田	大仙市北檜岡字下船戸	28	4	19,390	H16. 8.20(S53.11.28)秋田県告示第676号	15,900	82.0
3・5・15	朝日町線	大仙市大曲通町	大仙市大曲福住町	12	—	590	H 2. 3.13(H 2. 3.13)秋田県告示第173号	430	72.9
3・4・80	神岡西仙北線	大仙市北檜岡下船戸	大仙市北檜岡字野際	17	—	480	H10. 1.23(H10. 1.23)秋田県告示第56号	480	100
3・4・81	花館北檜岡線	大仙市花館字間合洲崎	大仙市北檜岡字嶋	16	2	6,400	H16. 8.20(H10. 1.23)秋田県告示第676号	—	—
3・4・82	宮田家後線	大仙市神宮寺字切次	大仙市神宮寺字家後	16	2	750	H16. 8.20(H10. 1.23)秋田県告示第676号	—	—
3・4・83	沼尻北檜岡線	大仙市北檜岡字布田谷地	大仙市北檜岡字北檜岡	16	2	420	H16. 8.20(H10. 1.23)秋田県告示第676号	—	—
3・4・84	大坪線	大仙市神宮寺字大坪	大仙市神宮寺字大坪	16	2	220	H16. 8.20(H10. 1.23)秋田県告示第676号	220	100
3・4・100	刈和野環状1号線	大仙市字刈和野	大仙市刈和野字寄騎館	16	—	1,080	H 23. 9.16(H 1. 7.21)秋田県告示第396号	—	—
3・4・101	愛宕下線	大仙市刈和野字一卜鶴	大仙市刈和野字中道	16	—	1,800	H 23. 9.16(H 1. 7.21)秋田県告示第396号	—	—
3・4・102	竹花浮島線	大仙市刈和野字樋渡	大仙市刈和野字浮島	16	—	1,760	H 23. 9.16(H 1. 7.21)秋田県告示第396号	—	—
3・4・103	刈和野橋線	大仙市刈和野字寄騎館	大仙市刈和野字阿弥陀沢	16	—	630	H 23. 9.16(H 1. 7.21)秋田県告示第396号	—	—
3・4・104	上ノ台線	大仙市刈和野字山堂ヶ沢	大仙市刈和野字愛宕下	16	—	1,000	H 23. 9.16(H 1. 7.21)秋田県告示第396号	—	—
3・4・105	停車場大町線	大仙市刈和野字愛宕下	大仙市刈和野字刈和野	16	—	940	H 23. 9.16(H 1. 7.21)秋田県告示第396号	—	—
3・4・106	刈和野環状2号線	大仙市峰吉川字高寺山	大仙市北檜岡字長丁場	17	—	4,760	H 23. 9.16(H 1. 7.21)秋田県告示第396号	4,760	100

街路番号	路線名	起点	終点	幅員	車線の数	延長(m)	最終決定年月日及び告示番号	改良済実延長(m)	整備率(%)
7・6・1	通町線	大仙市大曲丸の内町	大仙市大曲黒瀬町	9	—	420	H14. 3. 1(H 1.12. 6)大曲市告示第60号	420	100.0
7・6・2	大花線	大仙市大花町	大仙市大花町	9	—	180	H 1.12. 6(H 1.12. 6)大曲市告示第46号	180	100.0
7・6・3	通町中央線	大仙市大曲中通町	大仙市大曲中通町	8	—	120	H 1.12. 6(H1. 12. 6)大曲市告示第46号	120	100.0
7・6・4	中通町通町線	大仙市大曲中通町	大仙市大曲中通町	8	—	120	H 1.12. 6(H 1.12. 6)大曲市告示第46号	120	100.0
7・6・5	中通町黒瀬町線	大仙市大曲中通町	大仙市大曲中通町	8	—	120	H 1.12. 6(H 1.12. 6)大曲市告示第46号	120	100.0
8・5・1	まるこ川通線	大仙市大曲丸の内町	大仙市大曲黒瀬町	12	—	450	H 1.12. 6(H1. 12. 6)大曲市告示第46号	450	100.0
自専道計		1 路線				6,820		6,820	100.0
幹線計		2 6 路線				63,020		35,972	57.1
区画計		5 路線				960		960	100.0
特殊ア計		1 路線				450		450	100.0
計		3 3 路線				71,250		44,202	62.0

※ ( ) は当初決定年月日

#### 4-2 都市計画公園・緑地

令和7年3月31日現在

種別	番号	公園名	位置	最終決定年月日及び告示番号	都市決定面積(ha)	開設済面積(ha)
街区	2・2・1	いちょう児童公園	大仙市大曲日の出町一丁目	S57.11.11(S45. 6.15)大曲市告示第18号	0.33	0.33
街区	2・2・2	蓮沼第1児童公園	大仙市大曲金谷町	S57.11.11(S45. 6.15)大曲市告示第18号	0.11	0.11
街区	2・2・3	十日市第1児童公園	大仙市大曲白金町	S57.11.11(S45. 6.15)大曲市告示第18号	0.10	0.10
街区	2・2・4	さるびや児童公園	大仙市佐野町	S57.11.11(S46. 8.21)大曲市告示第18号	0.12	0.12
街区	2・2・5	白金児童公園	大仙市大曲白金町	S57.11.11(S47. 8.17)大曲市告示第18号	0.11	0.11
街区	2・2・6	あすなる児童公園	大仙市大曲日の出町一丁目	S57.11.11(S47. 8.17)大曲市告示第18号	0.33	—
街区	2・2・7	さくら児童公園	大仙市大曲日の出町一丁目	S57.11.11(S47. 8.17)大曲市告示第18号	0.19	0.19
街区	2・2・8	八幡児童公園	大仙市大曲丸の内町	S57.11.11(S48. 7.10)大曲市告示第18号	0.15	0.15
街区	2・2・9	花園児童公園	大仙市大曲花園町	S57.11.11(S48. 7.10)大曲市告示第18号	0.11	0.11
街区	2・2・10	伊豆児童公園	大仙市泉町	S57.11.11(S48. 7.10)大曲市告示第18号	0.12	0.12
街区	2・2・11	若竹第1児童公園	大仙市若竹町	S57.11.11(S52. 1.13)大曲市告示第18号	0.21	0.21
街区	2・2・12	大花児童公園	大仙市大花町	H21.12. 7(S52. 8.25)大仙市告示第113号	0.25	0.25
街区	2・2・13	ねむのき児童公園	大仙市大曲福住町	S53.11. 6(S53.11. 6)大曲市告示第34号	0.15	0.15
街区	2・2・14	あかしや児童公園	大仙市朝日町	S53.11. 6(S53.11. 6)大曲市告示第34号	0.35	0.35
街区	2・2・15	須和町児童公園	大仙市大曲須和町	S54.12. 3(S54.12. 3)大曲市告示第43号	0.30	0.30

種別	番号	公園名	位置	最終決定年月日 及び告示番号	都市決定面積 (ha)	開設済面積 (ha)
街区	2・2・16	住吉町児童公園	大仙市大曲住吉町	S54.12.3(S54.12.3) 大曲市告示第43号	0.35	0.35
街区	2・2・17	角間川児童公園	大仙市角間川町四上町	S55.3.6(S55.3.6) 大曲市告示第56号	0.31	0.31
街区	2・2・18	戸巻町児童公園	大仙市大曲戸巻町	S57.11.11(S57.11.11) 大曲市告示第18号	0.12	0.12
街区	2・2・19	しあわせ公園	大仙市幸町地内	H19.12.13(H18.9.5) 大仙市告示第111号	0.30	0.30
街区	2・2・20	大曲黒瀬街区公園	大仙市大曲黒瀬町地内	H21.12.7(H21.12.7) 大仙市告示第113号	0.26	0.26
街区	2・2・21	大曲中通街区公園	大仙市大曲中通町地内	H21.12.7(H21.12.7) 大仙市告示第113号	0.27	0.27
近隣	3・3・1	桂公園	大仙市大曲田町	S54.11.27(S54.11.27) 秋田県告示第908号	1.90	1.90
地区	4・3・1	中央公園	大仙市大曲川原町、大曲浜町、大曲花園町	H25.3.29(S55.9.6) 大仙市告示第145号	2.50	2.50
地区	4・4・2	川港親水公園	大仙市角間川町藤木	H2.9.14(H2.9.14) 秋田県告示第632号	6.80	6.80
地区	4・4・3	仙北ふれあい公園	大仙市堀見内字元田茂木及び字下田茂木地内	H24.3.1(H16.9.13) 大曲市告示第144号	7.11	7.11
地区	4・4・4	神岡中央公園	大仙市神宮寺字中瀬古川敷、大坪街道下	H17.1.21(H17.1.21) 神岡町告示第2号	4.00	4.00
総合	5・5・1	大仙市総合公園	大仙市内小友字中沢、中沢頭、明通	H21.3.30(H2.3.13) 大仙市告示第190-1号	40.30	19.00
街区公園計		21か所			4.54	4.21
近隣公園計		1か所			1.90	1.90
地区公園計		4か所			20.41	20.41
総合公園計		1か所			40.30	19.00
小計		27か所			67.15	45.52
緑地	1	「大曲の花火」公園	大仙市小貫高畑、花館ほか	H30.4.1(S53.1.10) 大仙市告示第64号	210.6	74.77
緑地	2	丸子川河川緑地	大仙市大曲須和町三丁目ほか	H15.3.28(H15.3.28) 秋田県告示第235号	29.0	9.1
緑地	3	福部内川河川緑地	大仙市大曲須和町一丁目ほか	H14.9.10(H14.9.10) 大曲市告示第30号	3.8	3.8
緑地計		3か所			243.40	87.67
合計		30か所			310.55	133.19

※ ( ) は当初決定年月日

(注) 都市計画公園以外の都市公園として一般の利用に供されている公園

1. 姫神公園 20.00ha (開設済)、2. 笹倉公園 2.00ha (開設済)、3. 中川原コミュニティ公園 12.34ha (開設済)、
4. 大佐沢公園 7.62ha (開設済)、5. ドンパン広場 0.73ha (開設済)、6. 余目公園 1.74ha (開設済)、
7. 飯田沼つり公園 1.33ha (開設済)、8. あけぼの堤防公園 1.03ha (開設済)、9. ほのぼの公園 0.04ha (開設済)
10. 内小友市民協働自然観察公園 0.32ha (開設済)

(注) 都市計画区域外で一般の利用に供されているカントリーパーク

1. 八乙女公園15.40ha(開設済)、2. 米ヶ森公園4.30ha(開設済)、3. 太田南部地区公園4.73ha(開設済)

#### 4-3 都市計画河川

令和7年3月31日現在

番号	河川名	起点	終点	幅員 (m)	延長 (m)	最終決定年月日 及び告示番号	構造
1	雄物川	大仙市花館字 柳原	大仙市角間川 町字吉中島	928 ~549	10,570	H 2. 9. 25(H 2. 9. 25) 秋田県告示第657号	堤防式 複断面式
2	旧横手川	大仙市藤木字 西八圭	大仙市角間川 町字下中町	78 ~25	1,040	H 2. 9. 25(H 2. 9. 25) 秋田県告示第657号	堀込式 複断面式
計	2河川				11,610		

#### 4-4 公共下水道

当初決定年月日：S57年 2月12日 市告示第 34号  
最終決定年月日：R5年 8月4日 市告示第 156号

下水道名	排水区域	幹線管渠延長 (m)	処理場	貯留施設 (m2)	供用 (ha)
大仙市 公共下水道	950	—	大曲・神岡地域：秋田湾雄物川流 域下水道（大曲処理区）に接続 西仙北地域：刈和野浄化センター 約11,700m2	飯田沼調整池 10,520m2	排水区域 863.74

#### 4-5 汚物処理場

当初決定年月日：S58年 3月28日 市告示第23号  
最終決定年月日：H21年 3月30日 市告示第190-3号

処理場名	位置	決定面積	処理方式	処理能力	完了面積
大曲仙北広域中央し尿処 理センター	大仙市花館字大戸下 川原	1.3	標準脱窒素処理 +高度処理	182kl/日	1.30

#### 4-6 ごみ処理場

当初決定年月日：S55年 3月 6日 市告示第57号  
最終決定年月日：H21年 3月30日 市告示第190-4号

処理場名	位置	決定面積	処理方式	処理能力	完了面積
大曲仙北広域中央ごみ処理 センター	大仙市花館字大戸 下川原	2.07	全連続燃焼式	154t/24hr	2.07

#### 4-7 火葬場

当初決定年月日：S52年 8月25日 建告示第35号  
最終決定年月日：H28年 2月25日 市告示第28号

火葬場名	位置	決定面積	火葬能力	完了面積	備考
2 大曲仙北広域市町 村圏組合中央斎場	大仙市土川字小杉山沢ノ内 乱場地内	0.90	1体/1.5hr 6体/日(3基)	0.90	

## 5. 市街地開発事業

### 5-1 土地区画整理事業

令和7年3月31日現在

区域 地区名	最終都市計画決定		事業認可 公告年月 日	施行者	施行 面積 (ha)	換地公告 年月日	備考
	面積 (ha)	年月日・番号					
蓮沼	8.9	S26. 8. 1(S26. 8. 1) 建設省告示第730号	S27. 11. 22	大曲町	8.9	S29. 6. 1	旧都市計画法 第12条による
十日市二ツ森	15.2	S32. 3. 29(S28. 6. 11) 建設省告示第1057号	S30. 4. 12	大曲市	15.4	S35. 1. 19	
津花谷地	27.8	S38. 3. 8(S38. 3. 8) 建設省告示第461号	S39. 10. 20	大曲市	27.6	S46. 10. 30	
大曲駅前	15.4	S53. 11. 16(S47. 1. 29) 大曲市告示第36号	S50. 3. 1	大曲市	15.4	S62. 7. 24	
大曲駅前二	25.6	S63. 12. 13(S63. 12. 13) 秋田県告示第871号	H 1. 7. 20	大仙市	25.7	H30. 7. 20	
大曲市東部	73.9	S55. 9. 6(S50. 8. 16) 秋田県告示第731号	S51. 2. 5	組合	73.9	S62. 1. 13	
船場町	16.1	S59. 6. 22(S59. 6. 22) 大曲市告示第25号	S59. 8. 2	共同	2.3	S59. 10. 23	
			S61. 7. 15	共同	3.7	H1. 3. 14	(船場町第2)
戸蒔	—	—	S39. 12. 1	個人	0.7	S40. 4. 13	
佐野町	—	—	S43. 11. 12	組合	13.9	S46. 3. 16	
花園町	—	—	S44. 1. 4	個人	4.0	S50. 4. 12	
若竹町	—	—	S46. 3. 27	組合	10.9	S51. 2. 14	
大花町第一	—	—	S52. 4. 26	組合	2.6	S53. 5. 4	
大花町第二	—	—	S53. 9. 9	組合	2.8	S54. 6. 12	
戸巻町	—	—	S55. 9. 6	組合	4.0	S56. 4. 11	
坪地	—	—	S56. 10. 24	組合	2.2	S57. 5. 19	
計	182.9		16地区		214.0		

※ ( ) は当初決定年月日

### 5-2 市街地再開発事業

事業名	施行主体	施行区域面積 (ha)	建築敷地面積 (m <sup>2</sup> )	建蔽率限度	容積率限度	高さの限度	主要用途	最終都市計画決定年月日・番号	工事完了公告日 (最終)
大曲通町地区第1種市街地再開発事業	再開発組合	2.6	21,300	8/10	40/10		病院・商業・福祉・公共公益施設・駐車場	H24. 3. 1 (H22. 12. 16) 大仙市告示第142号	H27. 9. 30

### 6. 地区計画

令和7年3月31日現在

名称	位置	面積 (ha)	計画決定年月日	地区計画のねらい	地区整備計	決定の概要	
						地区施設	建築物等に関する事項
大曲駅東第1地区地区計画	大仙市幸町、福田町、花館字安本及び田ノ尻地内	約29.8	H 18 . 9 . 5 大仙市告示第57号	交通の利便性の向上により、急速な市街化が予想される地区であるため、今後の土地利用を適切に誘導し、緑豊かで潤いのある市街地の形成とその保全を図る。	策定	幹線道路 8m以上 区画道路 6m以上	形態 意匠 垣または柵

# 大曲都市計画区域（美郷町）

## 1. 沿革と概況

旧六郷町は、佐竹義重氏の隠居所があった時代から寺院の町として発達し、現在の市街地が形成され、羽州街道の宿駅として、また定期市をもつ商業の中心地として栄えた。明治22年六郷、六郷東根、野中が合併し、同24年7月町制を施行。昭和31年に千畑村の一部を編入、平成16年11月には千畑町、仙南村と合併し美郷町となり現在に至っている。

大仙市と横手市の間に位置し、東は岩手県に接し、東西13.5km、南北の狭いところで2kmのしゃくし状につき出た扇状地を形成している。その末端の湧水（泉）は、昭和60年に環境庁から「六郷湧水群」として全国名水百選に選定され、清水を利用した酒造産業が昔から盛んである。なお物資の輸送は道路に依存しており、地域の南側を国道13号が通りこれと結ぶ主要地方道花巻大曲線、角館六郷線、一般県道川西六郷線が主要交通網となっている。また、都市公園として52年度に完成した六郷中央公園は地域住民の憩いの場として利用されている。

### 1-1 面積・人口

令和7年4月1日現在

行政区域		都市計画区域	
面積 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)	人口 (人)
16,832	17,312	815	4,222

## 2. 法の適用及び都市計画区域の経緯

決定年月日 及び告示番号	面積 (ha)	区 域
S44. 5. 20 建設省告示第2160号	353	六郷町の一部
S50. 9. 25 秋田県告示第600号	815	六郷町の一部
H 8. 9. 10 秋田県告示第593号	815	六郷町の一部

## 3. 地域地区

### 3-1 用途地域

当初決定年月日：S50年 2月21日 町告示第12号  
最終決定年月日：H 7年12月12日 町告示第24号

地域名	面積 (ha)	構成比 (%)	容積率 (%)	建蔽率 (%)
第1種低層住居専用地域	19	9.0	80	50
第1種中高層住居専用地域	15	7.1	200	60
第2種中高層住居専用地域	56	26.5	200	60
第1種住居地域	75	35.5	200	60
近隣商業地域	8.5	4.0	200	80
商業地域	13	6.2	400	80
準工業地域	24	11.4	200	60
計	211	100		

(注) 第1種低層住居専用地域の建築物の高さの限度は10.0m

(注) 第1種低層住居専用地域の外壁後退距離の限度は1.0m

## 4. 都市計画施設

### 4-1 都市計画道路

令和7年3月31日現在

街路番号	路線名	起点	終点	幅員	車線の数	延長(m)	最終決定年月日及び告示番号	改良済実延長(m)	整備率(%)
3・4・1	諏訪通り線	六郷町六郷字白山	六郷町鍵田字庚塚	16	—	2,550	S51. 5. 22(S46. 3. 27) 秋田県告示第318号	—	—
3・4・2	六郷千畑線	六郷町六郷字赤城	六郷町鍵田字馬町	16	—	2,000	S51. 5. 22(S46. 3. 27) 秋田県告示第318号	2,000	100
3・4・3	西琴線	六郷町六郷字堤下	六郷町六郷字安楽寺	16	—	870	S46. 3. 27(S46. 3. 27) 秋田県告示第170号	870	100
3・4・4	花巻六郷線	六郷町六郷字小安門	六郷町野中字宮崎	16	—	2,370	S46. 3. 27(S46. 3. 27) 秋田県告示第170号	—	—
幹線計		4路線				7,790		2,870	36.8
計		4路線				7,790		2,870	36.8

※ ( ) は当初決定年月日

### 4-2 都市計画公園

令和7年3月31日現在

種別	番号	公園名	位置	最終決定年月日及び告示番号	都市決定面積(ha)	開設済面積(ha)
街区	2・2・1	安楽寺街区公園	六郷町六郷字安楽寺	S52. 11. 10(S52. 11. 10) 六郷町告示第65号	0.17	0.17
街区	2・2・2	一本杉街区公園	六郷町野中字上村	S54. 8. 23(S52. 11. 10) 六郷町告示第43号	0.25	0.25
街区	2・2・3	大島街区公園	六郷町六郷字小安門	S56. 8. 19(S52. 11. 10) 六郷町告示第67号	0.15	0.15
近隣	3・3・1	中央公園	六郷町六郷字安楽寺、野中字下村	S52. 11. 5(S52. 11. 5) 秋田県告示第765号	2.30	2.30
街区公園計		3か所			0.57	0.57
近隣公園計		1か所			2.30	2.30
計		4か所			2.87	2.87

※ ( ) は当初決定年月日

(注) 都市計画区域外で一般の利用に供されているカントリーパーク

1. 大台野広場12.3ha(開設済)

### 4-3 公共下水道

当初決定年月日：H 3年10月 2日 町告示第28号

最終決定年月日：R 6年 3月26日 町告示第51号

下水道名	排水区域(ha)	幹線管渠延長(m)	ポンプ場(m <sup>2</sup> )	処理場	供用(ha)
六郷町公共下水道	230	—	六郷真空中継ポンプ場150m <sup>2</sup>	秋田湾雄物川流域下水道(大曲処理区)に接続	排水区域 230.0

### 4-4 火葬場

当初決定年月日：S57年 7月22日 町告示第33号

最終決定年月日：R 4年12月 8日 町告示第159号

火葬場名	位置	決定面積(ha)	火葬能力(体/日)	完了面積(ha)
大曲仙北広域市町村圏組合南部斎場	仙北郡美郷町六郷字小安門	0.32	1体/1.5hr 4体/日(2基)	0.32

5. 市街地開発事業  
5-1 土地区画整理事業

令和7年3月31日現在

区域 地区名	最終都市計画決定		事業認可 公告年月 日	施行者	施行 面積 (h a)	換地公告 年月日	備考
	面積 (ha)	年月日・番号					
安楽寺	14.4	S53. 6.26(S52. 6. 1) 六郷町告示第42号	S52.10.28	六郷町	14.4	S55.10.28	
計	14.4		1地区		14.4		

※ ( ) は当初決定年月日

# 仙北都市計画区域（仙北市）

## 1. 沿革と概況

平成17年9月に、角館町・田沢湖町・西木村の2町1村が合併し、現在の仙北市となった。

仙北市は、秋田県の東部中央に位置し、岩手県と隣接している。市のほぼ中央に水深が日本一である田沢湖があり、東に秋田駒ヶ岳、北に八幡平、南は仙北平野へと開けている。

本地域は、市の南に角館都市計画区域、中央に田沢湖都市計画区域であったが、平成24年11月に都市計画区域を統合し、名称を仙北都市計画区域とした。

鉄道は、JR田沢湖線と秋田内陸線の分岐点であり、道路は、秋田、盛岡を結ぶ国道46号と、大仙市から北秋田市に通じる国道105号が交差しており交通の要衝となっている。

秋田の東の玄関口として平成9年3月に開業した秋田新幹線効果により、首都圏をはじめ全国より、年間500万人以上の観光客が訪れており、県内有数の観光地として知られている。

平成27年8月には地方創生特区として近未来実証特区、平成元年5月には国土交通省スマートシティモデル事業に選定、令和元年7月には内閣府近未来技術等社会実装事業選定にされるなど、新技術や官民データを活用した地域課題の解決に向けた事業を進めている。

### 1-1 面積・人口

令和7年4月1日現在

行政区域		都市計画区域	
面積 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)	人口 (人)
109,356	22,621	7,933	11,544

## 2. 法の適用及び都市計画区域の経緯

決定年月日 及び告示番号	面積 (ha)	区 域
S25. 9. 12 建設省告示第1033号	611	旧角館町の一部
S31. 8. 13 建設省告示第1279号	6,336	旧生保内町の一部
S32. 4. 9 建設省告示第551号	6,336	旧田沢湖町の一部
S37. 3. 3 建設省告示第395号	1,624.92	旧角館町の一部
S42. 11. 15 建設省告示第3858号	793	旧角館町の一部
S44. 5. 20 建設省告示第2153号	280.6	旧田沢湖町の一部
S50. 9. 25 秋田県告示第602号	1,253	旧角館町の一部
S50. 9. 25 秋田県告示第598号	6,680	旧田沢湖町の一部
H24. 11. 20 秋田県告示第604号	7,933	仙北市の一部

### 3. 地域地区

#### 3-1 用途地域

当初決定年月日：S53年 8月15日

町告示第26号

最終決定年月日：H24年11月20日

市告示第113号

地域名	面積 (ha)	構成比 (%)	容積率 (%)	建蔽率 (%)
第1種低層住居専用地域	72	12.4	80	50
第2種低層住居専用地域	24	4.1	80	50
第1種中高層住居専用地域	53	9.1	100 200	60 60
第2種中高層住居専用地域	39	6.7	200	60
第1種住居地域	217	37.3	200	60
第2種住居地域	20	3.4	200	60
近隣商業地域	29	5.0	200	80
商業地域	36	6.2	400	80
準工業地域	92	15.8	200	60
計	582	100		

(注) 第1種、第2種低層住居専用地域の建築物の高さの限度は10.0m

(注) 第1種、第2種低層住居専用地域の外壁後退距離の限度は1.0m

#### 3-2 特別緑地保全地区

名称	面積 (ha)	告示年月日及び番号
田町山緑地保全地区	3.2	当初決定年月日：H 9年 3月 7日 町告示第4号 最終決定年月日：H24年11月20日 市告示第112号

#### 3-3 伝統的建造物群保存地区

名称	面積 (ha)	告示年月日及び番号
仙北市角館伝統的建造物群保存地区	6.9	当初決定年月日：S51年 6月 3日 町告示第20号 最終決定年月日：H24年11月20日 市告示第112号

## 4. 都市計画施設

### 4-1 都市計画道路

令和7年3月31日現在

街路番号	路線名	起点	終点	幅員	車線の数	延長(m)	最終決定年月日及び告示番号	改良済実延長(m)	整備率(%)
3・4・1	中央線	角館町中菅沢	角館町田町上丁	16	2	490	H29.4.4(S37.4.14) 秋田県告示第194号	125	25.5
3・4・2	大町通線	角館町岩瀬下夕野	角館町花場	16	2	1,230	H29.4.4(S37.4.14) 秋田県告示第194号	651	52.9
3・6・3	横町菅沢線	角館町上菅沢	角館町大風呂	11	2	1,420	H29.4.4(S27.5.7) 秋田県告示第194号	1,420	100
3・6・4	赤川通線	角館町岩瀬下夕野	角館町上菅沢	11	—	1,650	H24.11.20(S27.5.7) 秋田県告示第606号	1,650	100
3・5・5	小倉山通線	角館町西ノ川原	角館町細越町	12	—	1,830	H24.11.20(S37.4.14) 秋田県告示第606号	1,830	100
3・4・6	岩瀬北野線	角館町岩瀬下夕野	角館町小勝田大川原	16	2	4,110	H24.11.20(S37.4.14) 秋田県告示第606号	3,597	87.5
3・5・7	小館菅沢線	角館町下菅沢	角館町西田	12	—	1,140	H24.11.20(S37.4.14) 仙北市告示第112号	689	60.4
3・4・8	田町荒屋敷線	角館町田町下丁	角館町雲然荒屋敷	16	—	1,230	H24.11.20(S37.4.14) 秋田県告示第606号	620	50.4
3・4・10	水ノ目沢線	角館町中菅沢	角館町水ノ目沢	16	—	320	H24.11.20(S37.4.14) 秋田県告示第606号	—	—
3・5・11	駅北線	角館町上菅沢	角館町上菅沢	12	—	420	H24.11.20(H1.3.16) 仙北市告示第112号	420	100
3・3・12	角館歴史回廊線	田沢湖小松字羽根ヶ台	角館町西長野月見堂	28	—	5,430	H24.11.20(H10.1.30) 秋田県告示第606号	5,430	100
3・4・13	滝沢久保線	田沢湖生保内字上滝沢	田沢湖生保内字沼田	16	—	1,620	H24.11.20(S37.6.29) 仙北市告示第112号	1,620	100
3・5・14	駅前宮ノ前線	田沢湖生保内字源左エ門野	田沢湖生保内字沼田	12	—	980	H24.11.20(S37.6.29) 仙北市告示第112号	980	100
3・5・15	駅野中線	田沢湖生保内字水尻	田沢湖生保内字浮世坂	12	2	280	H29.3.3(S37.6.29) 仙北市告示第17号	280	100.0
3・5・16	学校通り線	田沢湖生保内字武蔵野	田沢湖生保内字武蔵野	12	—	910	H24.11.20(S37.6.29) 仙北市告示第112号	910	100
3・5・17	武蔵野線	田沢湖生保内字山居	田沢湖生保内字武蔵野	12	—	1,810	H24.11.20(S37.6.29) 仙北市告示第112号	1,230	68.0
3・5・18	柏山線	田沢湖生保内字武蔵野	田沢湖生保内字滝沢	12	—	570	H24.11.20(S37.6.29) 仙北市告示第112号	—	—
3・5・19	武蔵野滝沢線	田沢湖生保内字上滝沢	田沢湖生保内字武蔵野	12	—	580	H24.11.20(S51.9.3) 仙北市告示第112号	580	100
3・4・20	病院清水線	田沢湖生保内字野中	田沢湖生保内字水尻	16	—	650	H24.11.20(S55.6.10) 秋田県告示第606号	650	100
3・4・21	生保内線	田沢湖生保内字武蔵野	田沢湖生保内字荒川	17	—	3,340	H24.11.20(S60.12.3) 秋田県告示第606号	3,340	100
7・6・1	伝承館通1号線	角館町小人町	角館町東勝楽丁	10	—	130	H24.11.20(S63.3.24) 仙北市告示第112号	130	100
7・6・2	伝承館通2号線	角館町東勝楽丁	角館町山根町	8	—	120	H24.11.20(S63.3.24) 仙北市告示第112号	—	—
8・6・1	武家屋敷通線	角館町横町	角館町表町上丁	11	—	810	H24.11.20(S63.3.15) 仙北市告示第112号	770	95.1
幹線計		20路線				30,010		26,022	86.7
区画計		2路線				250		130	52.0
特殊ア計		1路線				810		770	95.1
計		23路線				31,070		26,922	86.6

※ ( ) は当初決定年月日

#### 4-2 都市計画公園・緑地・墓園

令和7年3月31日現在

種別	番号	公園名	位置	最終決定年月日 及び告示番号	都市決定面積 (ha)	開設済面積 (ha)
街区	2・2・1	丸山公園	角館町上新町	H24.11.20(S48.7.5) 仙北市告示第112号	0.20	0.20
街区	2・2・2	岩瀬児童公園	角館町岩瀬	H24.11.20(S49.8.30) 仙北市告示第112号	0.25	0.25
街区	2・2・3	田町山街区公園	角館町中菅沢	H24.11.20(H9.3.7) 仙北市告示第112号	0.63	—
街区	2・2・4	角館駅東公園	角館町上菅沢	H24.11.20(H18.5.23) 仙北市告示第112号	0.50	0.50
街区	2・2・5	武蔵野児童公園	田沢湖生保内字 武蔵野	H24.11.20(S45.6.11) 仙北市告示第112号	0.33	0.33
街区	2・2・6	久保児童公園	田沢湖生保内字 久保	H24.11.20(S51.11.1) 仙北市告示第112号	0.20	0.20
街区	2・2・7	手倉野児童公園	田沢湖生保内字 大谷地	H24.11.20(S51.11.1) 仙北市告示第112号	0.12	0.12
総合	5・5・1	落合公園	角館町岩瀬ほか	H24.11.20(S62.10.13) 仙北市告示第112号	12.8	5.09
総合	5・5・2	生保内公園	田沢湖生保内字 武蔵野ほか	H24.11.20(S49.8.22) 仙北市告示第112号	42.2	13.8
街区公園計		7か所			2.23	1.60
総合公園計		2か所			55.00	18.89
小計		9か所			57.23	20.49
緑地	1	桧木内川河川緑地	角館町小勝田、岩瀬ほか	H24.11.20(S53.1.10) 仙北市告示第112号	50.2	8.68
墓園	1	柏山墓地	田沢湖生保内字柏山地区	H24.11.20(S42.5.2) 仙北市告示第112号	10.0	4.7
計		11か所			117.43	33.87

※ ( ) は当初決定年月日

(注) 都市計画公園以外の都市公園として一般の利用に供されている公園

1. 花場山公園：0.9ha 2. 古城山公園：5.07ha

#### 4-3 公共下水道

当初決定年月日：S54年 9月 9日

町告示第14号

最終決定年月日：H29年 3月 3日

市告示第16号

下水道名	排水区域 (ha)	幹線管渠延長 (m)	ポンプ場	処理場 (m <sup>2</sup> )	供用 (ha)
仙北市公共下水道 (角館処理区)	385	—	—	秋田湾雄物川流域下水道 (大曲処理区)に接続	256.26
仙北市公共下水道 (田沢湖処理区)	304	—	—	田沢湖浄化センター 14,610	222.82

#### 4-4 火葬場

当初決定年月日：S58年 9月 8日

町告示第16号

最終決定年月日：H24年11月20日

市告示第112号

火葬場名	位置	決定面積 (ha)	火葬能力 (体/日)	完了面積 (ha)
大曲仙北広域市町村圏 組合北部斎場	角館町鳥木沢	0.6	1体/1.5hr 4体/日(2基)	0.6

## 5. 市街地開発事業

### 5-1 土地区画整理事業

令和7年3月31日現在

区域 名 地区	最終都市計画決定		事業認可 公告年月 日	施行者	施行 面積 (h a)	換地公告 年月日	備考
	面積 (ha)	年月日・番号					
生保内	2.0	S31. 8.13(S31. 8.13) 建設省告示第1282号	S32. 6.11	田沢湖町	2.0	S38.12.28	
上滝沢	—	—	S52. 3.24	共同	5.8	S54. 3.31	
仙岩	—	—	S53.12.28	個人	4.1	S55.11.25	
柳沢	—	—	S54. 8.11	個人	4.0	S56. 1.31	
浮世坂	—	—	S55. 3.27	共同	3.5	S55. 6.19	
上田沢	—	—	S56. 6.11	個人	1.0	S56.10.20	
田沢湖町駅前東	—	—	H16. 4.2	個人	0.2	H17. 2.22	
計	2.0		7か所		20.6		

※ ( ) は当初決定年月日

## 6. 地区計画

令和7年3月31日現在

名称	位置	面積 (h a)	計画決定 年月日	地区計画のねらい	地区整 備計画	決定の概要	
						地区施設	建築物等に 関する事項
田沢湖駅前 地区地区計 画	田沢湖生保内 字男坂・水尻 ・源左エ門野	約4.3	H24.11.20 (H10. 6.19) 仙北市告示 第112号	建築物の用途、壁 面の位置及び建 築物等の形態等 の誘導を推進し 、駅前地区の整 備に伴う沿道建 物の建替を適切 に誘導すると共 に、必要な地 区施設を整備す ることにより、 景観的に優れた 活力と潤いある 商店街の形成を 図る。	策定		用途 壁面位置 形態 意匠

# 横手都市計画区域（横手市）

## 1. 沿革と概況

平成17年10月に、横手市・平鹿町・十文字町・増田町・雄物川町・大森町・山内村・大雄村の1市5町2村が合併し、現在の横手市となった。

横手市は、秋田県の内陸南部、東の奥羽山脈と西の出羽山地に囲まれた横手盆地に位置しており、稲作を中心に果樹・野菜等の農業生産が盛んな地域である。

交通体系は秋田自動車道や湯沢横手道路等の高速道路網、国道13号や国道107号等の幹線道路網、JR奥羽本線やJR北上線の鉄道網が整備されている。

平成21年に横手市都市計画マスタープランを策定し、平成22年には、都市計画マスタープランの将来像や土地利用の方針等を実現する前提として、都市計画区域を市の平坦部一帯に拡大し、平成23年には、都市計画区域内の用途地域が定められていない土地の区域において「特定用途制限地域」を決定するなど、土地利用や建物立地の規制・誘導施策を実施している。

また、平成31年3月には、多核型のコンパクトシティ+ネットワークの実現と持続可能なまちづくりに向けて、横手市都市計画マスタープランの改定と併せ「立地適正化計画」を策定したが、頻発化・激甚化する自然災害への対応として、令和4年5月には立地適正化計画に防災指針を追加改定している。

中心市街地では、横手駅東口において、平成19年に平鹿総合病院が移転し、その跡地等を有効に利用する手段として市街地再開発事業（第一地区）を実施し、公共施設等の整備を行った。現在は、建物の老朽化が進む南側街地で市街地再開発事業（第二地区）を実施している。横手駅西口においては、三枚橋地区土地区画整理事業が令和4年9月に換地処分がなされた。

増田地区では、「内蔵のある町」として知られる歴史ある街なみが、平成25年に国の「重要伝統的建造物群保存地区」に選定され、保存地区とその周辺において、街なみ環境整備整備事業を実施し、令和2年3月に完了した。

### 1-1 面積・人口

令和7年4月1日現在

行政区域		都市計画区域		人口集中区域	
面積 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)	人口 (人)
69,280	77,664	28,018	73,432	391	11,205

(注) 人口集中地区(D・I・D)は、令和2年国勢調査による。

## 2. 法の適用及び都市計画区域の経緯

決定年月日 及び告示番号	面積 (ha)	区 域
S12. 7. 21 内務省告示第466号	3,797	旧横手市(S12. 7. 21内務省告示第465号で法適用)の全域
S26. 4. 1	7,031	旧横手市の全域
S26. 9. 7 建設省告示第830号	1,821	旧十文字町及び旧三重村の全域
S28. 6. 11 建設省告示第1061号	1,410	旧増田町の全域
S38. 3. 8 建設省告示第452号	6,262	旧平鹿町の全域
S44. 5. 20 建設省告示第2158号	2,081	旧横手市の一部
S44. 5. 20 建設省告示第2152号	491	旧十文字町の一部
S44. 5. 20 建設省告示第2143号	511	旧平鹿町の一部
S44. 5. 20 建設省告示第2146号	434	旧増田町の一部
S48. 12. 22 秋田県告示第717号	8,040	旧横手市の一部
S57. 5. 4 秋田県告示第373号	818	旧十文字町の一部
H22. 7. 23 秋田県告示第369号	28,018	横手市の一部

### 3. 地域地区

当初決定年月日：S43年 5月13日 建告示第1240号

#### 3-1 用途地域

最終決定年月日：R 4年 3月29日 市告示第 59号

地域名	面積 (h a)	構成比 (%)	容積率 (%)	建蔽率 (%)
第1種低層住居専用地域	202	12.1	50 60 80	30 40 50
第2種低層住居専用地域	4.7	0.3	60	40
第1種中高層住居専用地域	220	13.2	100 100 200	50 40 60
第2種中高層住居専用地域	53	3.2	200	60
第1種住居地域	410	24.5	200	60
第2種住居地域	137	8.2	200	60
近隣商業地域	123	7.3	200 300	80 80
商業地域	105	6.3	400	80
準工業地域	281	16.8	200	60
工業地域	17	1.0	200	60
工業専用地域	119	7.1	200	60
計	1,671.7	100		

(注) 第1種、第2種低層住居専用地域の建築物の高さの限度は10.0m

(注) 第1種、第2種低層住居専用地域の外壁後退距離の限度は1.0m

#### 3-2 特定用途制限地域

種類	面積 (h a)	告示年月日及び番号	備考
都市近郊型地区	約 42	当初決定年月日：H23年12月14日 (横手市告示第164号)  最終決定年月日：R5年3月9日 (横手市告示第25号)	横手市特定用途制限地域における建築物の用途の制限に関する条例
沿道拠点型地区	約 42		
地域拠点型地区	約 655		
田園保全型地区	約 25,230		
計	約 25,969		

#### 3-3 特別用途地区

地域名	面積 (h a)	告示年月日及び番号	備考
大規模集客施設制限地区	約 281	当初決定年月日：R6年12月11日 (横手市告示第228号)	横手市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例

#### 3-4 高度利用地区

地区名	位置	面積 (h a)	容積率の最高限度及び最低限度	建築面積の最低限度	最終決定年月日及び告示番号
横手駅東口高度利用地区	横手市駅前地区他	3.6	Max 400% Min 100%	150m <sup>2</sup>	R1.11.15(H18.5.30) 市告示第190号
建 ぺ い 率 の 最 高 限 度					
80% (但し、建築物の建蔽率の最高限度は、建築基準法第53条第3項各号のいずれかに該当する建築物にあっては10%を加えた数値とする。)					

#### 3-5 準防火地域

地域名	面積 (h a)	告示年月日
準防火地域	160.00	当初決定年月日：S43年 4月23日 市告示第1241号 最終決定年月日：R1年 11月15日 市告示第 192号

### 3-6 風致地区

風致地区名	最終決定年月日 及び告示番号	面積 (h a)	種別面積内訳		
			第1種地区 (h a)	第2種地区 (h a)	第3種地区 (h a)
城付風致地区	S43. 4.23(S43. 4.23) 建設省告示第1242号	93.1	93.0	—	0.1
愛宕山風致地区	S43. 4.23(S43. 4.23) 建設省告示第1242号	9.2	9.2	—	—
計	2地区	102.3	102.2	—	0.1

(注) ( ) は当初決定日

### 3-7 伝統的建造物群保存地区

名称	面積(ha)	告示年月日及び番号
横手市増田伝統的建造物群保存地区	約10.6	当初決定年月日：H25年 7月 1日 市告示第179号 最終決定年月日：H25年 7月 1日 市告示第179号

## 4. 都市計画施設

### 4-1 都市計画道路

令和7年3月31日現在

街路 番号	路線名	起点	終点	幅員	車線 の数	延長 (m)	最終決定年月日 及び告示番号	改良済 実延長 (m)	整備 率 (%)
1・3・101	横手高速線	横手市外ノ目字 平鹿端	横手市婦気大堤字田久 保下・字堤下	23.5	—	3,610	H22. 7.23(H 4. 1.21) 秋田県告示第373号	3,610	100.0
3・3・101	金沢八王寺 線	横手市安田字ブ ンナ沢	仙北郡美郷町金沢字榊 柳	25.75	4	9,400	R5.12.15(S43. 3.30) 秋田県告示第506号	2,730	29.0
3・3・103	横手環状線	横手市安田字ブ ンナ沢	横手市安田字越 廻	25	2	5,800	H24. 4.20(S25. 5.20) 秋田県告示第223号	3,916	67.5
3・4・104	横手駅東線	横手市駅前町	横手市平和町	20	4	1,140	R4. 1. 4(S39. 3.10) 横手市告示第4号	1,140	100.0
3・4・105	横手駅西線	横手市前郷字上 三枚橋	横手市婦気大堤 字谷地添	20	2	660	H24. 4.20(S43. 3.30) 秋田県告示第223号	176	26.7
3・4・106	横手中央線	横手市杉沢字中 杉沢	横手市安田原町	16	2	5,850	H24. 4.20(S39. 3.10) 秋田県告示第223号	2,310	39.5
3・4・107	八幡根岸線	横手市八幡字八 幡	横手市羽黒町	18	2	1,690	H24. 4.20(S39. 3.10) 横手市告示第129号	470	27.8
3・4・108	寿町上横山 線	横手市寿町	横手市横山町	16	2	1,200	R4. 1. 4(S25. 5.20) 横手市告示第4号	1,200	100.0
3・4・109	八王寺桜沢 線	横手市安田字馬 場・ブンナ沢	横手市外ノ目字上桜 沢・字下桜沢	16	—	4,750	H22. 7.23(S57. 7.31) 秋田県告示第373号	1,150	24.2
3・5・112	西前郷線	横手市中央町	横手市前郷二番 町	12	2	760	H24. 4.20(S54. 9. 6) 横手市告示第129号	451	59.3
3・3・102	堤安田線	横手市婦気大堤字田久 保下・字堤下	横手市安田字越 廻	28	—	1,290	H22. 7.23(S57. 7.31) 秋田県告示第373号	1,290	100.0
3・6・114	堤桜沢線	横手市婦気大堤 字田久保下	横手市外ノ目字上桜 沢・字下桜沢	11	2	2,830	H24. 4.20(H 3. 3. 5) 秋田県告示第223号	2,830	100.0
3・6・115	横手駅西西 通り線	横手市条里二丁 目	横手市条里三丁 目	10	2	570	H24. 4.20(H 4.12. 7) 横手市告示第129号	570	100.0
3・5・113	中の橋通線	横手市四日町	横手市根岸町	12	2	290	H22. 7.23(H11. 11. 10) 横手市告示第98号	290	100.0
7・6・101	羽黒清水沢 線	横手市羽黒町	横手市城南町	9	2	1,020	H24. 4.20(S63. 10. 7) 横手市告示第129号	1,020	100.0
8・6・101	睦成1号線	横手市朝倉町	横手市大鳥町	10	—	1,130	H22. 7.23(S55. 9.18) 横手市告示第98号	1,130	100.0
8・6・102	横手町安田 線	横手市前郷字下 三枚橋	横手市横手町字 二ノ口	8	—	940	H22. 7.23(H 9.12. 9) 横手市告示第98号	940	100.0

街路 番号	路線名	起点	終点	幅員	車線 の数	延長 (m)	最終決定年月日 及び告示番号	改良済 実延長 (m)	整備 率 (%)
8・6・103	横手条里跡 線	横手市前郷字下 三枚橋	横手市前郷字下 三枚橋	8	—	330	H22. 7. 23(H 4. 12. 7) 横手市告示第98号	330	100.0
1・3・201	平鹿高速線	平鹿町醍醐字醍 醐西	平鹿町醍醐字東 萩ノ目	23.5	—	2,200	H22. 7. 23(H 4. 1. 21) 秋田県告示第373号	2,200	100.0
3・4・201	東町線	平鹿町浅舞字福 田	平鹿町浅舞字蔭 沼	16	2	930	H24. 4. 20(S40. 6. 2) 秋田県告示第223号	930	100.0
3・4・202	古本町線	平鹿町浅舞字古 本町	平鹿町浅舞字館 廻	16	2	920	H24. 4. 20(S40. 6. 2) 秋田県告示第223号	920	100.0
3・4・203	南町線	平鹿町浅舞字八 幡小路	平鹿町浅舞字伊 勢堂	16	2	1,340	H24. 4. 20(S40. 6. 2) 秋田県告示第223号	550	41.0
1・3・301	十文字高速 線	十文字町佐賀会 字中川原	十文字町梨木羽 場字御休尻	23.5	—	4,010	H22. 7. 23(H 4. 1. 21) 秋田県告示第373号	4,010	100.0
3・3・301	新本町線	十文字町佐賀会 字中川原	十文字町梨木羽 場字村北	22.6	—	3,740	H22. 7. 23(S29. 5. 13) 秋田県告示第373号	3,740	100.0
3・4・304	本町仁井田 線	十文字町字本町	十文字町仁井田 字段の下	16	2	1,460	H24. 4. 20(S29. 5. 13) 秋田県告示第223号	1,260	86.3
3・5・306	十三合線	十文字町梨木西 上	十文字町十五野 新田字増田道東	12	2	1,620	H24. 4. 20(S27. 5. 7) 秋田県告示第223号	1,620	100.0
3・4・305	仁井田南八 木線	十文字町佐賀会 字上沖田	横手市増田町増 田字月山西	20	2	3,160	H24. 4. 20(S42. 12. 23) 秋田県告示第223号	3,160	100.0
3・5・307	腕越線	十文字町腕越字 佐吉開	十文字町腕越字 石倉	12	2	990	H24. 4. 20(S29. 5. 13) 横手市告示第129号	990	100.0
3・5・308	本町通線	十文字町佐賀会 字石川原	十文字町梨木字 村北	12	2	3,390	H24. 4. 20(S29. 5. 13) 横手市告示第129号	1,930	56.9
3・6・309	曙町線	十文字町字通町	十文字町西原二 番町	11	2	780	H24. 4. 20(S29. 5. 13) 横手市告示第129号	521	66.8
3・6・310	北浦線	十文字町腕越字 北浦	十文字町腕越字 佐吉開	11	2	740	H24. 4. 20(S29. 5. 13) 横手市告示第129号	185	25.0
3・6・312	十文字駅前 通線	十文字町字通町	十文字町十五野新 田字十文字下夕	12	2	700	H24. 4. 20(S29. 5. 13) 横手市告示第129号	0	0.0
3・4・403	新水沢線	増田町増田字月 山西	増田町増田字平 鹿	16	2	1,640	H24. 4. 20(S30. 5. 12) 秋田県告示第223号	1,640	100.0
自専道 計		3 路線				9,820		9,820	100.0
幹線計		2 6 路線				57,640		35,969	62.4
区画計		1 路線				1,020		1,020	100.0
特殊ア 計		3 路線				2,400		2,400	100.0
計		3 3 路線				70,880		49,209	69.4

※ ( ) は当初年月日

#### 4-2 都市計画公園・緑地

令和7年3月31日現在

種別	番号	公園名	位 置	最終決定年月日 及び告示番号	都市決 定面積 (ha)	開設済 面積 (ha)
街区	2・2・101	光明寺街区公園	横手市大水戸町・中央 町	H22. 7. 23(S55. 11. 14) 横手市告示第98号	0.41	0.41
街区	2・2・102	花瑞木児童公園	横手市前郷一番町	H22. 7. 23(S55. 11. 14) 横手市告示第98号	0.29	0.29
街区	2・2・103	三井寺児童公園	横手市南町	H22. 7. 23(S56. 12. 22) 横手市告示第98号	0.30	0.30
街区	2・2・104	横手駅南児童公園	横手市駅南一丁目	H22. 7. 23(H 2. 3. 8) 横手市告示第98号	0.39	0.39

種別	番号	公園名	位置	最終決定年月日 及び告示番号	都市決定面積 (ha)	開設済面積 (ha)
街区	2・2・105	本郷第一公園	横手市旭川一丁目	H22. 7. 23 (S43. 4. 23) 横手市告示第98号	0. 60	0. 60
街区	2・2・106	本郷第二公園	横手市旭川二丁目	H22. 7. 23 (S43. 4. 23) 横手市告示第98号	0. 30	0. 30
街区	2・2・107	水上児童公園	横手市平和町	H22. 7. 23 (S53. 11. 8) 横手市告示第98号	0. 21	0. 21
街区	2・2・108	清川児童公園	横手市清川町	H22. 7. 23 (S53. 11. 8) 横手市告示第98号	0. 16	0. 16
街区	2・2・109	追廻第一児童公園	横手市追廻三丁目	H22. 7. 23 (S53. 11. 8) 横手市告示第98号	0. 35	0. 35
街区	2・2・110	追廻第二児童公園	横手市追廻一丁目	H22. 7. 23 (S53. 11. 8) 横手市告示第98号	0. 24	0. 24
街区	2・2・111	西山児童公園	横手市朝日が丘三丁目	H22. 7. 23 (S55. 1. 26) 横手市告示第98号	0. 15	0. 15
街区	2・2・112	荒沼児童公園	横手市朝日が丘二丁目	H22. 7. 23 (S55. 1. 26) 横手市告示第98号	0. 24	0. 10
近隣	3・3・101	八王寺公園	横手市安田字柳堤	H22. 7. 23 (S43. 4. 23) 横手市告示第98号	2. 80	1. 80
地区	4・4・101	七日市公園	横手市睦成字七日市・ 睦成字鶴巻	H22. 7. 23 (S43. 4. 23) 横手市告示第98号	7. 20	5. 20
地区	4・4・102	記念公園	横手市南町	H22. 7. 23 (S43. 4. 23) 横手市告示第98号	5. 10	3. 70
地区	4・5・103	大鳥公園	横手市大鳥町・新坂町	H22. 7. 23 (S43. 4. 23) 秋田県告示第373号	10. 20	9. 80
総合	5・6・101	横手公園	横手市睦成字城付ほか	H22. 7. 23 (S43. 4. 23) 秋田県告示第373号	62. 20	38. 90
総合	5・6・102	赤坂総合公園	横手市赤坂字郷土館ほか	H22. 7. 23 (S63. 3. 15) 秋田県告示第373号	61. 40	34. 40
地区	4・4・202	浅舞公園	横手市平鹿町浅舞字蔭 沼、字上蔭沼	H23. 3. 1 (S48. 9. 25) 横手市告示第21号	5. 40	5. 10
地区	4・4・201	十五野公園	平鹿町浅舞字十六石 野、字道川南、字一関 向	H22. 7. 23 (S63. 7. 12) 横手市告示第98号	9. 20	4. 20
街区	2・2・301	西原児童公園	十文字町西原二番町	H22. 7. 23 (S43. 7. 17) 横手市告示第98号	0. 16	0. 16
街区	2・2・302	腕越児童公園	十文字町腕越字山道端	H22. 7. 23 (S50. 8. 19) 横手市告示第98号	0. 15	0. 15
街区	2・2・303	十文字中央団地児童公園	十文字町梨木羽場字羽 場下	H22. 7. 23 (S60. 2. 27) 横手市告示第98号	0. 20	0. 20
近隣	3・3・301	梨木公園	横手市十文字町西原二 番町	H23. 3. 1 (S60. 3. 1) 横手市告示第21号	2. 10	2. 10
街区	2・2・401	中央児童公園	増田町増田字土肥館	H22. 7. 23 (S50. 2. 24) 横手市告示第98号	0. 24	0. 24
総合	5・6・401	真人公園	増田町増田字真人山ほか	H22. 7. 23 (S42. 11. 15) 秋田県告示第373号	104. 7	5. 46
街区公園 計		16か所			4. 39	4. 25
近隣公園 計		2か所			4. 90	3. 90
地区公園 計		5か所			37. 10	28. 00
総合公園 計		3か所			228. 30	78. 76
小計		26か所			274. 69	114. 91

種別	番号	公園名	位置	最終決定年月日 及び告示番号	都市決定面積 (ha)	開設済 面積 (ha)
墓園	101	前郷墓園	横手市前郷字兀山ほか	H22. 7. 23 (S47. 6. 20) 秋田県告示第373号	14. 9	4. 5
墓園	301	十文字墓園	十文字町梨木羽場字堤の上	H22. 7. 23 (S51. 5. 25) 横手市告示第98号	2. 30	0. 67
小計		2か所			17. 20	5. 17
合計		28か所			291. 89	120. 08

※ ( ) は当初決定年月日

(注) 都市計画公園以外の都市公園として一般の利用に供されている公園

1. 西河畔公園 3. 30ha 2. 旭公園 1. 40ha 3. 金沢公園 0. 90ha  
4. 境町健康広場 1. 20ha 5. 堤公園 0. 40ha  
6. 西ヶ坂史跡公園 1. 10ha 7. 木陰沼公園 2. 00ha  
8. 柳田運動広場 0. 60ha 9. 梅ノ木街区公園 0. 42ha  
10. 二ノ口公園 0. 37ha 11. 平安の風わたる公園 1. 40ha  
12. 下飛瀬公園 0. 35ha 13. 下三枚橋公園 0. 24ha  
14. 八萩公園 0. 36ha 15. 宝竜公園 0. 25ha  
16. 雄物川中央公園 3. 80ha 17. 雄物川河川公園 6. 40ha  
18. 鶴ヶ池公園 5. 10ha 19. 大森公園 28. 30ha  
20. 三枚橋1号街区公園 0. 30ha 21. 三枚橋2号街区公園 0. 38ha

#### 4-3 公共下水道

当初決定年月日：S58年 9月13日 市告示第 19号  
最終決定年月日：H30年 1月12日 市告示第 3号

下水道名	排水区域	幹線管渠延長 (m)	処理場	ポンプ場箇所 及び面積	供用 (ha)
横手市公共下水道	2,076	—	秋田湾雄物川流域下水道（横手 処理区）に接続 山内浄化センター 約9,700m <sup>2</sup>	—	1,940.33

#### 4-4 ごみ処理場

当初決定年月日：H24年 9月11日 市告示第194号  
最終決定年月日：H24年 9月11日 市告示第194号

番号	処理場名	位置	決定面積 (ha)	処理方式	処理能力	完了面積
1	クリーンプラザ よこて	横手市柳田字中村 の一部及び横手市 柳田字久右エ門沼 新田	約9.1	ストーカ式焼却炉	可燃ごみ 95t/日 資源・不燃・粗大ご み 30t/日	約9.1

#### 4-5 火葬場

当初決定年月日：S53年 6月26日 市告示第12号  
最終決定年月日：R4年 6月3日 市告示第147号

火葬場名	位置	決定面積 (ha)	火葬能力	完了面積 (ha)	備考
東部火葬場	横手市前郷字元判場	1.52	火葬炉3基 4体/日	1.52	
横手市西部斎場	横手市雄物川町薄井字抱合	0.40	火葬炉1基 3体/日	0.40	

4-6 自動車ターミナル

当初決定年月日：S51年 9月 6日 市告示第18号  
 最終決定年月日：S51年 9月 6日 市告示第18号

ターミナル名	位置	決定面積 (ha)	備考
秋田県南トラック事業協同組合 自動車ターミナル	横手市杉沢字中杉沢	1.32	4バース専用

## 5. 市街地開発事業

### 5-1 土地区画整理事業

令和7年3月31日現在

区域 地区名	最終都市計画決定		事業認可 公告年月 日	施行者	施行 面積 (ha)	換地公告 年月日	備考
	面積 (ha)	年月日・番号					
平城	2.7	S37.12.13(S30.11.25) 建設省告示第3111号	S31.3.9	横手市	2.7	S45.3.31	旧都市計画法 第12条による
本郷	44.1	S53.11.4(S38.3.8) 秋田県告示第798号	S40.1.30	横手市	29.9	S53.3.30	(本郷第一)
			S49.4.8	横手市	7.1	S56.3.31	(本郷第二)
			S53.9.21	横手市	6.0	S58.1.10	(本郷第三)
駅前	22.1	S55.11.11(S45.6.2) 秋田県告示第901号	S47.1.29	横手市	22.1	H3.4.26	
朝日ヶ丘	13.1	S48.6.25 横手市告示第3号	S48.12.4	組合	13.1	S54.3.10	
追廻	19.3	S49.6.14 横手市告示第6号	S50.2.1	組合	19.3	S54.3.8	
南町	10.0	S56.12.22(S55.9.8) 横手市告示第6号	S55.12.19	横手市	10.0	S62.7.3	
中央第一	15.7	S58.6.22 横手市告示第15号	S58.11.22	横手市	15.7	H11.12.10	
中央第二	13.6	S55.11.14 横手市告示第26号	S57.11.30	横手市	13.6	H18.4.14	
駅南	12.1	S58.2.14 横手市告示第3号	S58.6.20	横手市	12.1	H4.10.27	
安田	10.4	S63.7.19 横手市告示第9号	H1.3.29	横手市	10.4	H14.7.26	
清水沢	7.6	S63.10.7 横手市告示第14号	S63.2.23	組合	7.6	H7.12.15	
駅西	32.0	H4.12.8 秋田県告示第821号	H5.6.15	横手市	32.0	H23.7.22	
八幡	—	—	S52.11.5	個人	9.4	S54.3.10	
朝日ヶ丘第三	—	—	S58.12.6	個人	3.9	S59.9.28	
桜沢	—	—	H3.4.2	個人	5.9	H5.3.26	
第二桜沢	—	—	H6.6.3	個人	1.2	H6.12.6	
八王寺	—	—	H7.7.28	個人	1.5	H9.1.21	
向田	—	—	H8.5.29	個人	10.7	H10.2.20	
三枚橋	22.9	H9.3.7 秋田県告示第141号	H9.8.1	横手市	22.9	R4.9.16	
舘ノ下	—	—	H9.12.19	個人	2.8	H17.3.1	

区域 地区名	最終都市計画決定		事業認可 公告年月 日	施行者	施行 面積 (ha)	換地公告 年月日	備考
	面積 (ha)	年月日・番号					
中田	—	—	H10. 3. 17	個人	7. 4	H20. 4. 4	
西原	13. 40	H22. 7. 23 (S36. 3. 25) 横手市告示第98号	S36. 10. 10	十文字町	14. 9	S41. 3. 12	
八萩工業団地	—	—	H2. 7. 13	個人	2. 3	H3. 11. 1	
八萩工業第2	—	—	H4. 8. 18	個人	4. 0	H5. 11. 10	
八萩工業第3	—	—	H9. 12. 5	個人	0. 7	H10. 10. 6	
中央団地	—	—	H4. 9. 8	個人	2. 2	H5. 8. 2	
宝龍団地	—	—	H9. 6. 10	個人	5. 9	H12. 9. 26	
高齢者 福祉団地	—	—	H2. 9. 25	個人	2. 1	H6. 5. 6	
文化教育 ゾーン	—	—	H3. 4. 5	個人	5. 1	H4. 2. 18	
計	239. 0		31地区		304. 5		

※ ( ) は当初決定年月日

### 5-2 市街地再開発事業

事業名	施行 主体	施行 区域 面積 (ha)	建築 敷地 面積 (m2)	建蔽 率限 度	容積 率限 度	高さの 限度	主要用途	最終都市計画決 定年月日・番号	工事完了 公告日 (最終)
横手駅東口第一 地区第一種市街 地再開発事業	再開発 組合	2. 1	14, 300	8/10	40/10		公共施設、 商業施設、 住宅	H20. 1. 7 (H18. 5. 30) 市告示第1号	H23. 3. 1
横手駅東口第二 地区第一種市街 地再開発事業	再開発 組合	1. 7	11, 300	8/10	40/10		公益施設、事 務所、ホテル、 商業施設、住宅、駐 車場	R1. 11. 15 (R1. 11. 15) 市告示第189号	

### 6. 地区計画

令和7年3月31日現在

名称	位置	面積 (ha)	計画決定 年月日	地区計画のねらい	地区整 備計画	決定の概要	
						地区施設	建築物等に 関する事項
羽黒町・上内 町地区計画	横手市羽黒町 の一部及び上 内町の一部	約13. 6	S62. 4. 6 市告示 第7号	自然環境にめぐま れ、伝統的なたた ずまいをもつ住宅 地を将来にわたっ て担保する	未策定	—	未定
朝日が丘 地区計画	横手市朝日が 丘二丁目の一 部	約1. 0	S63. 7. 23 市告示 第10号	閑静な低層住宅と して良好な町並形 成	策定 (1. 0ha)	—	用途、敷地 面積、壁面 位置、意匠、 かき、さく

# 湯沢都市計画区域（湯沢市）

## 1. 沿革と概況

平成17年3月に湯沢市、稲川町、雄勝町、皆瀬村が合併して現在の湯沢市となった。

秋田県の最南東部に位置し、山形県とは国道13号、宮城県とは国道108号及び398号で結ばれており、秋田県の南の玄関口となっている。平成27年度には、東北中央自動車の雄勝こまちIC以南の一部が事業化されたほか、平成23年度に着手した湯沢駅周辺地区環境整備事業が令和元年度に完了している。

また、平成30年3月に立地適正化計画を定め、持続可能なコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりとして、令和3年度には道路網の見直しを行っている。

西栗駒山系の雄大な自然に恵まれ、泥湯・秋の宮・小安峡温泉といった豊富な温泉資源に加え、川原毛地獄山や小安峡大噴湯などの地質遺産が点在しており、平成24年9月には日本ジオパークに認定されたほか、平成27年5月には市内高松地区の国有林内において、国内では約20年ぶりという大規模地熱発電所の建設工事が着工され、令和元年5月に営業運転を開始している。

「犬っこまつり」「七夕絵どうろうまつり」「小町まつり」等の情緒豊かな伝統行事や多くの観光資源を有し、また、さくらんぼなどは特産品となっているほか、稲庭うどんや川連漆器、酒造りなど伝統的な産業が営まれており、それらの生産品も全国に誇れるものとなっている。

### 1-1 面積・人口

令和7年4月1日現在

行政区域		都市計画区域		人口集中区域	
面積 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)	人口 (人)
79,091	39,171	7,780	23,929	300	9,641

(注) 人口集中地区 (D・I・D) は、令和2年国勢調査による。

## 2. 法の適用及び都市計画区域の経緯

決定年月日 及び告示番号	面積 (ha)	区 域
S 24. 7. 2 建設省告示第661号	1,705.79	旧湯沢町の全域
S 29. 3. 31	10,566	湯沢地域の一部
S 44. 5. 20 建設省告示第2148号	1,618.40	湯沢地域の一部
S 50. 9. 25 秋田県告示第599号	7,780	湯沢地域の一部

## 3. 地域地区

### 3-1 用途地域

当初決定年月日：S35年 3月26日 建告示第703号

最終決定年月日：R 4年 8月30日 市告示第132号

地域名	面積 (ha)	構成比 (%)	容積率 (%)	建蔽率 (%)
第1種低層住居専用地域	10	1.4	80	50
第1種中高層住居専用地域	68	9.4	200	60
第2種中高層住居専用地域	4.2	0.6	200	60
第1種住居地域	374.9	52.0	200	60
第2種住居地域	43.6	6.0	200	60

地 域 名	面 積 (h a)	構 成 比 (%)	容 積 率 (%)	建 蔽 率 (%)
近 隣 商 業 地 域	93	12.9	200	80
商 業 地 域	46	6.4	400	80
準 工 業 地 域	55.5	7.7	200	60
工 業 地 域	26.1	3.6	200	60
計	721	100		

(注) 第1種低層住居専用地域の建築物の高さの限度は10.0m

(注) 第1種低層住居専用地域の外壁後退距離の限度は1.0m

### 3-2 準防火地域

地 域 名	面 積 (h a)	告 示 年 月 日
準防火地域	151	当初決定年月日：S35年 3月26日 建告示第698号 最終決定年月日：H 8年 4月 1日 市告示第 5号

### 3-3 特別用途地区

地 域 名	面 積 (h a)	告 示 年 月 日
特別工業地区	42	当初決定年月日：H 8年 4月 1日 市告示第 6号 最終決定年月日：H 8年 4月 1日 市告示第 6号

### 3-4 風致地区

風致地区名	最終決定年月日 及び告示番号	面 積 (h a)	種 別 面 積 内 訳		
			第1種地区 (h a)	第2種地区 (h a)	第3種地区 (h a)
城跡風致地区	S35. 3. 25(S35. 3. 25) 建設省告示第702号	44.8	44.8	—	—
前森風致地区	S35. 3. 25(S35. 3. 25) 建設省告示第702号	12.4	10.9	—	1.5
愛宕山風致地区	S35. 3. 25(S35. 3. 25) 建設省告示第702号	6.6	4.9	—	1.7
計	3地区	63.8	60.6		3.2

(注) ( ) は当初決定日

## 4. 都市計画施設

### 4-1 都市計画道路

令和7年3月31日現在

街路番号	路線名	起点	終点	幅員	車線の数	延長(m)	最終決定年月日及び告示番号	改良済実延長(m)	整備率(%)
1・3・1	湯沢高速線	雄勝町桑ヶ崎字上谷地	湯沢市岩崎字下川原	23.5	4	17,880	R 4. 8.30(H 4. 1.21) 秋田県告示第368号	17,880 (2車線)	100
3・4・1	新国道線	湯沢市岩崎字下川原	湯沢市関口字除柳	16 (19.5)	2 (4)	8,780 (1,800)	R 4. 8.30(S27. 5. 7) 秋田県告示第368号	7,760	88.4
3・4・2	駅前通御屋敷線	湯沢市表町二丁目	湯沢市湯ノ原一丁目	16	2	1,140	H23. 3.25(S25. 5.20) 秋田県告示第158号	1,140	100
3・4・3	湯ノ原線	湯沢市字山谷	湯沢市倉内字四ッ屋	16	2	3,860	H27. 2.17(S27. 5.1) 秋田県告示第57号	3,860	100
3・3・7	山田線	湯沢市千石町一丁目	湯沢市字中野々目	27	2	900	R 4. 8.30(S35. 3.26) 秋田県告示第368号	900	100
3・5・9	新開地線	湯沢市表町二丁目	湯沢市表町四丁目	14	2	590	H23. 3.25(S35. 3.26) 湯沢市告示第16号	590	100
3・4・10	寺沢線	湯沢市愛宕町三丁目	湯沢市関口字寺沢	16	2	430	R 3. 7.13(S56. 8.25) 湯沢市告示第102号	430	100
3・4・11	駅西線	湯沢市西新町	湯沢市岡田町	16	2	400	R 3. 7.13(S56.12.22) 湯沢市告示第102号	400	100
3・4・12	旧国道線	湯沢市前森二丁目	湯沢市田町二丁目	16	2	1,330	R 4. 8.30(S35. 3.26) 秋田県告示第368号	1,330	100
3・4・13	中央通り線	湯沢市表町二丁目	湯沢市柳町二丁目	16	2	380	R 3. 7.13(S56.12.22) 湯沢市告示第102号	211	55.5
3・4・15	清水町線	湯沢市清水町一丁目	湯沢市清水町四丁目	14	2	310	R 3. 7.13(H 4. 1.21) 湯沢市告示第102号	—	—
3・6・19	湯沢インター岩崎線	湯沢市字沖鶴	湯沢市岩崎字南一条	11	2	4,320	R 4. 8.30(H 3. 8.30) 秋田県告示第368号	4,320	100
3・5・20	南中西線	湯沢市関口字寺沢	湯沢市関口字新山田	12	2	790	R 3. 7.13(H 4.12. 2) 湯沢市告示第102号	590	74.7
3・5・21	西大通り中野線	湯沢市元清水四丁目	湯沢市字中野	15.5	2	1,460	H23. 3.25(H23. 3.25) 秋田県告示第158号	1,460	100
7・6・1	西松沢線	湯沢市千石町三丁目	湯沢市西愛宕町	9	2	910	H 4.12. 2(S56. 8.24) 湯沢市告示第14号	680	74.7
7・6・3	元清水線	湯沢市清水町二丁目	湯沢市元清水町四丁目	9	2	750	R 3. 7.13(H 4. 1.21) 湯沢市告示第102号	596	79.5
7・6・4	西新町線	湯沢市字岡田町	湯沢市清水町一丁目	9	2	870	R 3. 7.13(H 3. 8.30) 湯沢市告示第102号	270	31.0
8・7・1	愛宕町線	湯沢市愛宕町三丁目	湯沢市南台	6	—	730	H23. 3.25(S56. 8.24) 湯沢市告示第16号	730	100.0
8・7・2	湯沢駅東西自由通路	湯沢市表町二丁目	湯沢市表町二丁目	3	—	50	H23. 3.25(H23. 3.25) 湯沢市告示第16号	50	100.0
自専道計		1路線				17,880		17,880	100
幹線計		13路線				24,690		22,991	93.1
区画計		3路線				2,530		1,546	61.1
特殊ア計		2路線				780		780	100
計		19路線				45,880		43,197	94.2

## 4-2 都市計画公園・墓園

令和7年3月31日現在

種別	番号	公園名	位置	最終決定年月日 及び告示番号	都市決定面積 (ha)	開設済面積 (ha)
街区	2・2・1	西田町街区公園	湯沢市田町二丁目	H10.12.1(S35.3.26) 湯沢市告示第22号	0.18	0.18
街区	2・2・3	佐竹町街区公園	湯沢市佐竹町	H24.3.14(S42.12.23) 湯沢市告示第7号	0.10	0.10
街区	2・2・5	西松沢街区公園	湯沢市千石町三丁目	S55.11.14(S55.11.14) 湯沢市告示第12号	0.22	0.22
街区	2・2・7	平清水街区公園	湯沢市表町四丁目	S55.3.5(S48.7.1) 湯沢市告示第4号	0.10	0.10
街区	2・2・8	古館街区公園	湯沢市古館町	S55.3.5(S48.7.1) 湯沢市告示第4号	0.24	0.24
街区	2・2・9	石名塚街区公園	湯沢市千石町二丁目	S55.3.5(S48.7.1) 湯沢市告示第4号	0.13	0.13
街区	2・2・10	関口街区公園	湯沢市関口字関口	S55.3.5(S50.8.19) 湯沢市告示第4号	0.16	0.16
街区	2・2・11	清水町街区公園	湯沢市清水町四丁目	S55.3.5(S50.8.19) 湯沢市告示第4号	0.10	0.10
街区	2・2・12	中川原南街区公園	湯沢市清水町五丁目	S55.3.5(S51.3.10) 湯沢市告示第4号	0.12	0.12
街区	2・2・13	岩崎街区公園	湯沢市岩崎字岩崎	S55.3.5(S53.3.3) 湯沢市告示第4号	0.10	0.10
街区	2・2・14	新所街区公園	湯沢市杉沢新所字八幡山	S55.3.5(S53.3.3) 湯沢市告示第4号	0.17	0.17
街区	2・2・15	西新町街区公園	湯沢市清水町一丁目	S55.3.5(S55.3.5) 湯沢市告示第4号	0.12	0.12
街区	2・2・16	成沢街区公園	湯沢市成沢字堤端	S56.5.13(S55.11.14) 湯沢市告示第5号	0.14	0.14
街区	2・2・17	杉沢街区公園	湯沢市杉沢字野々沢	S57.4.5(S57.4.5) 湯沢市告示第5号	0.20	0.20
街区	2・2・18	松沢街区公園	湯沢市西愛宕町	S57.4.5(S57.4.5) 湯沢市告示第5号	0.26	0.26
街区	2・2・19	寺沢街区公園	湯沢市若葉町	S57.4.5(S57.4.5) 湯沢市告示第5号	0.13	0.13
街区	2・2・23	元清水東街区公園	湯沢市元清水一丁目	H9.3.18(H9.3.18) 湯沢市告示第4号	0.25	0.25
街区	2・2・24	元清水西街区公園	湯沢市元清水二丁目	H9.3.18(H9.3.18) 湯沢市告示第4号	0.23	0.23
近隣	3・3・1	千年公園	湯沢市岩崎字千年	S55.11.11(S55.11.11) 秋田県告示第904号	2.30	1.10
地区	4・4・1	愛宕公園	湯沢市字愛宕山 ・字東松沢	S55.11.11(S35.3.26) 秋田県告示第904号	7.20	4.45
地区	4・3・2	勇ヶ岡公園	湯沢市山田字蓮台寺 ・字下堂ヶ沢	H12.8.8(S55.11.11) 秋田県告示第524号	11.20	—

種別	番号	公園名	位置	最終決定年月日 及び告示番号	都市決定面積 (ha)	開設済面積 (ha)
総合	5・4・1	前森公園	湯沢市字東赤土山 ・字中の沢弁慶山	S55. 11. 11 (S35. 3. 26) 秋田県告示第904号	9. 60	9. 00
総合	5・5・2	中央公園	湯沢市字古館山 ・字内館山	S55. 11. 11 (S35. 3. 26) 秋田県告示第904号	12. 90	4. 50
街区公園計		18か所			2. 95	2. 95
近隣公園計		1か所			2. 30	1. 10
地区公園計		2か所			18. 40	4. 45
総合公園計		2か所			22. 50	13. 50
小計		23か所			46. 15	22. 00
墓園	1	湯沢墓地公園	湯沢市字金堀沢山・字山谷・ 字西金堀沢山・字谷地/沢山	S57. 4. 10 (S35. 3. 26) 秋田県告示第311号	10. 90	7. 04
計		24か所			57. 05	29. 04

※ ( ) は当初決定年月日

(注) 都市計画公園以外の都市公園として一般の利用に供されている公園

1. 観音森公園：0.52ha
2. 中川原北街区公園：0.07ha
3. 勇ヶ岡記念公園：0.14ha
4. 相川公園：0.57ha
5. 角間公園：0.62ha
6. 森の子広場：0.13ha
7. 掬上公園：0.29ha
8. 緑風公園：0.57ha
9. 清水公園：0.36ha
10. 若葉公園：0.22ha
11. 弁天公園：0.34ha
12. 岡田街区公園：0.06ha
13. 戸石崎ニュータウン緑地公園：0.11ha
14. 倉内河川公園：2.65ha
15. 光陽台「ちびっ子広場」：0.03ha
16. 小中島公園：0.11ha
17. 東鳥海の里公園：1.14ha
18. 成沢堤公園：0.64ha
19. 大台沼自然公園：1.0ha
20. コスモスパーク：0.93ha
21. 勇ヶ岡健康広場：0.68ha
22. 両神緑地公園：0.05ha
23. 桜堤防緑道公園：1.02ha

#### 4-3 公共下水道

当初決定年月日：H 2年12月 6日 市告示第14号  
最終決定年月日：R 6年 1月 5日 県告示第 1号

下水道名	排水区域 (ha)	ポンプ場箇所 及び面積	処理施設 (m <sup>2</sup> )	供用 (ha)
湯沢市公共下水道	505	—	湯沢市終末処理場 47,200m <sup>2</sup>	排水区域 442.48

#### 4-4 汚物処理場

当初決定年月日：S37年 3月28日 建告示第 931号  
最終決定年月日：S43年12月28日 建告示第3816号

処理場名	位置	決定面積 (ha)	処理方法	処理能力 (kl/日)	完了面積 (ha)
湯沢市外3ヶ町環境衛生 事務組合し尿処理場	湯沢市関口字 川前	1.3	加温式	66	1.3

#### 4-5 火葬場

当初決定年月日：S41年12月 7日 建告示第3915号  
最終決定年月日：S57年 7月20日 市告示第 9号

火葬場名	位置	決定面積 (ha)	火葬能力 (体/日)	完了面積 (ha)	備考
湯沢雄勝広域市町村 圏組合火葬場	湯沢市関口字沼桶・土桶	0.4	9	0.4	

#### 4-6 ごみ焼却場 (一般廃棄物処理施設)

当初決定年月日：H25年12月 6日 市告示第101号  
最終決定年月日：H25年12月 6日 市告示第101号

処理場名	位置	決定面積 (ha)	処理方法	処理能力 (t/日)	完了面積 (ha)
湯沢雄勝広域市町村圏組 合ごみ焼却場	湯沢市関口字 川前、字中崎	1.66	前連続燃焼式 ストーカ炉方式	74	1.66

## 5. 市街地開発事業

### 5-1 土地区画整理事業

令和7年3月31日現在

区域 地区名	最終都市計画決定		事業認可 公告年月 日	施行者	施行 面積 (h a)	換地公告 年月日	備考
	面積 (ha)	年月日・番号					
平清水	15.2	S49.11.2(S35.10.20) 湯沢市告示第15号	S36.10.5	湯沢市	4.0	S41.3.31	(平清水第一)
			S46.12.18	湯沢市	11.1	S53.2.9	(平清水第二)
寺沢	30.1	H4.12.8(S56.8.25) 秋田県告示第822号	S56.10.13	組合	16.8	S61.6.20	(寺沢)
			H5.4.2	組合	13.0	H9.1.31	(寺沢第二)
石名塚	—	—	S47.10.24	組合	4.5	S51.2.21	
駅裏	—	—	S52.3.19	組合	3.9	S54.5.31	
西松沢	—	—	S54.4.10	組合	7.4	S57.2.6	
湯沢工業団地	—	—	S62.11.20	個人	21.6	S63.8.5	
元清水	16.1	H9.3.18(H9.3.18) 湯沢市告示第3号	H9.12.2	湯沢市	16.1	H16.9.24	
計	61.4		9地区		98.4		

※ ( ) は当初決定年月日

## 6. 地区計画

令和7年3月31日現在

名称	位置	面積 (ha)	計画決定 年月日	地区計画のねらい	地区整備計画	決定の概要	
						地区施設	建築物等に 関する事項
大町地区 地区計画	湯沢市大町一丁目、大町二丁目地内	約3.7	H12.3.30 湯沢市告示 第11号	公共施設の整備や商業施設整備とともに魅力的で賑わいのある商店街を形成し、もって中心市街地の活性化を図る。	策定	—	用途 形態 意匠 壁面の位置

# 小坂都市計画区域（小坂町）

## 1. 沿革と概況

昭和30年4月、国内有数の鉱山を持つ小坂町と七滝村が合併、翌年4月一部が分町して、現在の「新制小坂町」が誕生した。役場庁舎の老朽化に伴い、平成26年に旧小坂中学校校舎を改修した現庁舎に移転している。

道路交通は町を南北に縦断する国道282号と東西に横断する主要地方道大館十和田湖線（樹海ライン）がほぼ中心部で交差している。平成25年11月に西部を縦断する東北縦貫自動車道と秋田自動車道が小坂JCTで接続し、小坂北ICが開通したことにより日本海沿岸方面への高速交通体系も整備されつつある。

鉱業関係の技術開発や国際的鉱業技術研修が金属鉱業技術研修センターで展開されており、国際交流も積極的に進められている。

また、町中心部に位置する小坂中央公園内に重要文化財である「小坂鉱山事務所」「康楽館」等の明治の近代化遺産を活用した「明治百年通り」が形成されており、平成26年には旧小坂鉄道施設を活用した「小坂鉄道レールパーク」も開業し、観光産業文化都市としての発展が期待されている。

### 1-1 面積・人口

令和7年4月1日現在

行政区域		都市計画区域	
面積 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)	人口 (人)
20,170	4,368	1,186	2,938

## 2. 法の適用及び都市計画区域の経緯

決定年月日 及び告示番号	面積 (ha)	区 域
S35.12.24 建設省告示第2769号	22,179	小坂町の全域
S44.5.20 建設省告示第2147号	832.2	小坂町の一部
S60.12.3 建設省告示第717号	1,186	小坂町の一部

## 3. 地域地区

### 3-1 用途地域

当初決定年月日：S62年4月1日 町告示第4号

最終決定年月日：H8年1月1日 町告示第28号

地 域 名	面積 (ha)	構成比 (%)	容積率 (%)	建蔽率 (%)
第1種低層住居専用地域	8.8	5	80	50
第1種中高層住居専用地域	19	10	200	60
第1種住居地域	58	30	200	60
第2種住居地域	28	15	200	60
近隣商業地域	14	7	200	80
準工業地域	9.6	5	200	60
工業地域	53	28	200	60
計	190	100		

(注) 第1種低層住居専用地域の建築物の高さの限度は10.0m

(注) 第1種低層住居専用地域の外壁後退距離の限度は1.0m

## 4. 都市計画施設

### 4-1 都市計画道路

令和7年3月31日現在

街路番号	路線名	起点	終点	幅員	車線の数	延長(m)	最終決定年月日及び告示番号	改良済実延長(m)	整備率(%)
3・4・1	中央線	小坂町小坂字堰口	小坂町小坂字山崎2	16	—	3,900	H 3. 3. 29(S38. 3. 8) 秋田県告示第231号	2,770	71.0
3・5・2	向陽線	小坂町小坂字上田表	小坂町小坂鉦山字古館	12	—	890	S60. 6. 19(S38. 3. 8) 小坂町告示第 11号	890	100.0
3・5・3	永楽町線	小坂町小坂字上小坂	小坂町小坂鉦山字古館	12	—	790	H 3. 3. 29(S38. 3. 8) 小坂町告示第 7号	472	59.7
3・5・4	新町山崎線	小坂町小坂鉦山字松の下11	小坂町小坂大稲坪12の9	12	—	1,160	H 3. 3. 29(S38. 3. 8) 小坂町告示第 7号	—	—
3・4・5	大館鉛山線	小坂町小坂字中前田	小坂町小坂鉦山字尾樽部	16	—	2,270	H 1. 9. 19(S38. 3. 8) 秋田県告示第648号	1,522	67.0
7・6・1	苦竹岩沢線	小坂町小坂字上田表20の1	小坂町小坂字橋場50の1	8	—	2,150	H 3. 3. 29(S38. 3. 8) 小坂町告示第 7号	—	—
幹線計		5 路線				9,010		5,654	62.8
区画計		1 路線				2,150		—	
計		6 路線				11,160		5,654	50.7

※ ( ) は当初決定年月日

### 4-2 都市計画公園

令和7年3月31日現在

種別	番号	公園名	位置	最終決定年月日及び告示番号	都市決定面積(ha)	開設済面積(ha)
街区	2・2・1	北あけぼの街区公園	小坂町小坂鉦山字尾樽部	S47. 12. 1(S47. 12. 12) 小坂町告示第16号	0.17	0.17
街区	2・2・2	向陽街区公園	小坂町小坂鉦山字苦竹	S49. 11. 12(S49. 11. 12) 小坂町告示第14号	0.28	0.28
街区	2・2・3	中央街区公園	小坂町小坂字上前田	S50. 2. 21(S50. 2. 21) 小坂町告示第3号	0.11	0.11
街区	2・2・4	朝日ヶ丘街区公園	小坂町小坂鉦山字尾樽部	S52. 6. 4(S52. 6. 4) 小坂町告示第8号	0.34	0.34
街区	2・2・5	鳥越街区公園	小坂町上向字谷地端	S53. 3. 6(S53. 3. 6) 小坂町告示第4号	0.29	0.29
街区	2・2・6	東渡ノ羽街区公園	小坂町小坂鉦山字東渡ノ羽	S53. 3. 6(S53. 3. 6) 小坂町告示第4号	0.32	0.32
街区	2・2・7	藤倉街区公園	小坂町小坂字山崎	S53. 3. 6(S53. 3. 6) 小坂町告示第4号	0.17	0.17
地区	4・4・1	中央地区公園	小坂町小坂字砂森ほか	H9. 7. 29(S56. 4. 4) 秋田県告示第486号	14.5	11.3
街区公園計		7 か所			1.68	1.68
地区公園計		1 か所			14.50	11.30
計		8 か所			16.18	12.98

※ ( ) は当初決定年月日

(注) 都市計画公園以外の都市公園として一般の利用に供されている公園

1. 町民憩いの森：13.43ha 2. みんなの運動公園8.8ha

#### 4-3 公共下水道

当初決定年月日：H 5年12月 3日 町告示第22号  
 最終決定年月日：R 3年 3月 8日 町告示第 9号

下水道名	排水区域 (h a)	幹線管渠延長 (m)	ポンプ場箇所 及び面積		供用 (h a)
小坂町公共下水道	164	—	—	米代川流域下水道 (鹿角処理区) に接続	159.40

#### 5. 地区計画

令和7年3月31日現在

名称	位置	面積 (ha)	計画決定 年月日	地区計画のねらい	地区整備 計画	決定の概要	
						地区施設	建築物等に関する事項
古舘地区 地区計画	小坂町小坂鉦 由字古舘、栗 平及び小坂字 上前田地内	4.6	H10. 4. 1 小坂町告示 第12号	歴史的建造物を活 かした街並み景観 形成を図り、併せ て居住環境の充実 を図る	策定	旧小坂鉦山 事務所(明 治38年創 建)	用途 高さ 形態 意匠

# 五城目都市計画区域（五城目町）

## 1. 沿革と概況

全国でも屈指の歴史を誇る朝市通りを中心に拓けた本町は、明治29年町制が施行され五十目村から五城目町となり、昭和18年馬川村と合併、さらに昭和30年3月五城目町、馬場目村、富津内村、内川村、大川村が合併、その後面潟村の一部を合併し現在に至っている。

県のほぼ中央に位置し、鉄道の便がなくもっぱら道路交通に頼っている。国道7号、285号、県道、都市計画道路等の整備、また都市的な公共施設が多く建設されてきた。今後は風土の特性を生かした、緑豊かな魅力ある田園都市づくりを目指している。

### 1-1 面積・人口

令和7年4月1日現在

行政区域		都市計画区域	
面積 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)	人口 (人)
21,492	7,739	1,159	4,821

## 2. 法の適用及び都市計画区域の経緯

決定年月日 及び告示番号	面積 (ha)	区 域
S27.12.24 建設省告示第1499号	1,367.4	旧五城目町の全域
S44.5.20 建設省告示第2155号	380.5	五城目町の一部
S45.12.26 建設省告示第717号	1,159	五城目町の一部

## 3. 地域地区

### 3-1 用途地域

当初決定年月日：S49年 1月 1日 町告示第 1号

最終決定年月日：R 3年 3月31日 町告示第55号

地域名	面積 (ha)	構成比 (%)	容積率 (%)	建蔽率 (%)
第1種低層住居専用地域	39.6	12.4	80	50
第1種住居地域	175.3	55.0	200	60
近隣商業地域	14	4.4	200	80
商業地域	25	7.8	400	80
準工業地域	65	20.4	200	60
計	318.9	100		

(注) 第1種低層住居専用地域の建築物の高さの限度は10.0m

(注) 第1種低層住居専用地域の外壁後退距離の限度は1.0m

## 4. 都市計画施設

### 4-1 都市計画道路

令和7年3月31日現在

街路番号	路線名	起点	終点	幅員	車線の数	延長(m)	最終決定年月日及び告示番号	改良済実延長(m)	整備率(%)
3・3・1	雀館線	五城目町富津内 下山内字下川原	五城目町上樋口 字樽沢	22	—	2,500	H 1. 3.22(S46. 3. 9) 秋田県告示第149号	1,379	55.2
3・4・2	中央線	八郎潟町川崎字 嘉美	五城目町高崎字 佐戸	18	—	2,770	H 1. 3.22(S46. 3. 9) 秋田県告示第149号	2,770	100
3・5・3	磯ノ目線	五城目町東磯ノ 目一丁目	五城目町東磯ノ 目二丁目	12	—	790	S46. 3.11(S46. 3.11) 五城目町告示第6号	790	100
3・4・4	山手線	五城目町字鶴ノ 木	五城目町富津内 中津又字住吉	20	—	4,440	H 1. 3.22(S46. 3. 9) 秋田県告示第149号	4,440	100
3・5・5	上町線	五城目町字石田 六ヶ村堰添	五城目町上樋口 字屋岸	12	—	1,490	S46. 3. 9(S46. 3. 9) 秋田県告示第120号	340	22.8
3・4・7	森山七倉線	八郎潟町川崎字 嘉美	五城目町鶴ノ木	18	2	1,760	H25. 4. 5(S57. 4.10) 秋田県告示第158号	—	—
7・6・1	川反線	五城目町西磯ノ 目一丁目	五城目町西磯ノ 目二丁目	8	—	470	S63. 7.14(S63. 7.14) 五城目町告示第67号	470	100
7・6・2	東磯ノ目線	五城目町東磯ノ 目一丁目	五城目町東磯ノ 目二丁目	8	—	310	S63. 7.14(S63. 7.14) 五城目町告示第67号	310	100
7・6・3	西磯ノ目線	五城目町西磯ノ 目一丁目	五城目町西磯ノ 目二丁目	8	—	170	S63. 7.14(S63. 7.14) 五城目町告示第67号	170	100
7・6・4	肥土線	五城目町字鶴ノ 木	五城目町西磯ノ 目二丁目	8	—	890	H 2. 3.12(H 2. 3.13) 五城目町告示第53号	890	100
幹線計		6路線				13,750		9,719	70.7
区画計		4路線				1,840		1,840	100
計		10路線				15,590		11,559	74.1

※ ( ) は当初決定年月日

### 4-2 都市計画公園・緑地・墓園

令和7年3月31日現在

種別	番号	公園名	位置	最終決定年月日及び告示番号	都市決定面積(ha)	開設済面積(ha)
街区	2・2・1	昭辰街区公園	五城目町高崎字中 川原	S48. 12.15(S48. 12.15) 五城目町告示第27号	0.25	0.23
総合	5・5・1	雀館公園	五城目町上樋口字 堂社ほか	H30. 5.11(S51. 8.24) 五城目町告示第51号	15.1	9.73
小計		2か所			15.35	9.96
墓園	1	杉ヶ崎墓園	五城目町字杉ヶ崎 ほか	S53. 2.25(S53. 2.25) 秋田県告示第133号	24.8	1.79
緑地	1	戸村堰緑道	五城目町字下夕町 ほか	H10. 12.10(H3. 2.26) 五城目町告示第98号	2.6	1.12
計		4か所			42.75	12.87

※ ( ) は当初決定年月日

#### 4-3 公共下水道

当初決定年月日：S63年12月15日 町告示第83号  
 最終決定年月日：R7年 3月17日 町告示第16号

下水道名	排水区域 (h a)	幹線管渠延長	ポンプ場箇所 及び面積	処理場	供用 (h a)
五城目町 公共下水道	366	汚水：－ m 雨水：－ m	－	秋田湾・雄物川流域下水道(臨海処理区)に接続	300

#### 4-4 火葬場

当初決定年月日：H 1年11月25日 町告示第130号  
 最終決定年月日：R 3年 3月31日 町告示第 56号

火葬場名	位置	決定面積 (m2)	火葬能力 (体/日)	完了面積 (m2)	備考
五城目町斎場	五城目町字稲荷前・字神明前	3,832	4	3,832	

### 5. 市街地開発事業

#### 5-1 土地区画整理事業

令和7年3月31日現在

区域 名 地区	最終都市計画決定		事業認可 公告年月 日	施行者	施行 面積 (h a)	換地公告 年月日	備考
	面積 (ha)	年月日・番号					
磯ノ目	30	S46. 3. 9(S46. 3. 9) 秋田県告示第122号	S49. 1. 1	五城目町	29. 3	H6. 4. 22	
雀館	－	－	H4. 3. 17	共同	2. 1	H5. 2. 19	
計	30. 0		2 地区		31. 4		

# 八郎潟都市計画区域（八郎潟町）

## 1. 沿革と概況

明治22年面潟村、一日市町が誕生し、昭和31年9月両町村が合併して新しく八郎潟町が発足した。本町は県の中央部南秋田郡の北端に位置し、北は出羽丘陵末端で山本郡に接し、東および南は五城目町に接しており、特に南の境界線となっている馬場目川は西流して八郎湖に注いでいる。世紀の干拓地新生大潟村へ、493メートルの大潟橋によって通じている。

本町のほぼ中央に奥羽本線が南北に縦貫し、平行して国道7号が走り、西側の県道は一日市より三倉鼻まで通じており、本町の行政産業の主要路線となっている。

### 1-1 面積・人口

令和7年4月1日現在

行政区域		都市計画区域	
面積 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)	人口 (人)
1,700	5,136	1,068	5,136

## 2. 法の適用及び都市計画区域の経緯

決定年月日 及び告示番号	面積 (ha)	区 域
S25.11.10 建設省告示第1170号	397	一日市町の全域
S32.4.9 建設省告示第553号	397	八郎潟町の一部
S60.12.3 秋田県告示第714号	1,068	八郎潟町の一部

## 3. 地域地区

### 3-1 用途地域

当初決定年月日：S60年12月13日 町告示第21号

最終決定年月日：H29年9月7日 町告示第11号

地域名	面積 (ha)	構成比 (%)	容積率 (%)	建蔽率 (%)
第1種低層住居専用地域	6.3	6.2	80	50
第2種低層住居専用地域	8.5	8.3	150	60
第1種住居地域	64.5	63.3	200	60
近隣商業地域	14	13.8	200	80
準工業地域	8.5	8.3	200	60
計	102	99.9		

(注) 第1種、第2種低層住居専用地域の建築物の高さの限度は10.0m

(注) 第1種、第2種低層住居専用地域の外壁後退距離の限度は1.0m

## 4. 都市計画施設

### 4-1 都市計画道路

令和7年3月31日現在

街路番号	路線名	起点	終点	幅員	車線の数 (m)	延長 (m)	最終決定年月日 及び告示番号	改良済 実延長 (m)	整備 率 (%)
3・4・1	大町線	八郎潟町字大道	八郎潟町字一日市	20	—	1,020	H2.3.13(S27.5.7) 秋田県告示第172号	—	—
3・4・2	駅前線	八郎潟町字中田	八郎潟町字中田	20	—	80	H2.3.13(S27.5.7) 秋田県告示第172号	—	—

街路番号	路線名	起点	終点	幅員	車線の数(m)	延長(m)	最終決定年月日及び告示番号	改良済実延長(m)	整備率(%)
3・4・3	中央線	八郎潟町字蒲沼	八郎潟町字一日市	20	—	1,010	H 2. 3. 13(H 2. 3. 13) 秋田県告示第172号	—	—
3・4・4	中久保線	八郎潟町字大道	八郎潟町字一日市	16	—	1,370	H 2. 3. 13(H 2. 3. 13) 秋田県告示第172号	—	—
3・4・5	干拓線	八郎潟町字蒲沼	八郎潟町字一日市	16	—	700	H 2. 3. 13(H 2. 3. 13) 秋田県告示第172号	—	—
1等小路第1号	五城目線	八郎潟町字中嶋	八郎潟町字昼寝下	8	—	364	S27. 5. 7(S27. 5. 7) 建設省告示第172号	—	—
1等小路第2号	中央線	八郎潟町字中嶋	八郎潟町字一日市	8	—	502	S27. 5. 7(S27. 5. 7) 建設省告示第172号	80	15.9
1等小路第4号	愛宕町線	八郎潟町字下川原	八郎潟町字中嶋	8	—	297	S27. 5. 7(S27. 5. 7) 建設省告示第172号	—	—
1等小路第5号	中嶋線	八郎潟町字中嶋	八郎潟町字中嶋	8	—	741	S27. 5. 7(S27. 5. 7) 建設省告示第172号	—	—
1等小路第6号	与四郎線	八郎潟町字一日市	八郎潟町字下川原	8	—	362	S27. 5. 7(S27. 5. 7) 建設省告示第172号	—	—
1等小路第8号	古川線	八郎潟町字中田	八郎潟町字一日市	8	—	822	S27. 5. 7(S27. 5. 7) 建設省告示第172号	—	—
1等小路第9号	下川原線	八郎潟町字下川原	八郎潟町字下川原	8	—	272	S27. 5. 7(S27. 5. 7) 建設省告示第172号	—	—
幹線計		5路線				4,180		0	0.0
1等小路計		7路線				3,360		80	2.4
計		12路線				7,540		80	1.1

※( )は当初決定年月日

#### 4-2 都市計画公園

令和7年3月31日現在

種別	番号	公園名	位置	最終決定年月日及び告示番号	都市決定面積(ha)	開設済面積(ha)
街区	2・2・1	大道街区公園	八郎潟町字中嶋	S49. 10. 30(S49. 10. 30) 八郎潟町告示第13号	0.28	0.28
街区	2・2・2	中久保街区公園	八郎潟町字中久保	S50. 8. 25(S50. 8. 25) 八郎潟町告示第6号	0.26	0.26
街区	2・2・3	家の後街区公園	八郎潟町字家の後	S51. 3. 8(S51. 3. 8) 八郎潟町告示第2号	0.26	0.26
街区	2・2・4	中田街区公園	八郎潟町字中田	S52. 5. 30(S52. 5. 30) 八郎潟町告示第8号	0.30	0.30
街区	2・2・5	昼根下街区公園	八郎潟町字屋根下	S53. 2. 28(S53. 2. 28) 八郎潟町告示第5号	0.11	0.11
地区	4・4・1	中羽立公園	八郎潟町夜叉袋字中羽立	S55. 6. 10(S52. 8. 20) 秋田県告示第5号	6.10	6.10
街区公園計		5か所			1.21	1.21
地区公園計		1か所			6.10	6.10
計		6か所			7.31	7.31

※( )は当初決定年月日

#### 4-3 公共下水道

当初決定年月日：S60年12月13日 町告示第22号  
最終決定年月日：H23年8月4日 町告示第12号

下水道名	排水区域(ha)	幹線管渠延長(m)	処理場	供用(ha)
八郎潟町公共下水道	295	—	秋田湾雄物川流域下水道(臨海処理区)に接続	283.3